

平成21年3月 6日から  
平成21年3月11日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町議会議場

## 平成21年標茶町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号(3月6日)

|   |    |
|---|----|
| 開会の宣告   | 3  |
| 開議の宣告   | 3  |
| 会議録署名議員の指名  | 3  |
| 会期決定について  | 3  |
| 行政報告及び諸般報告  | 3  |
| 施政方針  |    |
| 町政執行方針  | 8  |
| 教育行政方針  | 15 |
| 総務委員会所管事務調査報告   | 24 |
| 厚生文教委員会所管事務調査報告   | 26 |
| 産業建設委員会所管事務調査報告   | 27 |
| 陳情第1号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する陳情                         | 29 |
| 一般質問  | 29 |
| 深見 迪 君  | 29 |
| 田中 敏文 君   | 44 |
| 平川 昌昭 君   | 46 |
| 末柄 薫 君  | 52 |
| 議案第3号 標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について     | 57 |
| 議案第4号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 61 |
| 議案第5号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                | 62 |
| 議案第6号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について                        | 63 |
| 議案第7号 標茶町振興条例の一部を改正する条例の制定について                          | 65 |
| 議案第8号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 67 |
| 議案第9号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について             | 68 |
| 議案第10号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                       | 69 |
| 延会の宣告   | 77 |

### 第2号(3月9日)

|  |     |
|--|-----|
| 開議の宣告  | 81  |
| 陳情第 1 号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する陳情<br>(産業建設委員会審査報告) | 81  |
| 議案第 1 1 号 標茶町幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定<br>について     | 82  |
| 議案第 1 2 号 標茶町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定<br>について      | 83  |
| 議案第 1 3 号 標茶町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について              | 84  |
| 議案第 1 4 号 平成20年度標茶町一般会計補正予算                        | 89  |
| 議案第 1 5 号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算            | 89  |
| 議案第 1 6 号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算                   | 89  |
| 議案第 1 7 号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算                | 89  |
| 議案第 1 8 号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算                  | 89  |
| 議案第 1 9 号 平成20年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計補正予算               | 89  |
| 議案第 2 0 号 平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算                     | 89  |
| 議案第 2 1 号 平成21年度標茶町一般会計予算                          | 114 |
| 議案第 2 2 号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算              | 114 |
| 議案第 2 3 号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算                     | 114 |
| 議案第 2 4 号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算                      | 114 |
| 議案第 2 5 号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算                    | 114 |
| 議案第 2 6 号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算                   | 114 |
| 議案第 2 7 号 平成21年度標茶町病院事業会計予算                        | 114 |
| 議案第 2 8 号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算                       | 114 |
| 延会の宣告  | 122 |

### 第 3 号 (3月10日)

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 開議の宣告                                 | 126 |
| 議案第 2 1 号 平成21年度標茶町一般会計予算             | 126 |
| 議案第 2 2 号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算 | 126 |
| 議案第 2 3 号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算        | 126 |
| 議案第 2 4 号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算         | 126 |
| 議案第 2 5 号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算       | 126 |
| 議案第 2 6 号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算      | 126 |
| 議案第 2 7 号 平成21年度標茶町病院事業会計予算           | 126 |
| 議案第 2 8 号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算          | 126 |
| 延会の宣告                                 | 137 |

#### 第 4 号 (3月11日)

|  |     |
|--|-----|
| 開議の宣告  | 142 |
| 会議時間の延長  | 142 |
| 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について                                 | 142 |
| 議案第 29 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について                            | 143 |
| 議案第 30 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について                            | 144 |
| 議員提案第 1 号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                    | 145 |
| 意見書案第 1 号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書                     | 146 |
| 意見書案第 2 号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める<br>意見書              | 147 |
| 意見書案第 3 号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書                             | 147 |
| 閉会中継続調査の申出について (議会運営委員会)                                 | 148 |
| 日程追加の議決  | 148 |
| 議案第 21 号 平成21年度標茶町一般会計予算                                 | 149 |
| 議案第 22 号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算                     | 149 |
| 議案第 23 号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算                            | 149 |
| 議案第 24 号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算                             | 149 |
| 議案第 25 号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算                           | 149 |
| 議案第 26 号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算                          | 149 |
| 議案第 27 号 平成21年度標茶町病院事業会計予算                               | 149 |
| 議案第 28 号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算<br>(平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告) | 149 |
| 閉議の宣告  | 150 |
| 閉会の宣告  | 150 |

平成21年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年 3月 6日（金曜日） 午前10時02分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 8 陳情第 1号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する陳情
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第 3号 標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 4号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 5号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 6号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 7号 標茶町振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 8号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 9号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第10号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（16名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君    | 2番 黒 沼 俊 幸 君  |
| 3番 越 善 徹 君    | 4番 伊 藤 淳 一 君  |
| 5番 菊 地 誠 道 君  | 6番 後 藤 勲 君    |
| 7番 林 博 君      | 8番 小野寺 典 男 君  |
| 9番 末 柄 薫 君    | 10番 館 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君   | 12番 田 中 敏 文 君 |
| 13番 川 村 多美男 君 | 14番 小 林 浩 君   |

平成21年標茶町議会第1回定例会会議

15番 平川昌昭君

16番 鈴木裕美君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

|        |               |
|--------|---------------|
| 町長     | 池田裕二君         |
| 副町長    | 及川直彦君         |
| 総務課長   | 玉手美男君         |
| 企画財政課長 | 森山豊君          |
| 税務課長   | 高橋則義君         |
| 管理課長   | 今敏明君          |
| 住民課長   | 妹尾昌之君         |
| 農林課長   | 牛崎康人君         |
| 商工観光課長 | 佐藤啓一君         |
| 建設課長   | 井上栄君          |
| 水道課長   | 妹尾茂樹君         |
| 育成牧場長  | 表武之君          |
| やすらぎ園長 | 山澤正宏君         |
| 教育長    | 吉原平君          |
| 教育管理課長 | 島田哲男君         |
| 指導室長   | 川嶋和久君         |
| 社会教育課長 | 中居茂君          |
| 農委事務局長 | 牛崎康人君（農林課長兼務） |

○職務のため出席した事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤吉彦君 |
| 議事係長   | 中島吾朗君 |

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(鈴木裕美君) ただいまから、平成21年標茶町議会第1回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時02分開会)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、  
9番・末柄君、 10番・館田君、 11番・深見君  
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月11日までの6日間といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、3月11日までの6日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足いたします。

一点目は平成21年度の町立病院の診療体制についてであります。今般、町立病院の21年度の診療体制が決定しましたのでご報告致します。

産婦人科医は札幌大産婦人科派遣の齋藤院長が、内科は北大第三内科派遣の佐藤副院長

と佐藤富士夫医師が引き続き診療に従事すると共に、医師派遣について懸念しておりました外科につきましては、北大第一外科から今年度と同じく4名の医師による一ヶ月交代の派遣を頂くことが決定致しました。また、小児科も今年度と同様、旭川医大小児科から週一回の医師派遣をいただくことになりました。

4名の常勤医師が確保できましたことにより、引き続き救急指定病院としての機能を発揮することができますと共に、医師の負担軽減を目的とした当直医の派遣について、北大第一外科のご協力のもと、引き続き週末の医師派遣をいただくことになりました。

医師派遣をいただきます道内三医育大学関係医局のご理解とご協力に感謝致しますとともに、今後も一層の連携を図り医師確保に努めながら、住民の健康と命を守るために、良質な医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

二点目は、町道における除雪作業中の事故と防雪柵資材の盗難について報告をいたします。

最初に、除雪作業中の事故についてであります。

去る2月8日、標茶市街町道開運常盤本通りにおいて、修理工場跡地の取り付け道路を町有ショベルローダーにおいて除雪作業中、歩道に設置されております北海道電力所有の電柱にショベル後方バンパーが衝突し、電柱を破損したものであります。

幸いにも、事故に伴う停電事故は発生せず、通行者や運転者にも怪我はありませんでした。ショベルローダー本体につきましても、修理の必要がない状況でありました。

本事故に関しましては、関係会社との協議を経て翌週には電柱の修理が完了しておりますが、示談につきましては協議中であります。

これまでも除雪作業につきましては、除雪会議等を通じ安全作業の励行をうながしてまいりましたが、今後、事故が繰り返されないよう、より一層努力をしまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

つぎに、取り外し型防雪柵資材の盗難について報告をいたします。

例年、取り外し型防雪柵につきまして吹雪対策として冬季間のみ草地に設置させていただいておりますが、資材を夏場は草地から撤去し、近くの道路敷地や個人敷地に保管しており、保管中に資材の一部が盗難にあったものであります。

平成20年12月2日設置受託業者が発見し同日報告がありました。平成20年5月2日に撤去集積を確認しており、盗難は5月2日から12月2日の間で発生したものとされます。他の保管資材について緊急に確認いたしましたが、被害はこの一箇所のみでありました。

12月4日、弟子屈警察署に被害届を提出し、その後の捜査の行方をみておりましたが、残念ながら現在まで発見の連絡はありません。

被害の内容ですが、防雪柵資材の支柱18本、防雪板55枚、打ち込みアンカー33本、ワイヤー2本で、延長換算では約49メートル分であります。損害額につきましては、すでに30年以上使用している資材ですが、鉄くずの昨年度処分価格から推定しますと6万円から13万円と考えております。

なお、被害箇所の防雪柵は保管していた同型の物を設置することで対応しております。

今後の対策につきましては、取り外し型の防雪柵を保管場所に運搬する場合、毎年100万円以上の出費となりますことから、ワイヤーでの固定や道路から離す等、被害防止対策を工夫した上で、保管することといたしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

三点目は緊急雇用対策事業の進捗状況についてであります。

昨年標茶町議会第三回定例会において、議員の皆様のご理解のもと予算措置を行いました、緊急雇用対策事業並びに冬期雇用対策事業の進捗状況についてご報告いたします。

緊急雇用対策事業につきましては、一人8日間の雇用となり、3月4日までで65名の町民の方々が標茶町森林組合の雇用のもと町有林の枝払いに当たっており、また、3月5日からは19名の方々が作業に当る予定です。悪天候により2日の工期のずれが生じているものの、全体的にはスムーズに町有林の整備が進んでおります。また、雇用された町民の方々にはアンケート調査をお願いし、検証を行い今後の施策展開において活用していきたいと考えているところであります。

また、冬期雇用対策事業については、例年実施しております駒ヶ丘スケートリンク造成維持管理業務に延べ730人、実人数138人で79日間の雇用があり、さらに各地域の農村公園の防腐塗装業務、小中学校教員住宅解体業務等に延べ224人、実人数133人で14日間の雇用となっております。また、今後も防腐塗装業務等において、6日間で延べ80人程度の雇用見込みとなっております。残された事業期間においても発注委託先とのより緊密な連携に努め、事業実施に万全を期してまいります。

いずれにいたしましても、冬期間の就業機会の創出は容易ではありませんが、今後も本町を取り巻く社会経済情勢の推移に注視しながら、多くの皆様のお知恵もお借りし、効果的な事業展開を図るべく取り組んでまいりたいと考えております。

なお、最終的な実績につきましては、後日改めて報告させていただきますのでご理解を願いたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成21年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告しておりますが、以下七点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月24日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。

任期は平成21年2月28日から一年間です。

二点目は、町条例に基づく平成20年度の児童生徒表彰についてであります。本年度の表彰者数は、前期11月表彰者16名、後期2月表彰者59名です。

賞の内訳であります。努力賞26名、奉仕賞13名、親切賞10名、体育賞17名、学芸賞9名で、総表彰者数75名の児童生徒に表彰状を贈りました。

三点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

平成18年に北海道教育委員会では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、「いじめに関する実態調査」を実施いたしました。

町内各小中学校においては、この調査をきっかけとして、「いじめ根絶一学校一運動」を中心に様々な教育活動を展開し、効果を上げているところであります。

平成20年度は、よりきめ細かに状況を把握し、いじめ根絶に向けた取り組みの検証と、今後の指導の改善に役立てるため、8月と12月に調査を実施したので、その結果について報告いたします。

まずはじめに、結論から申し上げますと、昨年度の調査では、平成18年度の調査と比較し、いじめが減少傾向にあり、改善されてきていることを報告いたしましたが、今年度の調査においても、同様に減少傾向にあり、改善されてきていることを報告いたします。

特に、中学校においては、「いじめられたことがありますか」という質問に対して、平成18年度は38.4%の生徒があると回答していますが、平成19年度は9.2%、平成20年度前期は3.7%、後期では2.4%と減少しています。

また、「友だちをいじめたことがありますか」という問いに対しては、中学生は昨年度の調査と比較しましても30%ほど減少しています。

年二回いじめ実態調査を実施したことにより、特に小学校低学年においては、いじめられた経験、いじめた経験とも前期は大幅に減少したものの、後期は若干増えている傾向がありました。原因については、年二回実施したことで調査期間が短くなり、より、その時の状況が反映されたためであると推測しているところであります。

「どんないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学校とも多いのは、「悪口」、「無視」の順になっており、「自分の思いを適切に伝えることができない」児童生徒の実態が改めて浮き彫りにされたところであります。

この調査結果を受け、各学校の取り組み状況について、より具体的に聞き取り調査を実施したところ、その一つ一つの事例に対して状況把握に努め、丁寧に対応し解決していること、学校によっては独自の調査も実施し、効果を上げていることを合わせて報告いたします。

今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

四点目は、全国体力調査についてであります。

平成20年度に文部科学省は、小学校5年生と中学校2年生に全国体力、運動能力、運動習慣等の調査を実施いたしました。

この調査は、50m走やボール投げなど8種類の実技で体力・運動能力を調べ、生活習

慣も尋ねたものであります。

標茶町においては、すべての小中学校において調査に参加しましたのでその結果について報告いたします。

まずはじめに、総体的な事から申し上げますと、体力合計点は小学校5年男女、中学校2年男女共に全道の平均を上回る結果となり、おおむね満足できる状況であったことを報告いたします。

具体的に申し上げますと、小学校5年男子においては、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳び、ソフトボール投げの7種目において全道平均を上回る結果でありました。

同様に小学校5年女子においては5種目、中学校2年男子は3種目、中学校2年女子においては6種目が全道平均を上回っております。

なお、全道平均を下回った種目についても、ほぼ全道と同様の結果であったため、総合的には全道を上回る結果となったものであります。

次に、体格についての全国比であります。小学校5年男女、中学校2年男女ともに、身長体重がほぼ全国の平均を上回っていることが明らかになりましたが、小学校5年男子においてのみ、やや肥満傾向にありました。

生活習慣調査についてであります。おおむね全ての項目で全国全道平均を上回っていましたが、朝食を時々とらない児童生徒の割合、テレビを3時間以上見る児童生徒の割合がやや高くなっており、改善点として認識しているところです。

このたびの調査では、朝食を毎日食べる、睡眠時間をたっぷりとするなどの基本的な生活習慣が身に付いている児童生徒は体力・運動能力が高いことが明らかにされているところですが、教育委員会としては、この点をふまえて、学校と連携しながら、家庭における基本的な生活習慣の改善と、学校における体力向上の活動を支援し、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

五点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

12月26・27日に札幌市で開催されました「北海道中学卓球団体選抜札幌大会」に標茶中学校、男子団体・女子団体共に出場し、女子団体が見事、決勝戦まで勝ち進み、惜しくも優勝を逃しましたが、準優勝の輝かしい成績を修めました。一方、男子団体は惜しくも決勝リーグへ進むことができませんでした。

また、2月4日から7日に長野市で開催されました全国中学校スケート大会に本町から2名出場し、標茶中学校3年藤野裕人君が男子500m第3位、1,000mでは大会新記録で見事第2位に入賞を果たしました。

また、磯分内中学校3年山澤涼君は男子1,500m、3,000mに出場し、いずれも自己新記録を出しましたが、惜しくも入賞とはなりませんでした。

今後、生徒たちの更なる活躍を期待するところであります

六点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。1月11日には、ういずにおいて新成人88名の出席による成人式が挙行されております。2月7日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第29回町民スケート大会が開催され、181名が51種目に出場し、大会新記録が15生まれております。同じく2月7日に開発センターにおいて町民憲章推進書道展の表彰式が行なわれ、特別賞2名、特選8名、入選29名、奨励賞10名の方々に賞状をお渡しいたしました。

七点目は、図書のお贈りについてであります。

標茶町図書館への図書のお贈りですが、札幌・標茶ふるさと会から解散に伴う会計残金の活用として、児童図書24冊（50,000円相当）のお贈りをいただきました。

心から感謝の意を表すものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

#### ◎町政執行方針

○議長（鈴木裕美君）日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇）平成21年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

はじめに平成18年10月に町民の皆様のご支援のもと、標茶町長の重責を担わせていただき、今、その任期の折り返し地点を通過したところでありますが、この間、地域活性化対策、環境対策、安心・安全対策・教育対策、少子高齢化対策、農林水産業対策、行財政改革の推進を大きな柱とし、健全な財政運営を念頭に置きつつも、前向きに施策の展開を図ってきたところであります。

わが国は、かつてない財政危機と少子高齢化、環境問題等々の課題に直面しており、更に100年に一度の大津波とも言われているアメリカ発の金融危機が世界中へ拡大され、製造業中心の輸出産業が牽引してきた戦後最長の実感なき景気回復もいつの間にか後退局面入り宣言され、昨年後半からの急激な消費の落ち込み、生産調整、雇用の悪化、景気低迷が負のスパイラルとなって国民生活を直撃し、深刻さを増しています。

また、本町の基幹産業酪農を取り巻く状況につきましては、国内外の需給関係の逼迫感から生産拡大基調が続いていますが、飼料、肥料、資材等の生産コストの上昇が経営を圧迫しており、安定的な再生産を可能とする乳価の確保と担い手対策が求められています。

国では、国民生活と日本経済を守る観点から「景気対策」「財政再建」「改革による経済

成長」の三段階で経済財政政策を進めるとしてありますが、財源として新たな国民負担を求め論議も始まっており、それらの行方を注視しながら、適切な対応が効果的に、かつ、迅速に取れるよう意を配してまいります。

この様に混沌とした時代であればこそ、長い年月をかけ築き上げてまいりました本町のまちづくりの根幹をなす「協働」の精神がきわめて重要であり、町民の皆様の声を真摯に受け止めながら、知恵や力を出し合う先頭に私も立ち、積極的に取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、第2期行政改革実施計画に基づく、徹底した歳出抑制、負担の適正化、事務事業の不断の見直しにより財政の健全化を図るとともに、簡素で効率的な行政組織の再構築を追求してまいります。本年度につきましては企画財政課と商工観光課を統合し、事務、事業推進体制の強化を図ってまいります。

#### 町政の特徴について

本町の平成19年度ベースの財政状況については、ご案内のとおり、地方交付税などの依存財源の大幅な減少により、経常収支比率は89.9%で前年比0.1%の増、公債費比率は18.6%で前年比0.5%の減、起債制限比率は11.3%で前年比1.0%の減、町全体の公債費を対象とした実質公債費比率は前年比1.9%減の17.4%となっております。

歳入における自主財源の比率は、34%台と国等への依存度も高く、公債費償還なども含め不安要素となっております。

自主財源の軸であります町税は、税源移譲や税制改正により増収となる要因があるにも関わらず、景気低迷の影響により納税環境に暗い影を落としておりますが、納税者の皆さまに受益と負担のご理解をいただきながら税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金も含め、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

このような状況下ではありますが、地方自治の原点に立ち返り、一人でも多くの町民がより安心して暮らしていけるよう、平成21年度において取り組む主要な施策といたしましては一点目は、安全安心な妊娠出産対策として、妊婦健康診査の助成を5回から14回に拡充します。

二点目は、教育対策として、標茶小学校校舎の改築工事に着手し、標茶中学校校舎の耐震改修工事を実施します。

三点目は、住宅対策として、麻生団地の建設に着手します。

四点目は、農業対策として、新たに標茶西部地区畜産担い手育成総合整備事業に着手します。

五点目は、住民サービス向上対策として、旅券申請事務を10月から開始します。

以下、施策の概要について標茶町第3期総合計画の施策の大綱に基づき申し述べたいと存じます。

#### 1. 「人と自然が共生する環境の創造」をめざして

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、その中で町民の生活や生産が営まれる自然と共生す

る町であり、引き続き環境保全対策に積極的に取り組んでまいります。

廃棄物処理につきましては、ゼロ・エミッションの思想を基軸とし、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進め、排出された廃棄物の適正処理に努めてまいります。

焼却処分する廃棄物の減量化を図るため、資源ゴミの分別回収の取組を推進してまいります。

ゴミのポイ捨て、不法投棄対策につきましては、「自然の番人宣言」に基づき、地域団体や企業とともに思想の普及と啓発を図る取組の輪を広げ、違法行為に対しては、不法投棄パトロールを行うとともに、厳しい姿勢で対処してまいります。

「森と川の月間」の取組等により、環境保全運動が定着してきており、「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の各流域の広域連携を一層推進してまいります。

次に、秩序ある土地利用につきましては、今日的情勢に見合った利用のあり方を引き続き検討していくとともに、統合型GISを活用した町有地の管理、効率利用を図ってまいります。また、地籍調査事業につきましても、引き続き推進してまいります。

住居表示事業につきましては、各地域からの実施要望を検討してまいります。

## 2. 「だれもが健康で安心して暮らせる快適なまち」をめざして

### (その1) だれにでも優しい社会の実現

社会環境が目まぐるしく変化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることが求められ、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた、各種の福祉施策を展開してまいります。

本年度から「第2期障がい者保健福祉計画」及び「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」がスタートいたしますが、関係機関、団体と連携し、着実な推進に努めてまいります。

なお、障がい者の相談支援体制につきましては、月2回から週1回の相談体制に拡充してまいります。

介護保険事業については、やすらぎ園やデイサービス利用者が、生き生きと潤いのある日常生活を営むことができるよう、利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供を目指してまいりますとともに、デイサービスセンターに配置しているリフト付送迎用車両を更新いたします。

### (その2) 健康のまちづくり

保健医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な執行に努めてまいります。

後期高齢者医療保険制度につきましては、スタートから1年が経過いたしますが、制度の周知広報等に努めてまいります。

また、昨年度から始まりました特定健診につきましても、「標茶町特定健診等実施計画」に基づき、従来の総合住民健診とあわせ実施してまいります。

疾病予防の観点から、健康まつり等健康づくりの施策を、保健推進員、運動指導者などの方々と連携して事業展開を図るとともに、引き続き健康づくり思想の普及、啓発を図ってまいります。

また、本年4月からは、妊婦健康診査助成の回数を5回から14回に拡大し実施いたします。

町立病院の運営につきましては、先般策定いたしました「標茶町立病院改革プラン」に基づき、患者サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

次に、雇用の促進、勤労者福祉については、引き続き公共事業の発注や緊急雇用創出事業等の積極的な活用を図るとともに、冬期雇用対策事業の春先の展開など、雇用対策、季節労働者対策の充実を図ってまいります。

また、管内との連携を図りながら、通年雇用促進協議会の事業内容の充実に意を配してまいります。

さらに、新たな雇用拡大を図るべく、本町の恵まれた自然環境等を背景にサテライトオフィスなどの誘致を進めてまいります。

#### (その3) 快適に暮らせるまちづくり

都市計画につきましては、「都市計画マスタープラン」を基本に、快適で安全な生活を送ることができる都市づくりを目指してまいります。

都市公園では、これまでも、遊具をはじめとする施設のより安全で良好な維持管理に努めておりますが、今後も子育て環境の向上や高齢化社会における健康増進への寄与を図ってまいります。

住宅の整備につきましては、既設3棟の開運団地に最終1棟5戸の建設工事を実施しますとともに、需要動向と現入居者へ意を配しながら麻生団地の建設に着手いたします。

今後も「公営住宅ストック総合活用計画」に基づきながら、適正な住宅供給を計画的に進めてまいります。

建築行政につきましては、住宅の耐震化、悪徳リフォーム業者対策など、住宅や建築に関する相談に積極的に対応してまいります。

次に、上水道事業につきましては、配水管の整備とともに、水源変更に係る井戸と配水池を結ぶ導水管及び着水井の工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、標茶市街地区の雨水管渠の整備と標茶終末処理場次亜塩素注入設備の更新を行い、適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいります。

また、磯分内地区につきましては、管渠と処理場の調査及び設計を実施してまいります。

#### (その4) 広がりのある街づくり

町内の主要幹線であります国道、道々の整備につきましては、引き続き関係機関に要請を行ってまいります。

なお、既に着工しています駅前中央通につきましては、早期完成を要望してまいります。

町道及び農道の整備につきましては、地域との協議のもと効果的かつ経済的な改良舗装

や道路整備に努めてまいります。調査設計を進めておりました標茶中茶安別線及び阿歴内5線の工事に着手してまいります。

道路や河川の維持管理、災害時の対応や除雪体制につきましては、民間との任務分担を進めながら、快適でより安全な生活が送れるよう交通網の確保に努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスの運行につきましては、今後におきましても地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながらバスの運行に努めてまいります。

J R釧網本線については、引き続き「湿原ノロッコ号」や「S L冬の湿原号」の運行など、観光面での利用促進を図り路線の維持、確保に努めてまいります。

情報通信基盤の整備については、民間による整備が期待できない地域の情報格差の是正を図るため、広域無線LAN導入の実施設計に着手してまいります。

#### (その5) 安全・安心な暮らし

安全で安心して暮らせるまちづくりには、防災・消防機能の整備とあわせて、住民自らが防災意識を高めることが大切であります。

防災訓練を3回実施しておりますが、昨年は、塘路地区においても総合防災訓練が多くの参加者の下行われております。

本年度につきましても、大規模な地震災害等を想定した防災訓練の実施を計画してまいります。

さらに、「標茶町耐震改修促進計画」に基づき、標茶中学校の耐震改修工事をはじめ、個人住宅の耐震改修費の助成を行うなど、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、運動時や突発的な心臓停止状態などに早期対応するため、公共施設等に自動体外式除細動器(AED)を計画的に導入して、緊急時に備えるとともに、使用に当たっての講習会を関係機関と連携して実施してまいります。

交通事故の無い安全で住みやすい「まち」を目指していくためには、運転者と歩行者が相互に交通ルールを守ることが大切であり、関係機関はもとより、学校や地域、職域の皆さんが密接に連携し合い、交通安全思想の普及啓蒙を図るとともに、交通安全設備の整備、拡充を進めてまいります。

また、近年の消費者を取り巻く社会環境は、高齢者などを狙った訪問販売やSF商法、若年層への架空請求や多重債務問題など複雑多岐にわたっており、とりわけ振り込め詐欺については、対策を講じても新たな犯罪が増加している傾向にあることから、「標茶町消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供により被害の未然防止に努めるとともに、管内市町村との協同による相談体制の充実を図ってまいります。

#### 3. 「クリーンで元気な産業の創造」をめざして

本町の基幹産業酪農の経営は、輸入飼料や生産資材、燃料の高騰による生産コストの上昇に見舞われ、かつてない深刻な状況におかれました。

一方、増産型生産計画のもと対前年比102パーセントの実績となり、また、飲用牛乳の消費減少が続くなかで円単位の乳価改定が行われたことは、厳しい中での関係者の懸命の

努力が実を結んだものです。

しかし、今回の生産者乳価の改定は、消費者にも負担を求める結果になり、これからは今まで以上に消費者の信頼に応えることを意識しなくてはなりません。

そのためにも再生産を確保するための緊急対策はもちろんですが、輸入飼料に依存しない、食料自給率の向上を目指す安定的かつ中長期的な方針の構築が求められています。

このような状況の中、なにより良質な自給飼料の安定的確保が重要であり、新たに標茶西部地区畜産担い手育成総合整備事業に着手し、継続事業と合わせて推進するとともに、近年エゾシカ等による農業被害が拡大しており、猟友会の協力をいただきながら、地域一丸となった防止対策の強化を図ってまいります。

第2期対策最終年を迎える「中山間地域直接支払制度」につきましては、引き続き必要な支援を行います。平成22年度以降の制度存続については、現時点では国から示されておりませんが、協定参加者から強く制度継続の要望があること、2期10年間の参加者の主体的な取組から今後の成果についても大いに期待できることから、制度継続に向けて積極的に取り組んでまいります。

生活全般のルールづくりにより経営の向上とゆとりある生活を目指す家族経営協定につきましては、関係機関とともに引き続き推進を図ってまいります。

また、農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、国が公表した農地改革プランとの整合性を図りつつ、時代の要請等も踏まえ、GISシステムを導入し、作業を進めてまいります。

オーストラリアとのEPA締結交渉、WTO農業交渉などの行方は依然として不透明なままでありますが、今、求められているのは、消費者との信頼関係に基づく生産であり、地域特性を生かした国際化にも対応できる足腰の強い酪農・畜産経営を確立することを目指すとともに、農業の持つ多面的機能の発揮や、家畜ふん尿の適正処理・利活用による環境保全型畜産への転換を目指してまいります。

酪農・畜産業の衰退は、本町経済全体にも重大な悪影響を及ぼす問題であり、将来に禍根を残すことのないよう出来得る限りの取組を行ってまいります。

標茶町育成牧場につきましては、道営事業による哺育施設の整備によって従来にも増して質の高い後継牛を育成する環境が整いました。継続中の草地整備事業に加え家畜糞尿の資源化を基軸とした良質な粗飼料生産基盤の確立にも努め、基幹産業を支援してまいります。

次に、林業をとりまく状況は、世界的な経済危機の影響を受け、好調だった木材取引も昨秋以降は極端な低水準に陥っており、合わせて伐採跡地への新植意欲も懸念され、将来的な森林の荒廃が危惧されています。

しかしながら、森林整備は長期的な視点で進めなければならず、本町においても、地球温暖化の抑止策としての今日的な重要性も考慮し、「水土保持林」と「資源循環利用林」それぞれに応じた望ましい姿を目指す育成複層林施業の拡大や人工林の保育、保護事業等を

着実に実施するとともに、林道等の維持整備や治山につきましても、適切な事業導入を検討してまいります。

「森林整備地域活動支援交付金」制度につきましては、適切な森林保全を促進するため引き続き支援を行ってまいります。

次に、漁業の振興につきましては、塘路湖、シラルトロ沼の環境保全に努めるとともに、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業を引き続き支援してまいります。

次に、魅力ある商業の育成であります。景気全般の低迷や消費抑制、他商圏への消費流失が特に小規模商業者に大きく影響を与えています。引き続き、町商工会と密接な連携を図りながらより魅力的な商店街づくりへの支援を行うとともに、新たな起業を目指す個人や法人への支援を行う新G o G oチャレンジショップ支援事業をスタートいたします。

また、経営資金の需要に対応するため、中小企業振興融資事業の貸付枠の拡大や、昨年から展開しております経営環境再生資金の活用など、積極的な支援を図ってまいります。

さらに、地域内循環率の向上を図る共通商品券の利用促進や町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、商店街の活性化を引き続き支援してまいります。

次に、魅力ある観光の推進につきましては、本町の二つの国立公園のワイズユースを広域的に図るとともに、開設10年を迎える虹別オートキャンプ場などを、滞在施設として積極的にPRしてまいります。

また、これまで整備してまいりました各施設の機能を生かし、湿原観光の目玉である夏の「ノロッコ号」、冬の「S L冬の湿原号」などと連動した魅力ある体験・滞在型の情報発信に努めてまいります。

#### 4. 「創造性豊かな標茶人を育むまち」をめざして

##### (その1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

本町の子育て支援は、少子化、核家族化が進む中、家庭・学校・保育所・関係団体と密接に連携を図りながら「標茶町次世代育成支援行動計画」に基づく各種施策を展開するとともに、本年は同計画の後期計画策定年であることから、福祉施策検討委員会を中心に、関係機関、団体と連携し策定を進めてまいります。

児童福祉の中核であります保育所の運営につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を図るとともに、障がい児保育の充実を図ってまいります。

子育て支援体制につきましては、子育て相談や親子サロンなど育児支援を実施しております子育て支援センターを中心に、保育所・幼稚園・小学校等と連携し、さらなる支援体制の充実、強化を図ってまいります。

また、放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き学童保育所の主体性を尊重しながら、運営の充実を図ってまいります。

##### (その2) 豊かな人材のまちづくり

まちづくりを担う人材やリーダー育成は地域活性化には不可欠な要素であり、意欲の高まりや、学習・交流の機会を確保すべく、地域文化振興基金の活用や各種事業の展開を推

進してまいります。

また、移住促進も新たな発想や交流拡大につながるものであり、必要とされる諸情報の提供を行うとともに、問い合わせ等の対応につきましても意を配してまいります。

企業誘致の推進につきましては、時代の変化や今日的な社会経済情勢を勘案し、制度内容を一部見直し、より効果的な取組を模索してまいります。

合宿の誘致につきましては、これまでも児童・生徒の技術向上に貢献し、また、地域経済に対しても好影響を与えておりますことから、誘致委員や関係団体と連携し拡大を図ってまいります。

標茶高等学校につきましては、農業の準拠点校として、また環境教育や地元特産品の開発、地域ボランティア活動等にも意欲的に取り組んでおり、その情報発信とともに、高い評価をいただいています。なにより、国内外に果敢に挑戦する若い力の活躍は町民にとって勇気と希望を与えてくれるものであり、引き続き積極的な支援を行ってまいります。

#### 5. 「共に創る町づくり」をめざして

各町内会、地域会の自立した活発な活動は、本町が目指す「協働のまちづくり」の原点であり、誇るべき真の財産であります。この素晴らしい伝統が確実に受け継がれ、さらなる発展を遂げられますよう、各々の主体性を尊重しながら必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、農協・商工会との連携につきましては、一層の強化に努め、標茶ブランドの創造や、イベントの開催等に対する町民から寄せられている期待の具体化を図ってまいります。

本年から、これからのまちづくりの基本となります「第4期総合計画」の策定に本格着手いたしますが、できるだけ多くの町民の皆さんの声をお聴きし、その思いや夢を反映すべく取り組んでまいりたいと考えておりますので、積極的な参加をお願いするところです。

以上、平成21年度の町政執行に望む方針の一端を述べさせていただきました。私たちの暮らしを取り巻く社会経済状況は、時には激しく変動を繰り返しており、先の見えない不安な時代が続いていますが、こんな時代であればこそ、しっかりと足元を見つめ、自分の足で、自分の歩幅で歩き出すことが大事だと思います。

先人が築き上げてきた我が町標茶を、次の世代に少しでもより魅力的なふるさととして手渡すため、そして「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える町を目指して、ともに育んできた協働のまちづくりを推進してまいります。

町民並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願いし、町政執行方針といたします。

#### ◎教育行政方針

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成21年度

教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに、国においては、教育基本法の新しい教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに逞しく「生きる力」を育てていくことが求められております。

「まちづくりは、人づくりから」といわれるように、その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

この目的を達成するため、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、今こそ教育の大きな転換期であるという認識にたち、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

#### 1. 学校教育の充実

教育基本法をはじめとする法の改正を背景に、平成20年3月に学習指導要領が改訂告示されました。新しい学習指導要領においても、「生きる力」の理念は継承され、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが引き続き求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを明確にし、教職員が一丸となって新学習指導要領を学校の教育計画に具体化するとともに、学校、家庭、地域と「生きる力」の理念や趣旨を共有し、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

##### 「信頼に応える魅力ある学校づくりの推進」

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標や成果と課題を共有し、共に次世代に生きる子ども達に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

##### (1) 学校評価の充実

現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取り組みの過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。

そのために、学校は現状を明らかにし、自校の課題を的確に把握するとともに、家庭や地域と目標を共有し、課題を踏まえた着実な改善を図り、説明していくことが重要であります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施す

るとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

## (2) 教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあって、教員の質の向上が重要になることはいうまでもありません。これからは、教職に対する深い愛情と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。そのために、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させ、自主的な公開研究会開催を働きかけるとともに、各種研修会や講座への参加について呼びかけ、より広い視野・視点から自らを高められるよう支援してまいります。

また、平成21年度も2校を研究校に指定するとともに、その成果を町内及び管内・全道へ発信するなどして、教員の指導力向上に努めてまいります。

### 「確かな学力の育成」

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

## (1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、まず子どもたちに身につけさせたい力を明らかにした指導や反復学習などの繰り返し学習を重視し、「読み・書き・計算」の能力を高める指導や読書活動の充実を図るとともに、体験的な学習や言語活動を発達段階に応じて積極的に取り入れ、考える力や判断する力、表現する力などを育てる指導の充実に努めてまいります。

また、新学習指導要領完全実施に向けた移行期間中において、学び漏れなどがないよう適切な支援に努めてまいります。

なお、平成21年度も全国学力・学習状況調査に参加し、得られた結果を分析し、学校改善プランの不断の見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

## (2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、習熟度別・少人数指導やチーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補足的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

## (3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。また、学習習慣と密接に関連する学習意欲の向上を図ることは大変重要であ

ることから、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を一層推進するとともに、家庭における学習習慣の啓発に努めてまいります。

(4) 今日の教育課題への対応

学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学校5年生以上に年間35時間の外国語活動が導入されることとなりました。これまで、総合的な学習の時間において英語活動に慣れ親しんできましたが、音声を中心としたコミュニケーションの能力の素地を育成するため、段階的に時数を設定し外国語活動に取り組んでまいります。

また、中学校においても、身近な事柄について一層幅広いコミュニケーションを図ることができるよう授業時数が増加されることになっております。そこで、指導の実施にあたっては、引き続き外国語指導助手を派遣してまいります。

さらに、これまで取り組んでまいりました、中学校における職業体験学習や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

「豊かな心の育成」

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組を公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

このことについては、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」を児童生徒が中心となった活動へ発展させるとともに、いじめ実態調査やQ-Uテストを実施し、よりきめ細かく児童生徒の実態を把握するとともに、生徒指導に関する学習を深め、いじめの未然防止に努めてまいります。

また、保護者にもその結果を公表するなどして、学校、家庭、地域が一体となった取組を継続してまいります。

### (3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝えてまいります。

#### 「健康な体の育成と安全教育」

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導面では、学校安全保健法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、食に対する関心度が高まっている今日、食を提供する立場として食材の厳選はもとより、できる限りの地場産品利用、徹底した調理場の衛生管理、栄養バランスのとれた献立など、より安心、安全な学校給食の充実に努めてまいります。

#### 「特別支援教育」

特別支援教育については、校内における支援体制が整備されているところであります。

今後とも、各学校における取組の交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の指導計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置については、継続して標茶小学校、標茶中学校に配置することとします。

### 「幼稚園教育」

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

さらに、保育所との連携を深め、就学前の幼児教育体制を確立するとともに、幼保一元化については、関係部局と連携し、子ども達へのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

### 「教育環境の整備」

学校・学級の適正規模化につきましては、教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場にたった編成が求められており、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒への教育環境が充実するよう努めてまいります。

今日、社会問題となっている児童生徒の安全確保につきましては、これまでも危機管理マニュアルにより登下校や校内外時などにおける対策に努めてきたところであります。さらに学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただきながら、地域全体で児童生徒の安全確保が図られてきております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。また、平成21年度に自動体外式除細動器（AED）を9校に配置し、全校配置を図ってまいります。

スクールバス運行につきましては、関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。

学校施設等整備につきましては、平成21年度から防音対策事業による標茶小学校校舎建設工事に着手してまいります。

学校施設の耐震化対策については、標茶中学校校舎を平成21年度中に完了させ、体育館についても耐震設計を行い、補強工事が完了できるよう努めてまいります。その他の耐震化の必要な学校施設等についても耐震化に向け、町長部局と協議しながら進めてまいります。

また、改修や修繕工事等については、学校教育施設整備基金により対処してまいります。

学校環境衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、各学校の実態に応じて、適切かつ効果的な活用を図るとともに、引き続き進めてまいります。

## 2. 社会教育の充実

標茶町社会教育第6次中期計画は、本年度2年目になります。初年度の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、生涯学習の観点に立って社会教育を推進してまいります。

### 「生涯学習の推進」

「人々が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生か

すことのできる社会の実現が図られなければならない」とする「生涯学習の理念」が、平成18年12月に60年ぶりに改正された教育基本法に新たに規定されました。そして、この理念こそが生涯学習社会の実現をめざすものであり、町民が生涯にわたって学びつづけることが可能な施策の展開と、地域課題を含む、町民の学習課題が学習要求に高められるための教育作用の充実が求められております。

具体的には、住民の学習拠点である社会教育施設が核となり、各部局、関係機関等との連携を強化し、より住民の主体性が発揮される学習機会の創造に努めてまいります。さらに、その学習の成果が住民による実践というかたちで地域づくりに還元され、それがまた新たな学習要求へとつながる、学習と実践の循環が生まれるよう努めてまいります。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での具現化には極めて困難性がありますが、今後も方針は持ち続け模索してまいります。

#### 「家庭教育への支援」

乳幼児期は、基礎的な生活習慣がほぼ完成する時期であり、少子化、核家族化が進むなかで、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で家庭教育を支援していく体制の構築に努めてまいります。

具体的には、釧路短期大学との連携により、その知識と経験を子育て支援に生かす事ができるよう、主として中高年者を対象とした講座の開催に取り組んでまいります。また、その具体化にあたっては保育園及び子育て支援センターとの連携を図ってまいります。

#### 「青少年教育の充実」

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり全町的かつ総合的に推進することが大切であります。今後とも各機関、団体等と協力し、青少年の健全育成に努めてまいります。標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、組織のあり方について引き続き協議をしてまいります。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア体験等により自主性・自発性を養うため、より効果的な学習プログラムの開発と活用に努めてまいります。また、少年の遊びを含めた体験活動を促進するために、地域子ども教室を全町的に展開し、中高年者を中心に支援者、指導者を確保し、子ども会の再生につながるよう支援してまいります。

青年の活動につきましては、青年や青年団体が社会的役割を果すために必要な学習機会の確保と、リーダーの養成に努めてまいります。一方、青年個々の具体的な要求に基づく文化・スポーツ、地域のイベント等に対して自主的に参画できるよう支援し、青年の持つエネルギーが積極的な社会参加につながるよう努めてまいります。

#### 「成人教育の充実」

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、地域課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き現代的課題の解決を含めた学習

機会を充実させ、学習者自身が自主的に学習機会を創造していくための支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画研修会など目覚ましい活動を展開しており、まちづくりにも多くの場で多くの女性が積極的に参加しております。今後とも各種研修の機会をつくるなど、より一層女性が社会参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

更に、釧路短期大学との連携により進めている生涯学習講座につきましては、子育てサポーターの養成につながるよう取り組むとともに、町内地域別の歴史を学ぶ講座を開催してまいります。また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

#### 「高齢者教育の充実」

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことは、社会的適応能力の獲得や自立するうえで非常に重要であります。しかし、高齢者を受身の存在としてだけ捉えることなく、文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、その知識や能力が地域社会に還元されることが必要であります。今後とも高齢者の自己実現が図られるよう、公民館講座等の充実に努め、社会参加の機会の充実に支援してまいります。

#### 「スポーツの振興」

町民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、生涯にわたる豊かなスポーツライフを送ることで、爽快感、達成感、連帯感などの精神的充足と楽しさ、喜びなど体力の向上と併せて精神的なストレスの発散、生活習慣病予防など健康の保持増進に資することが求められております。

体育指導委員については、地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として、活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

スポーツと福祉・保健・医療との連携のもと、健康づくり運動指導員が軸となり、町民の内臓肥満予防、転倒骨折予防をはじめとする健康づくり教室等の取組を強化してまいります。併せて、健康づくり運動専門員の指導のもとに健康づくり運動指導員自らの運動指導の技能・能力の向上にも力を注いでまいります。

また、スポーツをする子としない子の二極化が進み体力の低下傾向が指摘されるなか、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境を整えてまいります。また、スポーツ合宿で本町に訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通してスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用が図られるよう体育関係団体や地域との協議を重ねながら柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

なお、本町の豊かな自然環境との共生を図りながら、年間を通じて、自然とふれあうことのできるアウトドアスポーツやニュースポーツを活用したレクリエーションの普及に努めてまいります。

#### 「文化・芸術・芸能の振興」

本町は6つの公民館を拠点として、自主的な文化・芸能活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭などは年々レベルが向上し、内容も豊かになってきております。

更に、住民の自主的な企画・運営によってコンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されております。こうした気運を維持、発展させるために、指導者や公演団体などの情報提供に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的な文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

#### 「文化財の保護と活用」

標茶町は2つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあっては本町が全面積の約45%を占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

更に、全道有数の埋蔵文化財の包蔵地を抱えており、石刃鎌文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されておりますが、昨年、駒澤大学との共同調査として行われた塘路二股遺跡第3地点の発掘は、多くの出土遺物があり、引き続き実施される予定になっていることから考古学的価値が高い遺物の出土が期待されるところであります。

また、本町を含む1市3町11カ所のチャシ跡が、「釧路川流域チャシ跡群」として、国の史跡に指定されるはこびとなっており、これら文化財の保護・活用施策を積極的に進めるために、特に町指定文化財の調査研究と町民への啓発に努めてまいります。

#### 「図書館の活動」

図書館活動につきましては、人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の三点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

また、全町民が図書利用の機会を得られるように、移動図書館車の運行や各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってまいります。更には、高齢や身体に障がいをお持ちで図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制をとってまいります。

近年、子どもの情操形成の過程において読書の重要性が見直されてきております。乳幼児・児童奉仕については引き続き、絵本の読み聞かせ会をはじめ、子育て支援センターと連携、それに伴うボランティアの育成、司書による学校訪問の実施、図書館まつりや人

形劇等の子ども行事などにより、読書生活の習慣化に努めてまいります。

また一方では中高年齢層の利用が増加し、更に学校における読書活動や総合的な学習の時間などでの図書の活用の声が高まっております。図書館の基盤となる蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会の開催など各世代の学習意欲を喚起する行事にも取り組み、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

「郷土館の活動」

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための個々の学習要求と、近年、増加傾向にある町内の各学校の体験学習に対応することで、

児童生徒はもちろん、多くの人々にその学習の機会と場を提供するよう努めてまいります。

それぞれの機能のうち主な事業としては、自然展示室の一部展示替え、新規登録資料を中心とした移動展の継続と施設内ミニ企画展の実施、それぞれの学芸員担当の歴史・自然講座の開設、塘路二股遺跡第3地点発掘調査などに引き続き取り組んでまいります。

更に、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成21年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

◎総務委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。総務委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・川村君。

○総務委員会委員長（川村多美男君）（登壇） 総務委員会所管事務調査書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了いたしましたので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

記、1. 調査事項 （1） 標茶町過疎地域自立促進市町村計画について

総務委員会所管事務調査報告書

1. 調査事件 （1） 標茶町過疎地域自立促進市町村計画について

2、3につきましては、記載のとおりでありますので割愛をさせていただきます。

4. 調査結果及び委員会所見

過疎法は1970年、昭和45年に制定され以来10年ごとに切り換えられ、現行法は2000年に過疎地域自立促進措置法として施行された。

本町の過疎地域指定は、昭和46年4月1日に「過疎地域対策緊急措置法」により地域指定を受け、その間、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画と変遷し40年が経過した。

平成12年からの10年間、本町における過疎債総額は12億5千120万円で、主に特定環境保全公共下水道・公共下水道で5億610万円と約半分に当たる過疎債を充当し、住民の生活環境の整備及び環境保全の整備等を実施してきた経緯から、行政及び町民にとっても欠かせない重要な財源である。

過去3年間では、平成18年度1億5千300万円、19年度1億3千710万円、20年度7千150万円と3年合計で3億6千160万円となり、特定環境保全公共下水道1億5千180万円、公共下水道9千60万円、高規格救急自動車等整備2千660万円、基盤整備1千330万円、標茶中茶安別線改良1千250万円、虹別61線及び虹別ふ化場線改良舗装3千180万円、虹別斜線防雪、磯分内瀬文平線防雪3千500万円等が実施され本町的生活環境の整備や産業の振興などの成果を上げたところである。

しかし、30年後の釧路管内人口の推計が新聞報道され、本町においても30年後は5千人程度になるとの推計が出された。

本町は10年間で約千人程度の人口減少になる推計である。人口減少と高齢化は特に過疎地において顕著であり、過疎地域は、わが国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食料・水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多目的・公共的機能を担っている。

過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月をもって失効する。現時点で22年4月以降の現行法に変わる動きが未だ不透明であるが、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であることから、今後、人口減少や税収入の減額などが予測され現行の過疎対策である10年毎の時限立法ではなく、恒久法として普通交付税及び特別交付税化に移行する、地方交付税制度の充実に向け、管内町村長会及び地方6団体等で国に対し交付税化への移行を強力的に推進し、要望すべき時期に来ているのではないかと考える。

以上、総務委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査の結果を報告いたします。

調査事件は標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び標茶町障がい者保健福祉計画についてであります。

これらの計画については、平成21年度から標茶町高齢者福祉計画、介護保険事業計画が第4期目、標茶町障がい者保健福祉計画が第2期目に入ることになり、加えて介護保険制度の3年に1度の見直しもあって厚生文教委員会としては、住民福祉に大きな影響が出るものと判断し調査事件としたところであります。

出席者については記載されているとおりでありますので、お目通しを願い報告を省略いたします。

調査の経過及び内容としては、皆さんのもとに資料が配布されていますので、簡潔に報告いたします。

1回目の8月8日には各計画の18年度、19年度の数値目標に対する実績について説明を受けました。

おもな内容は平成17年度から18年度にかけて介護保険法が大きく変わり、認定内容の変更により症状が同じでも利用者の介護度が変わるという変化がありました。

また、介護の回数が減ったものの金額が増えました。このことは生活介護が減り、より費用がかかる身体介護が増えたと推測されます。

障がい者福祉計画のほうでは、居宅介護の利用時間数と就労継続支援B型の利用人数、時間が増えました。

2回目の11月26日には標茶町障がい者保健福祉計画、『共に生き、共に支えあう生き生きとした「わ」のまちづくり』素案について説明を受けました。

障がいをもっている方が地域で生活していくために必要なグループホームの整備に着手し、実現に向かい取り組み中であること、就労継続支援施設B型に通う人たちの工賃が1万2千円で全道平均を下回っていることなどが今後の課題として説明されました。

3回目の2月12日には第4期介護保険事業計画素案について調査を行いました。

国の介護保険制度の見直しもあって事業計画案の認定システムの変更、介護報酬が上がることによる保険料、利用料の改定について説明を受けました。

また、改定に伴う国の激変緩和についても調査をしました。

以上、これらの調査を通しての厚生文教委員会の所見としましては、次のとおりであります。

1. 介護施設のユニット化については今後の検討課題にし、取り組む必要がある。

1. 病院の改革プランで明らかになったが、町立病院の削減した空きベッドを高齢者、障がい者福祉に活用することを早急に具体化する必要がある。

1. 障がいを持っていても一般就労できる環境を整えると共に、就労支援継続施設での工賃を上げる努力をする必要がある。

1. 在宅支援のあり方について、今後検討していく必要がある。

1. 民間と公営の施設の利用料が違いすぎる面も含めて、高齢者を支えるために民間に対する支援のあり方も今後の課題となる。

以上、厚生文教委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長（越善 徹君）（登壇） 去る2月10日に農業費分担金の状況について産業建設委員会を開催いたしました。

その結果について2枚目から報告をまいります。

1. 調査事件 農業費分担金の状況について。

2. 出席者については記載のとおりです。

3. 調査の経過

分担金とは、地方自治法第224条の規定では、利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができるというものであります。

牛崎農林課長から、国営農地開発事業（下オソベツ地区と阿歴内地区であります）、それからもうひとつは国営総合農地開発事業（茶安別、萩野、磯分内、標茶西部）の分担金の状況について説明を受けたところでございます。

農地開発事業の実施は、昭和46年度に始まり昭和61年度に完了している。事業費は86億7千百万円であり、酪農家の分担金元金は3億2千4百万円で事業費の3.7%となっております。

ります。これは下オソベツそれから阿歴内地区の平均でございます。

総合農地開発事業は、昭和49年度に事業開始、平成11年度に完了をしております。事業費は369億円で、分担金は18億3千万円で事業費に対する分担金元金の割合は5.0%であります。これは茶安別、萩野、磯分内、標茶西部の四地区平均であります。この地区の分担金償還期間は、最長で平成26年度までとなっております。

二つの事業の未収金及び滞納繰越金は、平成20年5月末現在、国営農地開発が3千69万5千円、国営総合農地開発が9千524万3千円、合計1億2,593万8千円となっております。この国営総合農地開発事業の償還期間が平成26年度までであるため、未収金及び滞納繰越金については、さらに増加が予想されるところであります。

#### 4. 主な説明と質疑内容

(1) 平成元年度から平成19年度までの現年度の分担金収納状況は、平成元年度97.8%の徴収率が平成19年度では70.6%と年々低下をしているところであります。滞納繰越については1桁台の徴収率であります。

(2) 酪農家戸数の減少に伴い、滞納繰越の件数、金額が増加している状況です。

(3) 分担金の収納率の低下の一因に、離農後の滞納者の多くが生活基盤が弱い状況にあり、分担金納付に至らないケースが多い。

(4) 滞納金額が大きい。分担金に対して町民の批判が出るのではないかと。また、このことによって農業政策に影響が出ないかと心配である。

(5) 事業の投資が経営規模に見合ったものだったのかどうか。

(6) 湿地などの条件が悪い土地も農地にしたため、事業費が高み分担金額も増加したのではないかと。

#### 5. 委員会の所見について

この二つの事業の国費投入は、29年間で455億7千百万円であり、本町の酪農基盤整備が飛躍的に向上したところであります。しかしながら、これに対する酪農家分担金、これは元金でありますけれども、21億5千4百万円であり、事業費に対する割合は4.7%（国営農地開発、国営総合農地開発の二事業平均であります）であるにもかかわらず、未収金及び滞納繰越金額が増加していることは憂慮すべきことである。

分担金の収納率の低下や滞納金額の増加については、他の受益者や本町に大きな負担となるものである。滞納者の実態調査を継続し、支払い能力のある者については収納対策を強化すること。

また、離農が滞納金額の増加に影響を及ぼしているため、酪農の継続が重要な課題であります。標茶町農業協同組合と十分な意見交換を行い、将来見通しを共有して組合員の減少対策を強力に推進するよう働きかけていかなければならない。

さらには、受益者は分担金を公的な債権と考え、優先して納入するようPRをすることや、周囲からも納入の重要性を呼びかけることも必要である。

離農者には継続して差押えも視野に対処すべきであろうし、標茶町農業協同組合に対し

でも今後とも、組合員指導の徹底を要請するとともに、収納率向上に向けた協議を重ねて行くべきである。

以上で、産業建設委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎陳情第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。陳情第1号を議題といたします。

本案は会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、産業建設委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

#### ◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） はじめに介護保険制度の見直しに当たっていくつか質問したいというふうに思います。

介護保険制度が導入されて10年経ちました。第三期事業計画が終わり、第四期事業計画が4月からスタートします。そこで、介護保険制度の見直しの年に当たり基本的な点について質問致します。

平成12年の制度発足のとき、政府はその目的を「介護の社会化が必要だとして家族介護から社会が支える制度への転換」や「在宅で安心できる介護・サービスが選択できる制度」とし、広く国民に宣伝しました。制度発足当時、老老介護の不安や、家族の介護のため職場を辞めなければならないという深刻な家族介護の状況が解決されるというのが介護制度に対する国民の期待でもありました。そこで、町長の所見を伺いますが、制度発足当時の「介護は個人の責任ではなく、社会が見るべきだ」という制度の基本理念に変わりはないでしょうか。

二つ目の質問ですが、平成18年度の改定で新予防給付が導入されました。その時、認定の内容も変わり、新たに要支援が1, 2に増え、状態が変わらないのに認定の度合いが下がる人たちが少なくなく増えました。そのことによって必要な介護が制限されてきたという実態はなかったでしょうか。

また、4月スタートの第四期介護保険制度新計画では認定のための調査項目が削られ、さらに状態が変わらないのに介護度だけが下げられる危険性が大きいと考えられますが、そのことによってサービス低下になるのではないかと懸念されますがいかがですか。

三点目の質問ですが、町の予想でも今後いっそう介護を必要とする住民が増えていくという予想です。介護を求める住民に必要な質の高い介護を保障するために、ケアマネや介護職員等の待遇改善にも町は一定の責任を持つべきと考えますがいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、深見議員の介護保険制度見直しに当たって介護サービスの向上と利用料、介護保険料の軽減をとのお尋ねについてお答えをいたします。

介護保険制度は、急速な少子高齢化や家族構造の変化により、寝たきりや認知症等の要介護高齢者をその家族で介護することが深刻な社会問題になったことや社会的入院による医療費の膨張等に対処するため、平成12年4月から新たな社会保障制度として開始されております。

一点目の介護保険制度の基本理念であります。介護保険法第1条の目的にもありますように、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けるとされ、家族による介護から社会全体で支える介護であると考えておりますのでご理解を願います。

二点目の、新予防給付で必要な介護が制限されたのではないのかのお尋ねであります。平成18年の介護保険法改正により、従来の要支援者と要介護1のうち要支援者として認定された新予防給付における要支援者への予防給付が開始されました。

本町においては、新予防給付により保険給付の制限を受けた被保険者がおりましたが、他の制度との併用などにより、被保険者の自立した生活が営まれるよう努力をしておりますので、ご理解を願います。

また、本年4月からの介護認定の調査事項の削減により、介護度が下げられ、サービスの低下につながるのではないのかのお尋ねであります。介護認定につきましては、認定調査票、主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査・判定を行っております。

4月からは、これまでの介護認定調査票の調査項目が82項目から74項目に削減されましたが、一次判定は、行為区分毎の介護時間を介護の手間とされており、これまで同様に、個々の介護認定にあたっては、調査票の特記事項や主治医意見書に記載されている事項も踏まえて認定審査会で判定されることになっておりますので、不当に介護度が下がり、サービスの低下につながることはないものと考えておりますので、ご理解を願います。

三点目の質の高い介護を保障するため、ケアマネや介護職員等の待遇改善に一定の責任を持つべきではとお尋ねでありますけれども、第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計

画の人口推計では、平成20年の65歳以上の高齢者は2,360人、高齢化率27,5%が、平成26年には2,401人、高齢化率31,4%と高齢化率は上昇しますが、高齢者人口は41人の増加にとどまることから、現行のサービス提供体制を大きく拡充する必要はないものと推測しておりますので、ご理解を願います。

また、ケアマネや介護職員等の待遇改善につきましては、平成21年度から介護従事者の確保や処遇改善を図るため介護報酬が改定されることとなっております。お尋ねのケアマネや介護職員等の待遇改善について、町が一定の責任を持つべきとのことにつきましては、介護報酬につきましては、国の専決事項であり、介護サービス事業所の指定につきましても都道府県知事の決定事項であります。保険者として質の高い介護を求める立場から、町といたしましても、国、道に対し引き続き要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 一点目ですね制度の基本理念、これは貫いていくというような答弁だったというふうに思います。

ただ、これは答弁を求めるものでありませんけれども、それにしてはですね、12年以前の介護のありようから前進した部分はありますけれども、それにしては、個人の負担がね特に高齢者の肩に重くかかる負担がね、多くなってきたのではないかとこのように私は思うのです。それで是非この基本理念を社会がみるんだと。社会全体でね連帯して介護を見ていくのだという理念をですね、貫いていただくよう要請して一点目については終わりたいと思うのですが、二点目の質問のなかで、不当にサービスが低下することにはならないというふうにご答弁でしたけれども、最近のいくつかのマスメディアのそういう発する報告といいますか見ますと、その心配はなかなか払拭されていないというふうに思うのです。今回、第四期の計画に4月から入るわけですので、少しくですね詳しくこの点についてはお聞きしたいというふうには思うのですが、まず、正しい認定のあり方の問題なのですが、先程町長は、不当に下げるといふことにはならないというふうに言われて、その点では心強く思うのですが、しかし、検討会がですね、まとめた要介護認定の削除項目は、今回精査されて現場の意見も入れて最初23あったのですが、たしか14ぐらいに下がったのですかね。なりました。それ見てもですね非常にきびしい内容だなというふうに思うのですが、今回要介護認定の項目がね、すごく変わったのです。10年経っているのですけれども、3年毎に大きく見直すというのもこの制度の欠陥ぶりがうかがえると私は思います。

今回新たに6項目の追加とそれから14項目の削減で、82項目が74項目に減ったんですね。その内容を見ると、正しく必要な介護を提供する介護認定をする内容にはなかなか危惧しています。例を挙げるとですね、たとえば認知症の判定につながる項目がね結構カットされているのですよね。たとえば、一番軽度の認知症の場合はですね、要介

護ではなくて要支援になる。一番軽度の認知症の方こそですね力を入れて介護が必要なのだというのはね通説ですよ。そのことによってその方が重度にならないという事なのに、その人たちは要支援だというようなそういう判定が出るというふうに報告もされています。

削減された項目の中にはですね、いくつかあるんですけども、結構大変だなというような内容がこの中には出ています。

たとえばですね、実際にはないものが見えたり聞こえたりするとかさ、それから、火の始末や火元の管理が出来ないとか、不潔な行為を行う、たとえば排泄物をもてあそぶとか、食べられないものを口に入れるとか、あるいは飲水、水を飲むことが自力で出来るかどうかという、これも削減されているのですよね。飲水なんかは本当に命にかかわるようなね内容の項目なんです。それで町長はそうおっしゃいましたけども非常に私としてはね、大丈夫のかなというような気がすごくするわけですよ。内容をもっと深く見ると、びっくりする内容があるんですけどね、厚生労働省で判定調査をするためのテキストを今回作ったのですよ。165ページぐらいにもなるようなね膨大な判定のためのテキストが出たんですけどもね、その中ずっと僕読んでみたのですけれどもびっくりするような内容があります。それはね、たとえばね、対象者の状況ですよ。「重度の寝たきり状態であり移乗の機会が全くない状況である」この人たちは従来ケアマネージャーも現場で働くヘルパーさんも全介助だというふうに言ってきたんですよ。ところがですね、新しい認定の項目の中では、この人たちは、重度の寝たきり状態であって、移乗の機会が全くないわけで介助自体が発生していないため「自立」である。自立だっていう表現なのです。この項目について自立。それからごはんが食べられないと。自力で。経口食品もだめだと、静脈注射で栄養を摂ると。この人たちについてはですね、やっぱり、食事をするための介助自体が発生しないからね、この人は従来は全介助だったんですよ。自立であるという選択なんだっていうねテキストにそういうふう書いてあるのですよね。人工透析で排尿が全くない、おしっこが出ないこういう人たちについては、おしっこが出ないのだから、これも自立なんだと。人工肛門でストーマー袋の準備、片付けは介護者がしているが、ストーマー袋の交換は自分で出来る人たち、この点についても従来は全介助だったんです。しかし、今回の認定では一部介助を選択するというような形で、個別にこういうふうに認定をしていくとですね、その方の総合的な判定はですね、落ちるのですよね。軽度になっちゃうのです。

だから、そういう点では本当に自分で生活していくために介護が必要なんだという人たちがね、本当に出来るんだろうかというねそういう心配があります。その点についてですね、たぶんかなりもうきていると思いますので、どういうふうな見方をしているのかね町長は、僕も標茶のねケアマネージャーとか介護のシステムはねすごく信頼していますから。そういうふうに、かなり不当にね簡単に落とされるというふうに思えないのですけど、しかし、国が決めたことですから、そう思わなくてもなかなかそうはならない現実というものがあると思うので、その点ちょっと見解をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

最初にまずご理解をいただきたいのですが、先程私が答弁をいたしましたのは、本町においてどうかということをお答えしたのでありまして、その、日本全体でどうかという事に関しましては、これは議員もご指摘のようにそれぞれのいわゆる市町村等々です、いろいろな体制等の問題がありまして、どこまでどういう形になっているかというのは私も詳細までは理解しておりませんし把握しておりません。

先程も申しましたように、確かにこの項目は14項目です、削られまして、新たに6項目が追加されて74項目になったということでございますけれども、先ほども申しましたように個々の認定にあたっては本町におきましては、調査票の特記事項や主治医の意見書に記載されている事項等も踏まえて認定審査会で判定するという方針を堅持していきたいと思っておりますし、この中でですね、個別の方々状況等についてはですね十分その今までと同様といいますかそれ以上といいますか、サービスの低下につながることはないようにやっていきたいということで確認をしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

あとは、除外した項目についてはいろいろなご意見もあろうかと思っておりますけれども、それにつきましては、専門家の方たちが判断をされたわけですし、それから、この制度については、常に今後におきましても見直していくということでもありますので、もし実態としてそのことが適切でなければ、私どももまた、それを改善していただくような要請というのは今後も続けていくということでございますので、だから、現時点で見直すからこれが不完全だと、じゃあ、完全な制度というのは実際にはあり得ないわけでもありますので、より良いものにしていくためにみんなでどういった知恵を出し合っていくのが私は大事だと思っておりますので、そういった意味で本町としてはサービスの低下につながらないように取り組んでいきたいと、そういうことでございますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 私ね、町長のご答弁、それからお考えしている事柄、全面的に信頼はしています。信頼した上で、しかしながら国の法律ですから結構縛られると、現場でねどう対応するかという問題含めてね、もうちょっと議論したいと思うのですが、今回の改訂は、さっき私、いくつか例を挙げて言いましたようにね、現在より要介護度がね低くなるロジックになっているのではないかと、このことをすごく心配して質問を続けているわけですが、たとえばね、要介護が要支援になったらね施設に入れなくてしょ。それから、要介護2が要介護1になったらね今まで借りていた福祉用具なんかも借りられなくなるんですね。だから、この辺はね利用しているの方々にとっては本当に生活や命にかかわる問題なんですね。なぜしつこくね町長を信頼していると言いながらねしつこく言うかということね、厚生労働省でね、1万人を対象にね新しい認定の形でね調査やってるんですね。実際にやって見ているんですよ。その結果はね、現在と同じが、ごめんなさい。1万人でなか

ったですね。3万人ですね。調査を実施したと、3万人対象に。現在と同じというふうに出たのが63.2パーセント、今より低く判定されたというのが20パーセント、厚生労働省の調査でも出ているんですよ。今より高く判定されたというのも確かに16.7パーセントという結果が出ていますけども、今より低く判定の20パーセントというのは、脅威だなというふうに思います。先程町長が特記事項にも書いてもらえばいいしと言いましたけど、先程いくつか私が14項目の削減項目があると言いましたけども、その削減項目については特記事項に記載しないことというふうになっているんですね。私が読む範囲ではですよ。だから本当は、町のケアマネージャーの人たちが、そう書いてあるけれどもね、けど記載事項にそういうことについて記載してくれればね、特記事項として。これ正しくね判断が出来るのではないかなというふうに思うのですけども。そういう心配なんですよ。だから、町がなんぼがんばってねやろうとしても、そういう認定についてはきびしく言うわけですから、判定については、そういう低く出るロジックになっているそういう仕組みですね、システムエラーだと僕は思うのですけれども、その辺が心配なんですね。だから、国の制度がそう変わったとしても町としては、変わらず正しい判定がやっていくんだと、いうようなことがお約束できるかっていうのもいやらしい言い方なんですけど、そういうふうにやっていただけるのかどうかねもう一度お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

確かにモデル事業のですね結果として、先程議員がご指摘になったような数字だということとは私も承知をしております。しかしながら、私は先程申し上げましたように、いわゆるコンピューターの判定とですね、それから後の認定審査会の判定というものに対してどれだけをどういう重きを置くのかということについて言いますと、それはそれぞれの市町村においてそれぞれの事情があらうかと思えますし、やはり、一番懸念されますのはですね、件数が増えているわけなので、これは議員もご指摘になりましたけども、いわゆる認定件数が多いと十分ですねいわゆる認定審査会における論議が尽くされないということが想定される状況もあらうかと思えますけれども、本町においては今までも30件程度という具合に聞いておりますし、そのことに関しては、十分時間をとってですね認定をしたい、その中でも先程申し上げましたように、そういった実態に即した判断をしてまいりたいという具合に考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 分かりました。ぜひですね、国の機械的な一次判定の機械によるね一次判定の仕方ではなくて、実際に利用者とは接触するケアマネージャーの方の責任で大きく大きいと思うのですが、ケアマネージャーの意見とかヘルパーさんの意見をよく聞いてですね、最終的に判定を下すのは町なわけですから、町としての責任を果たしていただきたいとそういう意味では全体の、私はまだ、低く出るロジックになっているのではないかと懸念がね、そういうふうになっているわけですが、しかし、標茶町としてはねそ

うはしないと、本当に正しい介護が必要な人に必要な介護は出来るというね、そういうふうに取り組んでいくというね町長の答弁を信用したいなというふうに思います。

ケアマネージャーの問題なんですけど、先程ケアマネージャーのことについて言いましたけれども、国の制度でありますからそうそう簡単においそれとはね町として手を出すわけには行かない訳なんですよね。だけれども、先日、ふれあいの方からヘルパーの事業所を撤退するとそういうお話もありましたし、そういう点ではすべてがだんだん民間任せになってくるのかなと思うのですけれども、その際もですね、保険者たる標茶町の責任というのはあると思うのですよね。さまざまな経済的事由、経営上の問題でね介護を受ける人たちにその害が及ぶようなことがないようなねことを私は、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

ケアマネージャーというのはね法律が変わってから給付の管理をして始めて報酬がつくので、生活相談とかねそういうのには報酬がつかないんですよ。原則としてね。だから、そういう意味では本当に一生懸命現場でやっていただいているケアマネージャーの方の努力がね報われるような姿には、なかなかない現状思うんです。これは今回答弁いきりませんが、課題として、これからどんどん在宅介護が民間にね事業所が移っていく、移っていった場合でも、保険者たる町が、そこできちんと事業所がやっていけるようなねそういう取組みっていいですか、目を光らせるっていいですか、目配りをするとか、そういうことについてですね、ぜひ気を配っていただきたいなと思います。先程、道や国にも強力に要請すると言いましたけれども、現状どうなっているかぐらいの分析、判断は町としてやっていただきたいなと、任せたらそれきりというのではなくて、状況どうなのかというのを聞きに行くとかね事業所にね、ケアマネさんに会ってどうなんだということ聞きに行くとかいうことぐらいはやっていいのではないかというふうに思うのですけれども、その点はどうでしょうか。押さえていると思うのですけれども。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

基本的にはですねこの介護の問題につきましては、ベースの財源というのは介護報酬ということになっておりまして、これにつきましては先程も申し上げましたように、国の専権事項でございまして、それが今般4月から改定をされるということにつきましては、一定程度の評価というものは私はすべきであろうと思います。ただそれが十分か否かにつきましてはですね、それはいろいろな考え方があろうかと思えますし、先程も私が申し上げましたように町としては国、道に対してまだまだいわゆる改善といいますか、を求めていくことは必要だろうと思っておりますので、そういった要請はしてまいりたいとそのように考えております。ただ、そのこととですね、介護というのは介護だけの問題ではなくて、町の福祉政策全般の中でですねどういった形でということは、本町としては常にそういうことは考えておりますので、いわゆるその制度として介護としてのいろいろな制限がある場合に、他の施策でもって、なんていいますかフォローアップできるか否かというこ

とも常に考えていくことも、私は重要な問題だと思っておりますので、そういった意味です、決して後退にならないような形で、町としては取り組んで参りたいというふうを考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それでは保育問題に移りたいと思います。

私は、二つ目の質問ですが、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会、2月24日、現在の仕組みを変更し、新制度の導入を求める中間報告をまとめました。まだ先の話かなあと思っていたら、北海道新聞にですね、早ければ今年の秋に児童福祉法を改正してね、法律をね改めるっていうようなね新聞報道も早ければ出ていたので、今議論しておかなければならないなって意味で質問するわけですが、提案された「新たな仕組み」は、保育の「市場化」を拡大し、今まで守ってきた国と自治体の保育への責任を投げ捨てることになるのではないかと私は心配しています。

また、そうすると保育の質の低下、子どもへの影響について強い懸念を抱かざるをえません。今回の「新たな仕組み」について町長は、鍵括弧付の新たな仕組みですが、町長どのようなお考えをお持ちでしょうか。

現行保育制度では、市区町村に保育所を整備して保育を実施する保育実施義務、これは児童福祉法ですけれども、があるということになっています。しかし、新保育制度では、市町村の役割を、保育の必要性和量、つまり受給権ですね、を認定し、提供体制の整備や利用調整等の利用者支援を行い、利用者への保育料補助金を支給することに限定しています。なんかぐじゅぐじゅ難しい内容ですけれども、要するにね、市町村の今まで果たしてきた役割ですね、これをね無くしていくっていうかね、大幅に軽減していくっていうことなのです。少子化問題や「安心して預けられる保育所」を求める保護者の願い、安心して働ける環境の保障など自治体の保育実施義務は今日においてますます重要であると考えますがこの点についても町長の所見を伺います。

また「新たな仕組み」では、保育料は所得状況に関係なく、子どもの年齢と利用時間で決まる「応益性」にかかわるといふふうに言われています。これは、標茶町が築いてきた保育行政を根底から覆すことになると思います。標茶町としては従来どおりの保育行政を続けるべきと考えますがいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、「厚生労働省の保育制度「改革」案ではなく、現行制度のもとで保育園運営の更なる充実を」とのお尋ねにお答えをいたします。

まず、2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会の第1次報告については、ご案内のように昨年5月20日の「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」に基づき、今日の保育をとりまく社会環境の変化に対応するため、今後の保育制度の姿を検討した議論の中間的とりまとめとして出されたところであります。

一点目の市場化の拡大が保育の質の低下や子どもへの影響が懸念されるのではないのか

との指摘であります。今回の中間報告では、都市部における待機児童の解消や現行の保育所認可制度の問題点を踏まえ保育サービスの量の確保の必要性から、新規保育事業者の参入や保育サービスの提供について報告されております。また、本町のように人口減少地域における保育機能の維持・向上についても、新たに「小規模保育サービス類型」を創設することが報告として出されております。

中間報告の「保育制度のあり方に関する基本的考え方」にもありますように、「保育は、住んでいる地域にかかわらず、我が国の保育を必要とするすべての子どもに保障されるべきものであり、子どもの健やかな育成は、未来への投資として、国が責任をもって取り組むべきもの」とされておりまして、保育の保障のために、市町村が果たす役割・責任は大きく重要であると考えておりますので、ご理解を願います。

二点目の自治体の保育実施義務についてであります。現在、保育の実施につきましては、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育義務とされておりますが、中間報告では、保育の必要性・量を市町村が判断、認定し、保育需要に必要な公的保育の提供体制の整備が市町村の義務として報告されております。

本町では、民間保育事業所がないことから児童福祉法第39条の規定に基づき、認可保育所の設置・運営及びへき地保育所の設置・運営を行っているところでありますが、今後の本町の認可保育所及びへき地保育所の設置・運営や家庭的保育事業等につきましても、これらの情勢を踏まえつつ、任務を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

三点目の「新たな保育の仕組み」での保育料に関してであります。第1次報告では、「利用者負担の負担水準、設定方法について、低所得者が安心して利用できるようにすることに配慮しながら、今後、具体的な議論が必要であること。」とされておりますので、今後の推移を注視してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 一問一答ですけれども少しまとめて質問したいというふうに思います。

保育時間がですね、区分化される。新しい仕組みの提案ではね。週2時間の人、40時間の人、55時間必要な人。三つの区分でね。そうなるよね、標茶町は僕は保育行政っていうのは、お金のことはちょっとおいといてもね、本当に歴史あるね保育行政やってきているよなというふうに思います。そういう意味では恵まれているなというふうに思うのですが、そのときでもね、幼保一元化の問題もありましたけれども、保育所の中で、それはただ預かるのではないのだと、働くから預かるのではなくて、その保育所の中で子供たちがどう育っていくかということにも責任を持つのだと、というような姿勢でね今までやってきたんだと思うのですよ。これ、20時間・40時間・55時間好きな時間数選びなさいとこうなっちゃうとね、保育の切り売りみたいな感じなんですけど。園としてね、保育所としての教育

ではないですけどね、子育て方針といいますか、保育方針というのはねどういうふうになっていくのかなという心配があるのですが、その点はどういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

これにつきましてもですね、私は厚生労働省が現在出されている中間報告、これはまだ決定したわけではないわけではありまして、国のほうとしてですね、国全体のいわゆるスタンダードとして出されているわけでありまして、本町は本町としての議員もご指摘のように歴史もありますし、それと基本的な考え方でいいますと、私どもの公共サービスというかたちで市町村が運営していることに関していいますと、民間で賄えないものを賄うのが私は公共サービスだというふうにご考えておりまして、その中でですね、私どもはどういったこの保育園に対して母親、母親という言い方は変ですね。これ。両親がですね、何を望んでいるのかということ、どう対応していくのが一番大事なものだと思っております、基本的にいいますと、都会ですね預かる場所がないところと本町のような場合というのは、条件がかなり違っていると思います。結局、親が求める質の高さ、質を高めるためのものと、それから量を確保するためにどうしていくのか。量も質も確保しなきゃいけないわけでありまして、そういったなかでですね、やはり都会の状況と我々のように人口減少地の状況とは基本的に違ってくるなというふうにご考えております。ただですね、いずれにいたしましても、これは両親の方たちにとってですね、保育所というものが、生活をしていく上で、支援となるような組織でなければ私は意味がないと思っておりますので、そういった意味で出来るだけ両親の方の希望をですねかなえられるような形で運営していくのがベストであろうと。

ただですね、これにつきましていいますと、公費を投入するわけでありまして、それに対する透明性であるとか客観性であるとか公平性と。そういうものも求められてくるのではないかとと思っております、いろんな形が当然あるのではないかとと思っております、国の考えているのも私は一つの方向性としてですね、それはそれとして考え方としてはあるかと思いますが、ただその考え方が、本町において今までやってきたこととどうなのかというのは、これはまた別の問題ではないのかなというふうにご考えておりまして、実際にこの方針が今は中間報告の段階でありますので、なんとも申し上げられませんが国の方針が出されたときには、やはり私どもは今まで築き上げてきたものとの比較の中で、どういった形が出来るのかというのは、また皆さんともに考えていかなければいけない。そのように思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

いずれにいたしましても、子育ての支援といいますか、親の支援も含めてですね、保育というのはどうあるべきかということも、常に意識しておかなければいけないのかなというふうにご考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） その面では私は標茶町ですね保育行政の姿勢というのは信頼し

ていますので、そのとおり受け取りたいなというふうに思います。

ただ、先ほど町長もおっしゃったように、応能性が応益性になる、そういうような方向性だ。それで町長は低所得者に配慮ということでも出ているので、というような言い方をされました。ここではっきりさせたいのですけれども、現時点でね、この新たな仕組みというのは、応能性からね応益性になる方向をね、はっきり持っているんだというふうに解釈していいのかな。同時にそうだとすれば、そのことについてどう考えているのかね最後にその点だけ伺いたいのですけれども。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

私もこの厚い本を一生懸命読んだのですけれども、私が読んだ感じではですね、そのように国として明確な方向性を出しているというぐあいには私は判断をいたしませんでした。

ただ、考え方としての応益性ということに関していいますと、これはどういったのが一番理想的なのかというのは、いろいろ考え方はあろうかと思いますが、ひとつには現在で理想とされていますか、非常に評価されているのは、たとえばフランスの少子化対策というのが非常に評価されております。この場合はですねやはり応益性ですけれども、そのベースとなる財源に対してですね、国民の皆さんが非常に高い負担をしていて最低限の応益性というかたちになっておりますので、そこまでいくとですねその応益性というのも一つの考え方があるかなあと。

ただ、現状の日本の今のですねいわゆる税システム等々からいってですね、いきなり応益性というのはこれは現実的ではないというぐあいに考えております。社会全体でたとえば保育それから教育等も含めてですね、出来るだけ低い負担で行っていくためには、いわゆる税金というのはですね、どうあるべきかという理論になりますと、これはまたまるっきり別の話になってきますので、そこら辺も踏まえた上での応益性ということであればそれは一つの考え方であろうと私は思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いずれにしても、住民が知らないうちにね計画だけがどんどんどんどんね、形付けられていくということがあってはならないと思いましたが、まだ中間報告でしたけども私質問しました。かなりね安心したような気分にもなっているのですけれども、是非今までの標茶町の保育行政のあり方をね守って、今後も進んでいって頂きたいなというふうに思います。

最後ですが、最近にわかには動きが激しくなってきました地域の教育力を生かし、地域ぐるみの学校応援体制を作り上げるという課題について質問したいというふうに思います。

この課題については、何度か議会で問題提起をしています。昨年3月議会でも質問しましたが、その時のご答弁は、「学校支援事業については長続きしないと。いわゆる文部科学省が提起したね。それですぐ取り組む気はないけれども今後活用については検討する。」ということでした。

その後この種の課題については各方面で少なからず進展があるようですが、すでに全国各地で実践されているように、地域の教育力を生かし、学校の環境整備、郷土学習、授業の補助、図書室事務等の応援、登下校の見守りなどスクールボランティア的な活動で、地域ぐるみの学校応援体制をつくりあげ、子どもたちが安全で健やかな成長と教師の負担軽減をめざすことがいま求められているというふうに考えますが、その点についてまず伺いたいというふうに思います。

それで、釧路市をはじめとしてすべての地域で「学校支援地域本部事業」の立ち上げに着手し始めているようなのですけれども、標茶町はこの事業にどう具体的にかかわっていくことになりますか。

以上、二点について質問します。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 地域の教育力を生かし、地域ぐるみの学校応援体制の質問にお答えいたします。

学校支援地域本部事業は、平成18年におよそ60年ぶりに改正された教育基本法の第13条に「学校、家庭、地域の連携協力」に関する規定が新たに盛り込まれ、これを具体化する方策として文部科学省が委託事業として今年度から始めた事業であります。

地域住民が学校の様々な活動をボランティアで支援することにより、教育活動の充実が図られるとともに教員の子どもと向き合う時間の確保や、子どもが地域の大人とふれ合い、多様な経験をするなど、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ、学校、家庭、地域が一体となって子育てする環境をつくるのが大きなねらいであります。

標茶町の各小中学校における地域ボランティアの活用状況については、昨年の第一回定例町議会における深見議員の一般質問にお答えしたとおり、すでにすべての学校で、学習支援活動、部活動支援活動、環境整備支援活動、登下校安全確保支援活動、学校行事支援活動などこの事業で想定されている学校支援ボランティアのメニューの中から各学校の実情や教育的ニーズに照らし合わせ、実践されている実態にあります。

従いまして、学校と地域が自主的にうまく連携し合い取り組まれている体制に、国が示す画一的な組織を持ち込むことが、逆に地域の支援活動に支障をきたす結果にならないか懸念される所でありました。しかし、釧路教育局からは、標茶町の取組みはまさに「学校支援地域本部事業」が構築されている状況にあると認識しており、現状の支援活動に影響を及ぼさない範囲で、この事業の活用を考えてほしいとの要請を受け、最終募集の締め切りとなる第四次の募集に申請をして、釧路管内全市町村と足並みを揃え、本事業に参加することになった次第であります。

実質的な事業の展開につきましては、平成21年度からになりますが、社会教育団体関係者や学校関係者、行政職員等からなる実行委員会を立ち上げ、具体的には、これまでの各学校における学校支援活動の検証と評価を行って、不足している活動の洗い出しなどと合わせ、更なる学校支援ボランティアの発掘に努め、ボランティア名簿の作成とその活用を

図り、より一層の学校支援活動の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 教育長、実行委員会は立ち上げたのですか。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

これからですね、その実行委員会を立ち上げて進めていきたいと考えています。

組織の内容につきましてはですね、構想としてはもっております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いつ、どのようなスタイルで考えていますか。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先程もちよっと述べましたけども、組織的にはですね町内のたとえば文化団体連絡協議会とか女性団体連絡協議会、あるいは地域子供の連絡協議会、それから校長会、教頭会、あるいは教育委員会の事務局の指導室あるいは社会教育課、その中では当然アドバイザーも含まれますけども、それから健康づくり運動専門員等ですね、入れて体制を組んで、今年度中にですね会を開催していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それは、音頭は町がとるということですね。責任も最後まで町が見ることになりますか。運営の実際を含めてね。音頭は町がとるということに間違いのないと思うのですが、その後の運営主体はどこになっていきますか。実行委員会なんですけども。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 基本的には実行委員会を立ち上げますけども、事務局は委員会の中ですすめていくという形になります。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 揚げ足をとるわけではないですが。

（何か言う声あり）

○11番（深見 迪君） おかしいですか。おかしくないですね。

昨年3月の一般質問のときに、今、教育長もおっしゃってましたけどもね、その画一的な組織を文部科学省の言うように立ち上げるのでは長続きしないと、地域や学校の実態を考慮しないような組織を立ち上げて意味がないのだということで、当面考えていないようなお話をされました。

今回ね、私は学校が取り組んでいる状況は全く変わらないのに、しかし、この組織を立ち上げるということなんで、その点がちよっと私はねちよっと理解に苦しむところなんで

すが、文部科学省のいう事業と関わりなくね、本町が、各学校が取り組んできた内容を土台にしながね、さらに良いものをつくっていくという意味では意味が私はあると思うのですが、ただ、今まで本町の各学校で取り組んできた内容と今回行われようとしていることはね、質的に違うのだと思うのですよね。まず、組織的にこれをやるということでしょう。今までは学校が主体でね、学校がいろんなところに頼んで、課題別をお願いしてね、そして、頼んでそして必要な講師なら講師を呼んでね。今回は違うのですよね。組織から、組織の運営を含めてね組織をつくってそして、恒常的な年間を通しての学校支援の事業をね、組織として行っていくということではずいぶん違うのですね。

これは、釧路の教育局で出しているパンフレットで、もうご存知ですよ。この内容を見ましても従来標茶町が取り組んできたような内容とはね、かなり内容がすすんでいるといえるかどうかね、違うんですよ。先月2月でしたか、2月15日に釧路市はね三つの小学校と一つの中学校で集めて実践されている内容含めてですね、立ち上げましたね。それで、そういう意味ではね、かなり大掛かりな取り組み、まさしく全町の方々を含めてね、視野に入れたかなり大がかりな組織的な取り組みになるというふうに思うのですよね。そのことに間違いはないかどうか。今までの延長線上にあるね取り組みとはちょっと違うのではないかというふうに思うのですがいかがでしょう。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 教育長 お答えいたしたいと思います。

私自身ですね先程答弁いたしましたけど、文科省のですね何というのですか、型どおりの事業を取り組むという形ではなくてですね、今まで標茶で取り組んできた学校支援体制をですね、より充実させていくために、その部分的な分をですね活用していきたいのだということのお話をしたわけでありまして、だからたとえばですね、これからについてはですね、学校支援活動の今までの検証と評価を行って、なお不足している分をですね、そういったものに対する更なる支援体制をつくっていくということでたとえば、今までつくってきた名簿の更新だとかですね、あるいはその今までコーディネーター的な部分がちょっと欠けている部分もありました。学校自体がやらなければならない状態というものもありますから、事務局をですね社会教育におくという形になりますから、その中でですね、学校に、よりボランティアがですね活用していただけるような情報提供だとか、あるいは何といいますかその情報交換ですね、そういった直接学校がボランティアの人とやり取りするのではなくてですね、こちらの事務局の方がですね、ボランティアとやりとりして学校に支援するようなそういった体制をつくっていききたいのだと、そのような考え方で進めたいということで、そういった方向でも当然その型にはめてですねものごとを進めていくという考え方は文科省も道教委もないということですから、標茶型のやり方で、なおかつうちの事業に活用していただけるものがあれば活用してくださいということですので、それで私どもはこういう事業に取り組むという形で、最終の第四次の募集に乗ったということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それでは確認なのですが、今までは学校である授業で課題が発生したときにその件について、あの人を呼ぼう、地域のあの人材を活用しようという形でね学校に呼んで、そしていろいろやっていただいたのですね。今度は、ボランティアということになるとね、いろんな学校支援の内容があって、そしてその中にはたとえば授業の補習とか先生方のお手伝いも含めて、いろいろあってそれに対して一般的にボランティアを公募するようなイメージなんですね。これね。文部科学省のやつはね。そういうことだというふうに考えていいわけですか。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） これにつきましてはね、これから具体的にですね実行委員会を立ち上げてましてですね協議しながら進めていかなければならないというふうに思いますけれども、基本的には今までの人材バンクというそのなんていいますか登録されているのもありますけれども、それになおですね、追加するような形で、これは基本的には広報だとかそういうものを通してですね一般公募的な部分を含めてですね、今までもやってきているのですけれどもそれにさらに進めていって、なお何ていうのですか充実した人材バンクの名簿等作って、なお不足する部分かなりありますから、先程議員が言われているように授業の補習とか、これについてはかなり制限があるんですよ実は。教員免許もっていなければだめだとかですね、そういったものがありますから、これはかなり人材的には難しいのかなという面もありますけれども、それにしてもそういった部分も、あるいはその読み聞かせとかそういった面も今後かなり需要のあるというふうに判断もしていますから、そういった面の募集も含めてですね進めていきたいなど。これはあくまでも実行委員会を開催してですねそのなかでの議論からということと考えておりますけれども。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 質問最後ですが、制限があつて教員免許がないとだめだというのは、全国の実践はそうではないですね。免許がなくてもね先生方のお手伝いを授業の側面でどんどんやっているというのが全国の実態でもあります。それはいいとしても、立ち上げてからの議論になりますからね。

最後の質問ですが、そういうメニューの中にたとえば学校だけの問題だけでなく、地域の子供たちの見守り活動、見守り活動的なものというのは当然メニューとしては入ってくるというふうに想像してよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） そういった、今やっただいている実際の見守り隊とかいろんな組織もありますけれども、さらにですね、住民のみなさんにですね、地域の子供は地域で守っていただくというようなそういった考えからですね募集をするような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（深見 迪君） 以上で、終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終了します。

続いて、12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君）（発言席） 通告に従いまして、1件ほど質問させていただきます。

情報通信基盤整備について質問をいたしたいと思います。

本町は、地域活性化対策として、ブロードバンド未整備地域の環境整備に着手されていると思いますが、以下、七点について伺いいたします。

1つ、整備調査の進行状況について伺います。

2、この整備手法について伺います。

3点目、通信基盤整備の終結までの予算措置について伺います。

また、整備後のこのランニングコストについても伺いたいと思います。

この整備が終わった後の受益、使用者の負担についてどのくらいかかるのかお伺いしたいと思います。

また、調査・整備が始まり、このブロードバンドが供用開始に出来る時期についてお伺いいたします。

また、情報通信基盤整備について、農林業・産業・環境・住民サービス等、充実向上されると思われる施策についてあればお伺いしたいと思います。

以上、七点についてお伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番、田中敏文議員からの情報通信基盤整備についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町におけるブロードバンド化は、平成19年10月に塘路、磯分内、虹別の各市街地及びその周辺地域でADSL高速回線が整備され、また、昨年9月には標茶市街地で光通信網がそれぞれ民間の通信事業者により整備され、高度な情報通信サービスの提供が受けられる状況となっております。

しかしながら、未整備地域についてはインターネットなど通信回線速度が遅く、また、利用可能回線数にも制限があるなどブロードバンド化された地域と比較して大きな格差を生じていることから、昨年3月に町内の個人及び団体により結成された「しべちゃ無線LAN導入推進期成会」から整備についての要望書が提出されたところであります。

町といたしましては、広域で山間部が多い本町のような地形の場合に、費用対効果等の問題もあり民間事業者では早期の整備は難しく、また、広大で人口密集度の低い地域のブロードバンド化を進めるためには無線LAN方式による整備が有効であると判断したところであります。

整備に向けましては、国の補助事業（総務省交付金事業の地域情報化基盤推進事業交付金、補助率1/3でございますけれども）その活用に向け意向調査に着手したところで

あります。

ご質問の「整備調査の進行状況」等につきましては、本年度は、未整備地区の住民に対する意向調査とブロードバンドサービスの提供を行う施設運営事業者の選定を行なったところであります。

未整備地区の全戸調査の結果につきましては、調査対象戸数約900戸で現在集計中ですが、回収率28%で、利用希望率は、その内の70%程度であり、整備の手法は、前段でも申し上げましたが、広域で人口密度の低い地域を整備するためには無線LAN方式による整備が有効であると判断をしております。

予算については、概数であります但し事業費で約1億円程度であり、国の補助率3分の1の事業採択を受けての整備を予定をしております。整備後のランニングコストは、町が負担すべき保守料と運営事業者が負担する運営費を相殺することにより原則町負担は発生しないところですが、民地利用による借地料及び携帯事業者の鉄塔借上げがある場合は町負担となりますが、設計が終了していませんので金額については現時点ではお答えできませんのでご理解を願います。なお、施設運営に関しましては、「当事者が一方的に破棄し得ない使用権を設定する契約」を結び安定的なサービスの提供を図って参りたいと考えております。

受益、使用者負担につきましては、当初の設置費等は27,000円程度で、月額利用料は無線アンテナレンタル料を含み約6,500円程度の予定であり、平成22年度後半の供用開始を目指してまいります。

整備後の新たな施策につきましては、本町の基幹産業であります酪農経営や遠隔地の学校における教育活動、更には個々における生活情報から就職・進学といった様々な情報収集活動がブロードバンド化により生活の利便性向上が図られることなど現時点では想定されますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 七点について、現時点、調査・設計という形の中で進められた中でお聞きしました。調査段階で900戸が該当になるという形のなかでおきまして、対象としての70%ということをお伺いしました。その中でですね、やはり僕が自分なりに一番思っているのが、この使用者の負担部分が一番大きいものになっていくのかなあ。という懸念があります。この金額についてですね、予定だと思いますが、再度、27,000円と月々の使用料6,500円確認事項としてお伺いしますけれど、それでよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思っております。

現在、そのように推定をしておりますけれども、実際にその実施・設計等が終えた時点です、いわゆる、21年度にですね実施・設計を行う予定となっております、実施・設計を行った時点で、その時のいわゆる設備の必要性等々からですね、いわゆる将来

的な、実際問題としての設置費それから利用料等については、若干変化があるものとそのように想定しております。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 整備状況の中で、このブロードバンドについては民間業者並びに数多くの参入が見込まれてはいるのですけれども、この今調査やっている形の中で、業者さんというのは何件くらいを対象にして選定して進められていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

施設運営にかかわるプロポーザルにつきましては、2社からご提案をいただきまして、そのうちの1社のほうに決定をしております。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 最終的には本町のかかわる部分で、大変これから次世代酪農経営等担う人たちには活用されて運営されると思いますので、21年整備されたのちにまた新たなかたちで運営が進まれると思いますので、私自身も状況見ながら、再度質問させていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、12番・田中敏文君の一般質問を終了いたします。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 2件につきまして通告させていただきましたので、質問させていただきます。

まず、1件目につきましては、本町の雇用状況と今後の対策についてであります。

先般、2月19日でしょうか、新聞紙上で政府が発表いたしました20年度の実質成長率は戦後最低に落ちることは確実で、21年度も来年度も日本経済はマイナス成長の予測が大勢を占めて、景気回復は22年度以降ずれ込むのではないかと、そういう公算が大きいと言われておりました。そういったなかでこのたびも北海道の新年度予算が発表されたのですが、私もみましたら、特にですね雇用や景気対策、医療福祉対策等々、道の削減計画にブレーキをかけるぐらい景気対策や雇用対策に力を入れていくんだ、知事がこう公表されるのを読んでおりました。そういったなかで本町におけるまさにこれからどういう状況でいくのかっていうのは、まさに予測しがたいなかでこの質問を取り上げています。

道内における経済状況はまさに世界的な金融危機により、急激な景気影響を受け中小企業・小規模事業者の雇用体系が悪化し、失業者数が近年になく増えるなど先行きの見えない大変厳しい状況下にあると認識しております。

また道新が発表した昨年10月から12月期の道内経済動向調査によりますと企業の業績状況が平成10年の調査開始以来の最悪を更新するなど「金融危機の影響による不況はまさに始まったばかり」だとも報道され、各自治体におきましても、町税を含め各種の税収

入も今後減少していくことも予想され、地方財政への影響も懸念されるところでもありません。

本町におきましては昨年9月補正で雇用対策をいち早く講じ、道内の各団体・各自治体からその評価を受けておりましたが、現在の本町の経済状況を雇用と働く側から見る就業の状況という観点から、町全体の景気の問題あるいは経済の問題は、就業者の活力やまた雇用の場は喫緊の課題として今後必要不可欠と考えることから以下4点について伺います。

本町のここ数年における就業状況と失業率についてどのように把握されておられますか。

二番として、本町企業の雇用状況をどのようにまた認識されているか、管内の傾向も合わせて伺いたいと思います。

また、行政としてどのように雇用と就業の問題にかかわるべきと考えておられますか。

四番目は、第3期総合計画、第5次の実施計画が3年間を1期間として、ローリング方式により来年度から実施される予定になっておりますが、特に雇用施策についての取り組みの方向及び対策について伺いたいと思います。

以上、つきまして町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の町の雇用状況と今後の対策についてのお尋ねにお答えをいたします。

ご案内のように、世界的な金融・経済危機の影響は日本にも及び、道内における派遣労働者や期間従業員の解雇や倒産など雇用・失業情勢は急速に悪化している状況にあると認識をしております。

本町におきます数値につきましては、平成17年の国勢調査結果に基づく就業者数であります。4,711人となっており、10年前の平成7年5,361人と比較して、650人減少しております。

産業分類別の就業者数は、農林業が1,440人で全就業者の30.6%と最も多く、次いで建設・製造業690人（14.6%）卸売業・小売業613人（13%）、サービス業456人（9.7%）となっております。

このように、本町におきましては、建設業の就労割合が高く季節労働者も多いことが指摘されますが、平成19年度の季節労働者数につきましては、全就業者数の5.2%に当たる245人で、季節的に循環雇用を繰り返す不安定な雇用状況にあり、通年雇用化のためには、閑散期における事業量の確保が、重要な課題であると認識をしております。

現在、国が実施しております「通年雇用促進支援事業」については必ずしも季節労働者の実態に即した事業展開になっているとは評価出来ませんし、平成22年度以降の制度見直しに向けては、具体的な就労機会の創出と、職業訓練・失業保険の充実など実効ある新たな制度創設が、国に強く求められていると認識しており、関係機関と協力し労働者が真に求めるより現実的な制度の実現を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

ご案内のように完全失業率につきましては、国における調査が基本であり、地域別など詳細な区分開示が無いことから、本町における数値は把握しておりませんが、総務省統計局「労働力調査」資料によりますと、1月の全国完全失業者数は、277万人と勤め先や事業の都合による者が増加したころから、1年前に比べ21万人増加し3ヶ月連続の増加となっており、本道においては昨年12月数値で4.3%と前年同期と比較し0.7ポイント低下しているとの数値が示されております。

ハローワークくしろ業務統計による平成20年12月の釧路管内における常用有効求人倍率は0.35倍となっており、全国平均の0.72倍の半分以下にとどまり、全道平均の0.41倍をも下回るなど働き手3人に1人しか充足されない計算で、道内でも最低に近く極めて厳しい状況にあり、更に釧路管内における企業倒産の発生は1月には建設・小売業の破産が見られ依然として鈍化の兆しが見えず、むしろ増加傾向でありました。

行政報告でも一部を述べさせていただきましたが、雇用情勢等の悪化を受け、前年9月・12月議会において町独自の緊急経済対策事業を提案させていただきました。

今季、道内でも1月現在16市町村が独自の雇用対策を打ち出しておりますが、本町の町有林枝払い作業等の緊急雇用対策は、実人数84名で一人当たり8日間、従来の冬期雇用対策事業については、実人数68人延べ93日間の雇用を創出しており、評価を頂いているものと考えております。しかしながら経済・雇用状況は一段と悪化を続けており、町としての施策には限りがありますが、新年度予算におきましても、冬期雇用対策事業の4・5月での前倒しも含めより効果的な実施が図れるよう検討してまいります。

今後につきましても、健全な財政運営を基本とする方針は堅持しつつも町内外の景気動向・雇用状況を注視しながら、より安全でより便利より快適な町づくりを目指し、効果的な施策の実施に、的確に、かつ迅速に取り組んでいけるよう意を配してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 総括的に質問させていただきたいと思いますが、今、町長のご答弁でまさしくですね行政報告で述べられたことも意を強くして語られましたので、今後の21年度に向けての雇用の面、そして就業の面については期待をされていることと思います。

ただですね、通年雇用対策のことを若干触れられておりましたけれども、この冬にですね、多分240数名の方が失業給付を受けられまして、その方たちも今回の枝切り作業に参加されていたと思いますし、そのなかで、対策協議会で設けられている、いわゆる資格取得の講習に行かれる方が多々おりました。それはですね、管内の状況の中できわめて少ない募集だったというか、受けられる方が限られたと。標茶町につきましてはですね、私もずっと調べさせていただきましたら、その資格にとっては、充当される方がひとりかふたりしか行けない状況、大変きびしい競争率だったと。これが優先順位なのかどうかということ、担当の方ではちょっと聞いたら、これは本町のほうではなくて事務局が釧路にあ

りますからそこで扱っているということで、これなどはもうですね、まさにですね自給と就業のミスマッチ的なものがねこういうところに表れてきていると思うのですよね。ですから、こういうところをもっとしっかりとですね町村会で声を出して行ってですね、少し枠を広げて資格取得の機会をいわゆる受給資格者の取っている方々に取っていただくとか、そういう制度の仕組みをね、もう少し変えていくのがまさに雇用対策の一環出てくると思うんです。なによりも、資格というのはいくらでもありますし、本人にとって財産でございますから、そういった面は通年雇用対策という協議会がずっと町長に私も何回か質問させていただきますが、また声を大にして是非言っていただきたいと思いますが、その辺についての所見を伺いたいと。

それからですね、これは行政としてどう雇用者に対する職業、これはハローワークに行けばいいのですが、自治体としてどうあるべきかということはどうですか、これ平成15年ですか、法律改正によって市町村の施策、必要な業務として職業紹介を行う場合は、厚生労働大臣に届け出て、市町村においても職業紹介が行われる出来るようになったと。これ15年の法律改正でそうなっておりますね。一部町の方では多分何かの広報で周知された記憶がありますが、こういったこともう一步踏み込んで、何が行政として職業紹介がやっつけられるか、行政としても限界があると思うのですよね。ただ、その場合にどういう点があるのかな、そういう点を研究されているのか、検討されているのか、この二点について伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のように、今のこの雇用問題をですね、どういう具合に考えるのかというのは、町村としての限界というのは当然あることはご理解いただけたと思いますし、先ほども答弁をいたしましたように、やはり一番大きいといえますか、国のほうにお願いをしたいのは、やはり就業機会の創出と先ほども職業訓練ということを私は申し、それは資格取得ということだと思います。それと失業保険の充実、いわゆる失業をしている間の生活が出来ないというのが今問題でありますので、そういったことをですねやはり国のほうでやはり考えていただかなければならないのではないのかなということで、私は先ほども申し上げましたとおりでありまして、現在、通年雇用の事業は実際やっておりますけれども、それは議員からの質問にも答えましたように、何回もお答えをしておりますように、実態になかなか即してないということは私ども申し上げておりまして、従前のいわゆる講習のほうはむしろですね良かったのではないかとということも申し上げております。

いずれにいたしましても、実効ある施策の実現に向けて、私どももいろいろと関係機関との協力のもとにですね要請を続けてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

それから、二点目の行政としての職業の斡旋等々についてはですね、これはいろいろなお考えがあろうかと思っておりますけれども、行政が雇用というものを直接考えるというのは、本

当に緊急避難的なものだとありまして、就業機会をどうやって産業界がつくっていくかということに対して、行政がどういった支援を出来るかということのほうが、私は現実的な対応であろうかという具合に考えておまして、今般の冬期間の枝払いにつきましても、こういった事業というものが皆さん方は必要ではないのかなということ、ご提案をしてご理解をいただいて、結果として雇用がうまれたということをございますので、こういった意味です、出来るだけ私どもの町村においてもこういった仕事が必要だということに関して、財源等も考えながらですね、出来るだけ多くの仕事を実施出来るようにいろいろな国等の要望等に対してもですね、努力を続けてまいりたいとそうように考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 町長のご答弁ですね、行政が斡旋する側にたつとすること強調しているわけではなくて、無料紹介所というのは行政でもこの法律の改正によって、届け出ることによって、紹介は出来ますよということがこの改正にはなっているわけですよ。ですから、他の町村における窓口では、いわゆる釧路圏はハローワークのデータを見ていただいて、たとえば、いろんな条件はどうですかと、私はこういう条件なんですけれど、意に合いますかと、そういうことの相談を出来るのではないかと。斡旋ということではないそれは相談の窓口としての適正性があるのではないかと。ここが改正になったものすごく大きなポイントではないか。そここのところの把握がどう把握しているのかちょっと食い違った差。雇用対策のなかではここが一番大事なところがここから自治体に求められるのではないかと。そここのところもう少し具体的に考える節があるのではないかと。思ひます。いかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

これは職業の紹介だけでなくですね、町民の皆様方の相談の窓口として役場があるという意識は私は平日頃からもっておりまして、そういったことに対して私どもの限界はあるけれども、とりあえず承るということに関していうと、職員にもずっと指示をしております、そういった意味でいうと現在は商工観光課ということでございまして、そこで平日頃いろんなご相談を受けていると。それともっともっと大事なことというのは、やはり町内においてどういった仕事と申しますか、どういったものが必要なかということに関して、常に私どもは町民の皆様方から意見を承ってそれを実現をしていくこと。そのことが非常に大事であろうというふうに考えておまして、それについては役場全体で常に皆さん方の声を聞く体制を整えているということでおりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） まさにこれからそういう点につきましての行政としての雇用だけでなく、いろんな面での景気の悪化に対しての対策ともやっけていかなきゃならない。特



少子化による児童生徒・教職員の減少、そしてPTA、地域からの協力が難しいなどで大変困難な状況にあります。現在では、一部の学校のみ活用しているところであります。

多くの学校では、学校周辺・近隣の森林を活用したり、または京都大学フィールド科学教育研究センターを利用した学習で授業を行っているところであります。

二点目の標茶小学校の校舎改築に合わせ、伐期齢に達している学校林の利用についてのお尋ねですが、標茶小学校の学校林は、人工林で昭和27年にドドマツ1.6ヘクタールを植栽し、また、統廃合をした旧弥栄小学校から引継ぎをした1.24ヘクタール、合わせて2.84ヘクタールを所有しており、また天然林は1.28ヘクタール所有しております

人工林のドドマツは、植栽から56年経過し、伐期齢に達していることで、今年度着工する校舎改築への利用が可能かどうかをはじめ、教育財産として今後、学校、PTA、関係機関と十分協議し、進めてまいりたいと考えております。

三点目の学校林の管理についてであります。各学校の現状は、先ほども申し上げましたが、管理、利用する上で、「学校から学校林まで距離が遠い」、「少子化による、教職員、児童生徒の減少」、「PTA、地域からの協力の困難さ」など厳しい現状となっております。

今後、各学校・PTA・地域の意向を十分踏まえ、学校林としての設定解除も含め、町側と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 統廃合によっていろいろと数十年間のあいだに子供さんもだんだん少なくなってきた、その管理状況については今答弁いただきました。

標小の場合は、非常にこの歴史的にそういった何回か増築や改築されているなかで、これをどう使うかっていうのがひとつ今この時期ではないかなという意味ではちょうどタイミング的に教育長協議をされるということ、財産の活用という面からですね、そういった是非実現されることはもっと時代の子供たちに愛着をもってですね、そのことは伝えられると思いますし、また、当時ですね町民のなかで昭和一桁の後半か多分その方に、ちょっとそういう話の中でたしか勤労学校いつている間に植えた、どうなっているかなと話出しましたので、そういう思いがね是非こういった財産の活用につながればと思いでこのへんは質問させていただきましたので、ただそういう活用についての成果上がることを期待しまして質問を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

続いて、9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君）（発言席） 先に通告いたしておりました件について質問させていただきます。

小中学校における食育についてでございます。

食育とは明治時代の料理の書物だと思うのですが「小児は徳育・知育・体育よりも食

育が先」であると、かなり昔からこういうことが言われて食生活の重要性というのが説かれていたようです。

近年、幼児・学童期の人間形成や健康な食生活と食習慣の確立に役立てようと栄養教諭制度、これが創設されております。

食育基本法も制定され、家族の団らんや人間関係の融和、郷土理解や地産・地消、食料の自給率や安全性、料理の楽しさの理解等食を通して健全な人間を育てることを目標としております。また、子供の基本的な生活習慣を身につけさせるために「早寝・早起き・朝ごはん」これは文科省かなんかの旗振りだったとは思いますが、全国協議会が発足しております。町も2008年の教育行政方針で、この運動を一層推進していく旨うたっておりますし、さらに食に関する教育についても充実を図るとあります。

近年においてはですね食品偽装事件、不当表示、農薬混入それらの事件があとをたっております。食品に対する信頼が大きく揺らいでおり、さらに食育の重要性が増していると思われま。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

食育は学校においてはですね、家庭科を中心に授業の中で指導しているとお聞きしております。その内容その経過というのはどのようになっておられるか。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」の運動、これは昨年からはまったのかと思いますが、その成果の方はいかほどになっておられますか。

また、栄養教諭制度の導入。これは実際において導入することが出来るというような表現になっていると思いますが、栄養教諭の導入についてどのような経過になっておられるか。

今後はですね、今にましてですね教育行政の中で食育を重点的に取り組んでいく事が最重要課題だなんてこう考えますがいかがでございませうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 9番、末柄議員のご質問にお答えします。

はじめに、学校での「食育に関しての指導内容についてであります。近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しているといわれているところであります。

こうした現状を踏まえ、平成17年度に食育基本法が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいるところであります。

学校における食育の内容として、例えば総合的な学習の時間において野菜作りなどの農業体験に取り組み、家庭科の時間において収穫した食物を使った調理をする、社会科において農業と気候との関連について、理科において植物の作りや育ちについて、体育の時間には食と健康な体についてなど、教育活動全体を通して、食物の大切さを理解し、食育の推進に取り組んでいるところであります。

二点目の「早寝・早起き・朝ごはん」の運動に関する成果についてであります、子どもたちが健やかに成長していくためには、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であります。子どもがこうした生活習慣を身に付けていくためには家庭の果たすべき役割は大きいところであります、最近の子どもたちを見ますと、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どものために当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れているとされております。

こうした基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力低下の要因の一つとして指摘されていることを背景に、平成18年には、家庭における食事や睡眠などの乱れは、社会全体の問題としての取り組みが重要であるという認識に立ち、「早寝早起き朝ごはん全国協議会」が設立され、国民運動として展開されているところであります。

教育委員会といたしましても、朝食をとることの重要性について、「学力向上に向けた支援プラン」や「体力向上に向けた分析資料」の中に示したり、「早寝早起き朝ごはん運動」について、映像を通して呼びかけることができるよう「啓発DVD」を各学校に配布するなどしているところであります。

こうした取り組みについては、すぐに成果として表れるものではないと考えられますが、あらゆる機会を通して、継続して呼びかけることが重要であると考えているところであります。

三点目の栄養教諭制度の経過についてのお尋ねであります、ご案内のとおり、栄養教諭制度は、子どもたちが将来にわたって、健康に生活していくために望ましい食生活を形成することが重要となっていることから、「学校での食に関する指導」と、「学校給食を管理する栄養士の役割」を、一体のものとした「栄養教諭」制度を平成17年度に創設したものであります。

栄養教諭の配置につきましては、北海道教育委員会がこれまで学校給食調理場に配置しておりました栄養士にかえて、併設する学校に教諭として発令し、学校給食調理場と兼務で職務を行うことと進めております。

本町の場合は、標茶小学校に配置し、学校給食共同調理場には兼務で発令する予定となっております。

北海道教育委員会では、栄養教諭発令を平成20年度から全道の各学校へ随時進めておりますが、栄養士から栄養教諭へ切り替えて配置することから、北海道全体での調整が必要との見地で、現在まで本町には栄養教諭の発令がされておりませんが、近い時期に発令がされるものと考えております。

四点目の今後、教育行政の中で重点的な取り組みとしての必要性についてであります、今日的な課題である「食育」の推進には、家庭はもちろん、学校、地域、行政が互いに補完しあいながら進めていくことが必要であり、大切なことと考えております。

言うまでもなく、食の原点は家庭にあります。

先ほども申し上げましたが、家庭における食生活の乱れが大きな問題となっております、

これからも学校における各教科、特別活動、総合的な学習等学校教育全体を通じて児童生徒への指導の充実を図るため、既に多くの学校で食育の全体計画が作成され、栄養のバランスのとれた食事をとることが日々の健康や心の安定につながることに、正しい食生活は健康な心と体をつくること、地域で培われた食文化を体験し、郷土への関心を深めることなどについて、さらに計画的に指導してまいります。

また、保護者へも給食便りや保健便りを通して、食の重要性を啓発するなど、家庭との連携を一層推進してまいります。

また、本町に「栄養教諭」が配置された時点で、さらに各学校と栄養教諭がより連携しながら、食に関する教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

食育をより本町に根ざした推進活動とするためには、学校だけではなく、食育基本法である国の基本計画を基にした本町全体の推進計画のもと、全町的な連携・協議を進める中で、教育委員会もその一員として役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） 大変ご丁寧に答弁していただきました。そこです、まず学校での食育という観点で私が質問してしまったものですから、いろんなところでもってですね私とちょっと関連的に食い違いがあったのかと思いますけれども、答弁の内容は良くわかりました。

この食育基本法という2、3年前に出来たわけですが、非常に住民の生活とか人間の基本的なところをついた非常に大事な食育基本法というのが私もこの価値を非常に認めているところではあります。教育委員会としても学校教育に対してその辺を非常に重要に考えてやっておられるのがよく分かるわけなのですが、ただ、やはり食育というものにもプロとかその専門的な知識、そして教育のほうへ教育をしていかなければならないということですので、やはりこの栄養教諭の配置というのがまだ標茶には配置されておられない、なんか近々には発令されるのではないかとということでございますけれども、やっぱりこれを一日も早く配置していく、導入していく、そういうことが必要だと思えます。具体的には申されなかったのですが、この辺の見通しというのがどの辺にあるのか。

それからですね、各学校におきまして全体的に指導計画もちゃんとつくってやっておられるというので、その辺確認のためですね、計画のほうと栄養士の発令の件について再度質問いたします。

（何かいう声あり）

○9番（末柄 薫君） そうそう栄養教諭です。すみません。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思えます。

先ほども申しましたように、食育についてはですね、たしかに学校の役割というのはあ

ると思ひまして、私どもそれについてはですね先ほどの内容のとおりですね、それぞれの教科においてですね総合的に進めてまいりたいと。また、法律が変わりましてですね、食に関する指導の全体的な計画を作成しなければならないということで、これにつきましてですね、現在そのように進めているとでございます。食に関する正しい知識をですね身につけることは基本的には一番大事だということで、なぜその食に関するですねそういった知識を身につけないとならないかというのは、それはやはり先ほど申し上げましたように、ちゃんとですねしっかりと早く寝てですね、早く起きてそして朝ごはん食べてそういう習慣をすることによってですね、健康な体になっていくということでそういった意味でのですね知識をしっかりとつくっていきたい。それは当然学校の役割であります。

また、家庭の役割としてはですね当然そういった生活習慣をしっかりとするということが、生活習慣を含めて食習慣ですけれども、そういったデータがですね是非国民として親の責務とされておりまして、そういった意味ではですね家庭でも周知しておりますし、これからもさらにいろんな食に関する事等、家庭との連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

それと、栄養教諭の関係でございますが、それにつきましては現在全道でですね263配置されてます。ただ、資格取得とかですね、それから採用とかそういった面もありますので、全道のですね全体の学校数からいきますとやっぱり大規模校から順次というかたちになっておりますから、なかなか本町にはということで定かな見通しというのはちょっとないのでありますが、極力ですね早く配置をしてほしいという要請は継続して行っていくということであります。

○議長（鈴木裕美君） 9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） 栄養教諭の件なのですが、ちょっと話聞くとところによりまして、栄養士のほうがなんか資格、なんか単位かなんかとって行くのでしょうかね。なんか講習かなんか受けるのかわからないのですが、そういうことすることによって、なんか資格をとっていけるような話もちらっと聞きました。これ余談でございますけれども。もしお分りでしたら。

（何か言う声あり）

○9番（末柄 薫君） とにかく食育がですね学校教育だけではなくやはり社会教育の分野でも大変必要なことである。それがいろいろわかってまいりまして、学校教育だけの食育ではないなど。教育委員会だけに子供のもちろんね小学校中学生に対するだけではなく、やはりこれは家庭を取り込んでいかななくてはならない。また、家庭取り込んでいけば地域のほうもそうであろうし、そんな面ですね今回小中学校における食育についてとして質問しましたけれども、これは教育委員会だけでなく町長部局のほうも取り込んで、もっと大義的に質問することが非常に必要だったのかなあと感じて身につまされておりますけれども、また機会がありましたらですね、これについて全体的な食育ということで質問をさせていただきたいなと思ひます。

今回はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、9番・末柄君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時11分

◎議案第3号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第3号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在第2期行政改革実施計画を推進しているところであります。町財政における歳出抑制を図ることはもちろん事務事業の普段の見直しを図り、かつ必要に応じて法律的な行政組織を再構築することが必要であります。行政改革の一環として課、係を含むスリムな機構改革を実施してまいりましたが、今般、商工観光課を廃止して企画財政課に統合しようと議案提案するものであります。

また、釧路支庁の窓口で実施しておりました旅券の発券事務を権限委譲により住民サービス向上をはかり町の窓口で実施し、10月から予定しておりますけれども、実施するよう住民課の事務文書に旅券事務を加えるものです。

以下、内容についてご説明申しあげます。

議案第3号、標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例。

（標茶町事務分掌条例の一部改正）

第1条 標茶町事務分掌条例（平成15年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正するものです。

機構改革により企画財政課に商工観光課の事務を移行するためであります。

第1条中「・商工観光課」を削る。

次に、第2条企画財政課の項を次のように改める。

企画財政課

- (1) 町の総合計画及び調査に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 政策の推進に関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 生涯学習の調整に関すること。
- (6) 地域振興に関すること。
- (7) 広報及び広聴並びに住民相談に関すること。
- (8) 商工、労働、観光及び自然公園に関すること。
- (9) 水産に関すること。
- (10) その他企画財政に関すること。

とするものです。

次に、第2条住民課の項に次の1号を加え、同条商工観光課の項を削る。

- (10) 旅券事務に関すること。

次に標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部改正。

第2条 標茶町労働者福祉推進委員会設置条例（平成12年標茶町条例第39号）の一部を次のように改正するものです。

事務分掌を変更するため、第6条中「、商工観光課」を「、企画財政課」に改める。

附則といたしましてこの条例は、平成21年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 事務内容がよくわからないがゆえの質問になるかもしれませんが、商工労働観光課の果たす役割というのはいままでも大きかったと思うのですよね。標茶町のような場合特にですね、そういう点ではこの課の重要性というのはあったと思うのですが、企画財政のほうと一緒にですね体制上ではね、心配ないのかどうかちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

ただいま、ご心配やご質問いただきましたけれども、ひとつには心配な点についてありますけれども、基本的には私どもも当然商工観光課のもってる任務、これがご案内のような時代背景がございますから、さらに重要だという認識はまったく同感であります。なおかつ、組織がそのためになぜこのような形になることがベターかという問題でありま

すけれども、町長のほうからも答弁にもありましたように、商工観光課のもっている、かかえている課題・任務等々を考えたときに、提案がしております企画財政いわゆる企画部門・財政部門と、より密接な関係にあったほうがよいのではないかとということが一点ありますし、それから商工観光課の過去の誕生してくる経過含めましても、そういう経過をたどっていることも事実でございますので、そういった面では我々としては、是非関係者の皆さんにも更に今日よりも前進するという理解で、ご理解を賜りたいなというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 商工労働観光のほうというのは、私が見た限りね比較的現場とのつながりを密接にしないとね、いかないところだったと思うのですよ。そういう意味では新しいこのセクションを移すことによって人的配置っていいですかね、その辺は遺漏なく出来るのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） ご案内のように現場の部門という部分がありますけれども、実は企画財政課、過去には振興課という名前でもありましたけども、いろんなイベント含めて一緒に現場的な作業をしてきたこともありますし、現在の企画財政課の中に地域振興という係がございますけれども、このとことの共通したような取り組みも当然過去からあったわけでありまして。そういった面では、どちらかという他人という関係よりも親戚というような関係で、ずっとこの商工あるいは観光が出来たときからですね、そういう状況できたのも事実であります。

それともう一つは人員配置の関係につきましては今のところ現状の要員で、そのまま課長という部分が課が一つなくなりますから、その部分はとりあえず少なくなりますけれども、それ以外の要員については現状と同じ形で、要員で4月1日でスタートさせようという考えであります。

ただ、採用予定と退職者数でちょっと狂いが生じてますので、最終調整がまだぜんぜんこれからでありますのでなんとも言えませんけれど、今のところは人員的には変わらないかたちでスタートさせようという考えであります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 私もただ今の深見議員と似たような質問になるかと思っておりますけれども、話によりますと商工観光課そっくりですね財政課に移ると、いってみれば課長職ポストが一個減ると。単純に言えばそうだと思うのですが。たとえば商工観光課の中にいろんな仕事によって係がありますよね。その係の中でここに出ていますけれども、たとえば中身ちょっと考えたときにね、企画財政にいくよりはたとえば9番の水産に関することと書いてありますよね。これあたりはそういった中身をいろいろ議論した、ただ今の副町長の話を理解出来たのですが、いろんなまたの検討の中でね、企画財政よりはむしろ農林課

のほうにどちらかといえばそっちのほうであっているのかなど、そんな感じがします。なぜかと言うと、ほかの町村ではいろんな課の仕組みで農林水産課というような仕組みもありますからね、そういった議論というのはどのようになっていたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います

ご案内のように水産というのは字の漢字で、イメージで言いますと、一次産業としての位置づけとして一次産業のセクションを統合したらという、そういう理解も出来ないわけではありませんけれども、標茶の現状的に申しますと、この上の8の2自然公園の関係もこのセクションで担当してます。ご案内のように標茶の水産をみますと内水面が大半でありまして、それがたまたま自然公園との問題もからんであります。もともと企画財政課の企画担当のほうでは、環境に関する総合調整的な任務をずっとやってきておりますので、そういった面でもこの部分と繋がっていくのが当面、必然性があるのではないかなという理解でございます。

ただ、この先10年先・20年先もその理論でいったほうが正しいかどうかは、またこれちょっとまた別な議論になろうかなと思いますけれども、当面としては現状の商工観光課の活躍をそのまま後退させないで、どちらかというより更に前進させるということを前提とした場合には、現状のかたちで、提案のかたちで移行することが妥当ではないかということの考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） ちょっとお伺いしたいのですけれどもね、2番目のこの財政に関することということ載ってますけれども、これとですね10番目のその他企画財政に関することとなんかこうダブっているような感じがして、上のほうに企画財政と入れてしまったら、下の企画財政というのは入らないのではないかと、10番だけはその他としてしまうというやり方とですね、上に企画財政と載せてしまうからその他だけを載せてしまうとね、あとはひとつカットされても良さそうな気がするのですけれどもいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

これは基本的には1号から9号まで、これは条例、この規則もそうなのですが、これだけではなくてですね、とりあえずは具体的に想定されるものについては1号からそれぞれ記述をします。一番最後の号をもって、そこでいわゆる推測しかねることも含めてトータルに規定上はしておく、ということで細かいいわゆる部分が出たときに、その条項をもってその業務をのみ込むという、すくい上げるといいますか、そういうかたちのために、この10号というのを規定してありますので、そういった面でご理解いただきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第4号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第4号の提案の趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年の人事院勧告を踏まえ職員の勤務時間を1日15分短縮し、1日7時間45分一週間の勤務時間を38時間45分としたところでございますが、勤務時間短縮に伴い、任期付き短期勤務職員及び育児短時間勤務職員の勤務時間についても均衡をはかることから国家公務員法が改正されたところであり、地方公務員についても同様の改正が行われたところでありまして、本町の任期付き短時間勤務職員の勤務時間の改正についても、今般提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第4号、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正するものです。

任期付き短時間勤務職員の1週間の勤務時間を第2条第3項中「32時間」を「31時間」に

改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第5号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第5号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、議案第4号でご説明したように職員の勤務時間改正によります任期付き短時間勤務職員の改正と同様に育児休業にかかる育児短時間勤務職員の勤務時間についても同様の改正が必要なことから議案提案するものです。

改正内容につきましては育児短時間勤務職員の一週間に勤務時間を勤務形態の違いによりまして、従前20時間の方々の部分を二通りに分けまして、総体を四通りにするというものでございます。

以下、内容についてのご説明をいたします。

議案第5号、標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

育児短時間勤務職員の一週間の勤務時間を第11条第1項中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。大きくは二点の改正となります。

一点目は、標茶町都市下水路条例にかかる事業で、整備いたしました下水道の起債償還が本年度をもって完了いたしますことから、標茶町下水道特別会計の項目から都市下水路を削除するとともに、目的が達成されました標茶町都市下水路条例も廃止したいというも

のであります。

二点目は、昭和62年から実施してまいりました土地区画整理事業が本年度をもって完了するため、標茶町土地区画整理事業特別会計を削除したいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

資料につきましては、6ページとなります。

議案第6号、標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例。

標茶町特別会計条例（昭和39年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1項第2号中「・都市下水路」を削り、とありますが、これは対象事業でなくなる都市下水路を削除するという部分であります。

次に、同項第4号を削り、とありますが、これは完了した土地区画整理事業の削除になります。

第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。以下を順次に繰り上げるものであります。

附則でございますが、（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）であります。2 平成20年度以前の標茶町土地区画整理事業特別会計については、なお従前の例による。というもので、出納閉鎖までのあいだの時間をみたものであります。

（標茶町都市下水路条例の廃止）

3 標茶町都市下水路条例（昭和55年標茶町条例第26号）は、廃止する。目的が達成されたため廃止をするものでございます。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長(鈴木裕美君) 日程第14。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第7号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町振興条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今日まで振興施設の誘致や町内起業の事業拡大等に寄与してまいりました同条例がありますが、時の変遷、今日的情勢を踏まえ、また目的にそった強化を図るべく改正を行うものであります。

おもな改正点といたしましては、これまで町外企業の誘致と町内企業の事業拡大につきましては、同じ条例内で取り扱っておりましたが、これを町外からの企業誘致と町内企業の支援に区別し、目的の明確化と支援強化を図るべく制度設定をおこなったところであります。

具体的には町外企業の進出をさらに促すため、投資金額を5,000万円から2,500万円とし、町内企業向けには本条例から切り離し、標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業補助金交付規則に包括したところであります。このことにより、町外からの企業誘致の幅が広がり、また、町内企業においては、従来GOGOチャレンジショップの制度の適応以外は2,500万円の投資がなければ支援策がなかったのであります。投資額に見合った支援を受けられることと、立ち上げ時の支援にあたり速攻性が確保できるということになります。

なお、この改正により従前の対象者が不利益を生じるということはありませんのでご理解を賜りたいと存じます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

資料については7ページであります。

議案第7号、標茶町振興条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町振興条例の一部を改正する条例

標茶町振興条例(昭和63年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、とありますが、町内企業についてはGOGOチャレンジに包括す

るための削除であります。

第3項中「第1項第4号」を「前項第4号」に改め、項を繰り上げるものです。それと、同項を同条第2項とする。繰り上げて条文の整合性を図るものであります。

第5条第1項中「新設又は増設に伴う」を「新設に伴う」に、増設については町内向けの定めであるのでこれを削るものであります。

次に「、次の各号に」を「、次に」に改め、同項第1号中「5,000万円」を「2,500万円」に改め、同項第2号を削る。という部分であります。まず投資額を2,500万円に緩和して、第2号は町内企業向けの条文でありますので削除をするものであります。

附則といたしまして、この条例中第5条第1項第1号の規定は公布の日から、という部分でありますけれども、企業誘致につきましては出来るだけ早めというご指摘もありましたので、議決をいただければ直ちに改正を行いたいというものであります。

その他の規定は平成21年4月1日から施行する。という部分ですが、町内企業の部分でありますけれども、GOGOチャレンジショップが2年の時限でありますので、それに合わせた結果でございます。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） ちょっと逆にといいますか、説明を聞き漏らしたので再度説明を求めたいのですが、第5条第1項中新設又は増設に伴うという、増設に伴うという部分を削った理由を話されたのですが、そのことについてまずもう一度聞きたいと思えます。

それから、町内の業者を過去には町内・町外含めて5,000万ということだったのですが、それを町内の方の育成をすすめるという意味で2,500万に投資額を落としたということをお頭にあるのですが、今回町外の部分についても2,500万に落としたという部分で町内業者に対して、町外からきて圧迫を受けるというかそういう部分の議論はなかったですか。その二つについてお伺いします。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まずは増設の部分ですが、町外企業の場合はあくまで新規で入ってくる部分でありますので、その増設の部分はないと思えます。それで、元々は町外企業のみこの制度でありましたけれど、今、議員ご指摘のように町内企業に向けても改正をした時に、新設だけでなく増設もあるだろうということで増設を条文に盛り込んだという部分であります。従いまして今回は、この振興条例のなかは今残るのは町外部分だけですので、町内向けの部分の増設という部分は新GOGOチャレンジショップのほうに移行しているという部分でありますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、町外を2,500万円に落とすことで進出企業が町内の事業者を圧迫する懸念はないかというような議論はあったかなということですから、これにつきましては振興委員会の中でも二度にわたり議論させていただきましたが、これに該当する部分というのはあくまで町が誘致をすると、いう明確な意思を示すといえますか、望む望まないに関わらずこの制度があるなしに関わらず進出してくる企業についてはこれを執行しないということですので、そういう部分では町の明確なメッセージは伝えながらいくと思いますのでそういう部分についての懸念はないというふうを考えているしだいであります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第15。議案第8号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第8号の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は児童福祉法が改正され、要保護児童の養育に関し、小規模住居型養育事業が加えられたことに伴い、北海道医療給付事業の助成除外対象に小規模住居型養育事業が加えられ、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を改正する必要が生じたことから、提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第8号、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにはいります。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年標茶町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、里親に委託され」を「、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（鈴木裕美君） 日程第16。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案は議案第8号で議決をいただきました同じ理由による条例の改正であります。

児童福祉法が改正されまして、要保護児童の養育に関し、北海道医療給付事業の助成除外対象に小規模住居型養育事業が加えられ、町の乳幼児医療費特別給付金条例を改正する必要が生じたものから、提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第9号、標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例（昭和48年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、里親に委託され」を「、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するというもので、以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長（鈴木裕美君） 日程第17。議案第10号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所設置条例の

廃止に伴い、標茶町介護保険条例から、標茶町が行う指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業の規定の整理と、第4期標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく平成21年度から平成23年度までの3年間の介護保険料の改正が必要なことから、本定例会に提案するものであります。

以下、内容について説明をいたします。

議案第10号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例。

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条は、標茶町指定訪問介護事業所及び標茶町指定居宅介護事業所の廃止に伴う条文の整理であります。

（保健福祉事業）

第3条 標茶町は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業所並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第8条第7項に規定する通所介護の事業
- (2) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の事業
- (3) 法第8条第21項に規定する居宅介護支援の事業
- (4) 法第8条第24項に規定する介護老人福祉施設の運営
- (5) 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業
- (6) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護の事業
- (7) 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援の事業

（事業所の名称等）

第4条 前条第1号から第3号及び第5号から第7号までの事業を行う事業所の名称及び所在地並びに前条第4号の運営を行う施設の名称及び開設の場所は次のとおりとする。

(1) 事業所及び施設の名称。

イ 前条第1号及び第5号の事業を行う事業所の名称 標茶町指定通所介護事業所  
（標茶町デイサービスセンター）

次ページへまいります。

ロ 前条第2号及び第6号の事業を行う事業所の名称 標茶町指定短期入所生活介護事業所（標茶町立特別養護老人ホームやすらぎ園）

ハ 前条第3号の事業を行う事業所の名称 標茶町指定居宅介護支援事業所

ニ 前条第4号の運営を行う施設の名称 標茶町立特別養護老人ホームやすらぎ園

ホ 前条第7号の事業を行う事業所の名称 標茶町地域包括支援センター

(2) 事業所の所在地及び施設の開設の場所

イ 前条第3号及び第7号の所在地並びに開設の場所 標茶町開運4丁目2番地

ロ 前条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の所在地並びに開設の場所 標茶町川上10丁目5番地

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条は、第3条及び第4条に規定する事業に係る利用料の徴収に関する条文の整理でございます。

(利用料及び実費に相当する費用)

第6条 第3条に規定する事業に係るサービスの費用に対する対価の全部又は一部として、次の各号に定める利用者につき、当該各号に定める方法により算定した額（以下「利用料」という。）を徴収するものとする。ただし、当該サービスの利用者が生活保護法第15条の2第1号、第4号及び第5号の介護扶助に係る者であるときは、利用料は当該介護扶助の保護の実施機関が決定した本人支払額とする。

(1) 第3条第1号又は第5号に規定する事業に係るサービスの利用者

イ 法定代理受領サービス（法第41条第6項（法第53条第4項において準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費（法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）又は介護予防サービス費（法第53条

次ページへまいります。

第1項に規定する介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定居宅介護サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は介護予防サービス費に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービスをいう。以下この号及び次号において同じ。）に該当する居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額（法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。）又は介護予防サービスに係る介護予防サービス費用基準額（法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。）から居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

ロ 法定代理受領サービスに該当しない居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防サービス費用基準額とする。

(2) 第3条第2号又は第6号に規定する事業に係るサービスの利用者

イ 法定代理受領サービスに該当する居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防サービスに係る介護予防サービス費用基準額から居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額を控除して得た額と、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額と同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費（法第51条の2第1

項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)の額を控除した額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額と同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から特定入所者介護予防サービス費(法第61条の2第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。)の額を控除した額の合計額とする。

ロ 法定代理受領サービスに該当しない居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防サービスに係る介護予防サービス費用基準額と、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額と同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額と同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額とする。

(3) 第3条第3号又は第7号に規定する事業に係るサービスの利用者

イ 法第46条第4項(法第58条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法定代理受領による居宅介護支援又は介護予防支援を利用したときは、利用者負担の額は算定しない。

ロ 法第46条第4項(法第58条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法定代理受領によらない居宅介護支援又は介護予防支援を利用したときは、当該指定居宅介護支援に係る居宅介護サービス計画費又は指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費の額とする。

(4) 第3条第4号に規定する事業に係るサービスの利用者

イ 法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費(同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。

次ページにいきます。

以下同じ。)が入所者に代わり当該介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下この号において同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを利用したときは、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額(法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)から施設介護サービス費の額を控除して得た額と、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額と同項第2号に規定する居住費の基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費の額を控除して得た額の合計額とする。

ロ 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを利用したときは、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額と、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額と同項第2号に規定する居住費の基準費用額の合計額とする。

2 前項の利用料のほか、第3条に規定する事業に係る当該サービスの利用者から実費に相当する費用を徴収することができる。

3 第1項の利用料及び前項の実費に相当する費用の額は、規則で定める。ただし、利用料及び実費に相当する費用の額は、各サービス毎に月単位(月の初日から末日までの

間にサービス提供を受けた利用料、実費に相当する費用の額の合計額)とし、合算額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、条例第4条の当該事業所又は施設において、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

次ページへまいります。

第7条につきましては、第1号被保険者の介護保険料の改定でございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、3年を一期とし、高齢者人口や要認定者数に基づく介護サービスを推計し、保険料を定めているところでありますが、介護保険会計の円滑な運営を図るため、平成21年度から平成23年度までの第4期では、基準額は57,900円、月額4,825円に改定するものであります。

改定の要因といたしましては、要支援・要介護認定者数の増加、要支援・要介護認定者数の増加に伴うサービス給付費の増加が要因でございます。

なお、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による軽減措置後の保険料については、附則第3項で規定させていただいておりますが、介護保険法施行令の改正に基づき、現状の第4段階を2分割し、低所得者層の負担軽減を図ることとしておりますのでご理解を願いたいと思います。

(保険料率)

第7条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 28,900円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 28,900円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,400円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,900円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,300円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,800円

附則。

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

2 令附則第9条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、この条例による改正後の標茶町介護保険条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定に関わらず、50,900円とする。

この第2項の規定につきましては、先ほどご説明しました低所得者層の負担軽減のため

の第4段階の2分割にした場合に、前段の第7条において第1号から6号までの6段階を7段階にした場合のときの金額ということでございます。

3 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、新条例第7条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

これが実際に第1号被保険者から徴収をする保険料となります。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 28,500円
  - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 28,500円
  - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 42,800円
  - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 57,100円
  - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 71,300円
  - (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 85,600円
  - (7) 令附則第9条第1項及び第2項に規定する者
- 次ページへまいります。

50,200円

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の標茶町介護保険条例第3条に規定する事業に係るサービスを利用した利用料については、なお従前の例による。

5 新条例第7条の規定は、平成21年度から平成23年度分の保険料率に適用し、平成20年度分までの保険料率については、なお従前の例によるということで、以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） わけわからないで手を挙げているのですが、結局ね、国の基金による一部補填を入れないとしたらね、上の表でいえば基準額でいえば45,600円が57,900円になったと、いうことでいいのですね、これね。それでその基金を入れて下の金額になるということなのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(何か言う声あり)

○11番（深見 迪君） 各地でね、いわゆる剰余金があつてね、小樽なんかはすごい下げましたよね。逆にね。それで標茶町の状況はどういうふうになっているかちょっとお聞きしたいのですけれど。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 新聞報道されてます介護保険に関わる基金につきましては、それぞれ3年を1期として給付しておりますので、保険料と給付額の差がそれぞれの市町

村で準備基金のほうに余った場合には積まれているのが現状だと思います。

本町の場合は平成19年度末で介護給付準備基金が1,106万9千円ございました。当初で42万円、それから12月の補正で1,049万を取り崩しすることに補正をさせていただいておりました。現在、20年度末では残額57万9千円という状況になっております。そういう意味では、標茶の場合3年平均して保険料取りますので、1年次には保険料が余る計算になりますので基金に積立し、2年次においては保険料と保険給付が同額になると、3年目は保険料に比べてサービス費が伸びていくという計算をしておりますので、足りない部分を基金からの繰り出しによって補てんしていくということでは、理論上は非常にすばらしい運営をしてきたということにはなっています。

ただ、外の町村に非常に余っているということについては、保険料とサービス給付費をですね相当違ってしてあったということが基金に残っていた原因ではないかというふうには推測しております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 誠に絶妙なね見通しでもってこれを決めたということで褒めていいのか。

しかし、いずれにしてもね月額でいっても9千円から1万くらいの値上げになりますか。全国のね介護保険料の平均値みたらだいたい4千円ぐらいですよ。月にして。それでいくと年額4万8千円と。それから比べてもね標茶は高いのではないかと思うのですよね。そういう点ではこの金額設定というのはね、どういう根拠というか、介護報酬が上がったからね上がるわけなのだけれども、もうちょっと低く抑えられなかったかという不満を非常に持っているのですけれども、その辺の設定の根拠というのはどうなのでしょうかね。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 前段、後段というか第7条のところでもご説明をさせていただきましたが、第3期において非常に要支援・要介護認定者数の急激な伸びというのがございました。それとともに介護給付サービスが非常に伸びているという現状もございます。そういう意味では、介護保険の本来の意味からいたしますと、居宅介護サービスが第3期では非常に伸びてきておりますので、介護保険の在宅での介護という部分では、逆にある一面では今回の介護保険制度が浸透してきていると、いうことにもとらえられるのかなというふうに考えてます。私ども計算するにあたってはどうしても3年間の見通しのなかでやっております、現在の給付水準からいきますと、どうしてもこの額を確保しないと第4期ではサービス給付費がですね確保できないという考えをしております。これを保険料をこのようにしないとですね、逆に第4期での赤字が出た場合、この次5期のほうにですね赤字が加算された形での保険料率の設定になってくるということでもありますので、第4期で最大限介護給付費に見合う分の保険料は確保せざるを得ないというのが現状でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 理屈上はよくわかります。ただ今回ね、国がね自治体に禁じている補てんを自らやっちゃったわけですよ。だからそういう意味ではね、自治体が保険料をねある程度かぶるなんていう方法というのかな、ないのかなというふうに思うのですよ。それはないのでしょうかね。なんていいますか、この介護保険料1号被保険者の場合はね、これから収入が増えるという見込のほとんどない人ばかりなのですよ。けどもこういう形でどんどん利用者が増えていけばね上がってしまうと、というのだったら制度のね根幹に関わるような問題だと思うので、一つだけ聞きたいのは国も禁を犯して補てんしたわけですから、自治体にはそういう縛りは依然としてあるのかどうかというのを聞きたいのですけれども。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけれども、議員多分、十分承知のことだと思いますけれども、縛りがございます。ただこれ以前にも議会で議論されているかと思えますけれども、いわゆる介護保険制度という制度を国が全国一律で制度化しております。しかしながらこれを運営するのは各市町村の保険者にされてですね、運営をしなければならぬということになります。

したがって先ほどご指摘ありましたように、各町村で給付額を基本として保険料を算定しますから、当然市町村によってその差が出ると、いうことであります。別な観点でいいますと、第2の国保といわれているのはそういうことが背景にあるわけでありまして、本来的には国のほうは、今、そういった面では全国の平準化のために国が禁手ではないのでしょうか、そういった面で第2の国保にならないようにということで、町村がむやみに繰入をしてですね保険事業を見えなくするといえますかね、赤字になるものを見えなくするようなやり方についてはだめだという形で制度化して、国が平準化といえますか全国調整をするようなかたちで、補てんするなりあるいは報酬の引き上げをするなりというかたちはいろんな手をうってきているのですけれども。ただ総じていいますと、このままでいきますと間違いなく国民健康保険と同じような状態に推移するんだろうなど、いうような状況がありますので、そういった面では先ほどの議員との一般質問で町長のほうからも答弁ありますけれども、こういった矛盾については、一市町村が声を出すだけでなく、いわゆる市町村大同団結して国に対してこの制度のいわゆる安定運営のためですね意見反映をしなければならぬと、いうふうに考えているところありますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時15分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 9番 末柄 薫

署名議員 10番 舘田賢治

署名議員 11番 深見 迪

平成21年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成21年3月9日（月曜日） 午前10時02分開議

- 第 1 陳情第 1号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する陳情
- 第 2 議案第11号 標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第 3 議案第12号 標茶町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定につ  
いて
- 第 4 議案第13号 標茶町介護従事者処遇改善臨時特別基金条例の制定について
- 第 5 議案第14号 平成20年度標茶町一般会計補正予算  
議案第15号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第16号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第17号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算  
議案第18号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第19号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第20号 標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 6 議案第21号 平成21年度標茶町一般会計予算  
議案第22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算  
議案第24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算  
議案第25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算  
議案第28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（16名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君    | 2番 黒沼俊幸君  |
| 3番 越善徹君    | 4番 伊藤淳一君  |
| 5番 菊地誠道君   | 6番 後藤勲君   |
| 7番 林博君     | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君    | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君   | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君  |
| 15番 平川昌昭君  | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

|        |               |
|--------|---------------|
| 町長     | 池田裕二君         |
| 副町長    | 及川直彦君         |
| 総務課長   | 玉手美男君         |
| 企画財政課長 | 森山豊君          |
| 税務課長   | 高橋則義君         |
| 管理課長   | 今敏明君          |
| 住民課長   | 妹尾昌之君         |
| 農林課長   | 牛崎康人君         |
| 商工観光課長 | 佐藤啓一君         |
| 建設課長   | 井上栄君          |
| 水道課長   | 妹尾茂樹君         |
| 育成牧場長  | 表武之君          |
| 病院事務長  | 蛭田和雄君         |
| やすらぎ園長 | 山澤正宏君         |
| 教育長    | 吉原平君          |
| 教育管理課長 | 島田哲男君         |
| 社会教育課長 | 中居茂君          |
| 農委事務局長 | 牛崎康人君（農林課長兼務） |

○職務のため出席した事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤吉彦君 |
| 議事係長   | 中島吾朗君 |

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時02分開議)

◎陳情第1号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。陳情第1号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました産業建設委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長(越善 徹君)(登壇) 今定例会において本委員会に付託されました陳情第1号中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する陳情について審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は3月6日に委員会を開催し審議を行いました。

本陳情は北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性収益の更なる向上を図るため、平成22年度以降においても現行の中山間地域等直接支払い交付金制度を堅持・継続に関する意見書を本議会として提出を求めるものであり、審査の結果、願意妥当と認め本委員会は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書については産業建設委員の発議とすることとなりました。

以下、内容を説明いたします。

陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第1号、件名、中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する陳情。

審査の結果、採択すべきもの。

以上であります。

○議長(鈴木裕美君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

◎議案第11号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。議案第11号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長(島田哲男君)(登壇) それでは議案第11号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、学校保健法の一部を改正する法律によりまして、法律の題名も学校保健安全法に改称されたことにともない、本文中で準用している法律名を改正するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページへうつります。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和53年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

条文中の法律名を改正するため、第4条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。議案第12号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水事業において平成10年度までは事業費の20パーセントを同費として補助されてた制度がなくなる際、市町村の財政負担を増やすことなく事業の実施が出来るようにと、従前の同費補助相当額の起債償還に係る費用を道が助成するため、新たな制度が設けられたことにより制定された条例を廃止するもので、平成20年度をもって同制度に関わる起債の償還が完了し、基金残高がゼロとなりその目的を終了したことによるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第12号、標茶町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例の制定について。

標茶町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページにまいります。

標茶町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例。

標茶町農業集落排水事業償還基金条例(平成12年標茶町条例第3号)は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

### ◎議案第13号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議案第13号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第13号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、本年4月1日から介護従事者の人材確保と処遇改善を柱に介護報酬が改定され、保険料に影響する相当額の一部を補てんする財源の交付金要綱が公布されたことに伴い、平成20年度中の基金設置が必要なことから、本定例会への条例提案となりました。

なお、基金の財源につきましては、国の平成20年度第2次補正予算で措置されております。

以下、内容について説明いたします。

議案第13号 標茶町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。

標茶町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

(設置の目的)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定による保険料の急激な上昇を抑制するため、標茶町介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、平成20年度に交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金に相当する額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般（特別）会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 標茶町が行う介護保険に係る第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する者をいう。）の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

はじめに、逐条質疑を行います。

第1条、設置の目的について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 1条の目的に関する事なのですが、保険料の急激な上昇を抑制するためということが書いてあります。これまでね国のほうではね負担と給付の関係をは

っきりさせると、明確にするというのですか。そういう意味を含めてですね介護保険の特別会計に他の会計からの繰入を禁じてきたわけですね。しかし、今回1,100億円を超えるお金を国自らが投じていると。それだけ厳しい介護保険の状況になっているのかなと思います。

一点目はですね、国が従来の枠組みではこういうことをするっていうことはね、介護保険制度自体がね、仕組み自体がね、危機に対応できないものになっているのではないかという気がするのですよ。そのための措置なのかなという事でその点見解をまず伺いたいということ。

それから二点目にですね、国が今まで禁じてきた一般会計の繰入をやったわけですから、ひょっとしたら自治体にもねこれは適応できるのかなと、いうことが伺えるのですけれどもその点はどうなのでしょう。二点です。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 一点目の国が従来の原則ということでございますが、今回の措置につきましては、21年度から始まる第4期の介護保険料の報酬の改定に伴う特例措置であるというふうに私どもとしては認識しています。ですから、本来介護保険の準備基金が別にあるにもかかわらず国の指導として、今回の介護従事者処遇改善臨時特例交付金ということで条例を設置しなさい、ということになったのはそのためだというふうに認識しております。

それから二点目の一般会計からの繰り出しを崩れるのではないかとということですが、前段とも関わりますが今回の特例交付金につきましても、介護保険会計に歳入をみ、そして介護保険会計の出し入れということになっておりますので、基本的には一般会計からの保険料に対する繰入という原則は貫いているというふうには私どもとしては押さえております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 二点目の件なのですけれどもね、しかし現実には介護保険料を激変緩和というかたちでね低く押さえる、結果としてはそういうかたちになっていますよね。それはちょっと説明どうなのでしょうかね。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の介護報酬につきましては、特に介護従事者の処遇改善を図るということで改定をされるということでございます。その分について、保険料の部分についていわゆる国として措置をするということですので、そういう意味からすると保険料に対する軽減措置ですから、国がそれなりの本来の介護保険の国庫負担、それから道の負担それから市町村の負担それぞれあるわけですけれども、それに対する国の特例としての措置ということである、というふうに私どもとしては認識をしているところでございますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、積立てについて質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第3条、管理について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第4条、運用益の処理について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第5条、繰替運用等について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第6条、処分について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番(深見 迪君) 10号可決したわけですが、僕もいろいろ計算してみたのだけれど非常に複雑でね分かりづらい内容なのですよね。それでいくつか基本的な点質問したいのですが、まず第1にですね国ではね激変緩和ということで、つまり、伴う保険料の値上げ分ですね、介護報酬の引き上げに伴う保険料の値上げ分のうちの9年度の全額と10年度の半額というふうになっているのですが、10号のほうでは全部調べてね全額半額ではなくてね同じ金額で3年間いくようなご提案だったというふうに思うのですよ。それで、その辺の仕組みでね金額的に変わりはないものなのかということが第1点です。

それからもう一つはですね、最初私はこの法案が出たときに保険料値上げ分のうちって書いてあるから、値上げのたとえば基準の4段落目でいえばね45,600円が57,900円になって12,300円の値上げと。これの全額半額だというふうに間違っって解釈していたのですが、そうではなくてね、今回のこの部分に書いてある介護報酬の改定に伴う増加額の軽減というね、どの程度の軽減なるかということをおね、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

○議長(鈴木裕美君) 休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の介護保険料に伴う部分での基金での改定増に伴うということでありまして、いわゆるサービス給付の3パーセント引き上げの部分に見合う部分を国として特例的に措置をするということでございます。基本的の申しますと、21年度からの介護保険料の基準額、基本的には57,900円です。これに対して今回の条例で考えております保険料に相当する部分が800円影響するということで、実際に保険料として徴収する額といたしましては、第4号では57,100円ということで差引き800円の部分が今回の基金によって措置されるものというふうになっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それで一点目の、それは10号の時に差引きすればねだいたい出てくる金額ですので。一点目のね国のほうでは9年度に全額、10年度に半額というふうにおろしてきているわけなのですが、標茶の場合は調べて平均的に3年間一緒ですよ。この場合金額的には、どういう仕組みで金額を設定したのかね、どういうふうになるのかね、金額の差異はその場合とこの場合はないのかどうかというのをちょっと聞きたいのです。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 本町の場合、1期3年の保険料を3年間の平均で金額を定めております。その部分と今回の基金によります報酬の3パーセント増加部分への補てんでございますが、議員ご指摘のとおり21年度については3パーセント上がった部分全額を基金の方で補てんすると。それから22年度につきましては半分の1.5パーセントを補てんするというようになっております。それで保険料としては1期3年間でいただきますが、当然サービスの給付費が年度によって違ってきますので、給付費の介護報酬の増加部分で介護保険の給付増加分を初年度として3パーセント相当額を基金のほうから介護保険会計のほうに繰り出しをしてサービス事業勘定のほうにまわしていくというような形になるということでございます。

ですから、その部分保険料が初年時の保険料が当然平均して徴収することになっておりますので、給付に対する保険料の負担の割合が少なくなります。それにつきましては、今回に基金でなくて準備基金のほうに積立をしていくということになります。ですから、3年間通して保険料の徴収額とそれから準備基金の1年次の積立、それから3年次の繰り出しということのなかです、今回の1年次3パーセント、2年次1.5パーセントのものも含めて収支バランスをとった形で介護保険会計のほうを運営していくという形になるというふうに考えておりますのでご理解を願いたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） これは単純な最後の確認ですが、そうするとこの基金で充当される削減分というのは、先ほど課長おっしゃったように例えば基準額でいえば57,900円上がるところを800円引いて57,100円なので結局は第3期と比べれば基準額で11,500円値上げすることになるよと、基金を充当してね、激変緩和をして11,500円の基準額でいえば値上

げになりますよということで解釈してよろしいのですね。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第7条、委任について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、附則について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第13号の総括質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

#### ◎議案第14号ないし議案第20号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算（第5号）であります。年度末を前に各款・項・目にわたり精査を行い、出来るだけ決算数値に近づけるよう係数の整理を行うとともに、国の第2次補正に基づく事業並びに現状、急を要する事業等につい

での措置をしたものであり、歳入歳出それぞれに507,700千円を追加し総額を10,430,816千円にしたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、地域活性化生活対策で347,327千円、減債基金積立金で69,102千円、町有施設整備基金積立金では40,000千円、福祉基金積立金で40,000千円、除雪委託料で10,000千円、標茶中学校耐震改修で185,500千円、学校教育施設整備基金積立金で30,144千円の追加であります。

減額するものでは、農林漁業振興資金貸付基金繰出金で20,000千円、食材供給施設運営業務委託料で25,597千円であります。

他会計の繰出金につきましては、介護保険事業特別会計では地域生活活性化対象事業分とトータルでいきますと27,610千円の減、上水道事業会計では691千円の減、土地区画整理事業特別会計では3,248千円の追加、下水道事業特別会計では3,099千円の減であります。

一部事務組合につきましては、川上郡衛生処理組合は1,300千円の減、北部消防事務組合では8,741千円の減であります。

一方歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、普通地方交付税156,035千円を充当するなど収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成20年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

平成20年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507,700千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,430,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましてはこれまでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

6ページをお開きください。

繰越明許費であります。

2款8項、事業名地域活性化生活対策事業であります。これにつきましては2次補正

の関連事業で年度内事業完了が困難なものでありまして、先ほど説明いたしました中で、介護保険の繰出金以外の部分でありまして307,327千円であります。

6款1項、道営基幹水利施設補修事業負担金で多和地区で990千円になりますが、一部用地処理が完了しなかったためのものであります。道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）では13,225千円ではありますが、一部面工事及び道路整備が分割施工となったためでございます。

8款3項、都市公園改修事業につきましては、公園施設2次補正の関連事業でありまして、年度内事業完了が困難なものとして33,159千円であります。

8款4項、町営住宅建設事業（開運団地）でありますけれども、これにつきましても2次補正関連でありまして74,075千円。

10款3項、標茶中学校（校舎）耐震改修事業でありますけれども、これも2次補正関連でありまして186,700千円であります。

7ページをお開きください。

地方債補正であります。

4の学校教育施設整備事業は中学校校舎耐震事業でありまして、限度額を15,800千円に標茶中学校の中学校校舎耐震事業58,500万円を追加して74,300千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

8の公営住宅建設事業は限度額39,300千円から500千円を減額し38,800千円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

合計で申し上げますが、58,000千円を追加し、補正後の限度額は569,900千円となります。

38ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みであります。当該年度中起債見込額補正前の額511,900千円に補正額58,000千円を追加し、補正の額を569,900千円とするものでありまして、当該年度末の現在高見込額であります。補正額58,000千円を追加し補正後の額を9,533,706千円とするものであります。

以上で、議案第14号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）で、歳出では、特別徴収の対象見直し措置及び高齢者の自己負担凍結延長に伴う国保システムの改修費の追加、人間ドックに係る特定健康診査等事業費と保健事業費の組替、歳入では、特別徴収の対象見直し措置及び高齢者の自己負担凍結延長に伴う国保システムの改修費、

インフルエンザ予防接種に対する国、道の財政調整交付金の追加であります。

なお、本案につきましては、2月23日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）

平成20年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,335,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続いて、議案第18号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え、歳入歳出予算を精査し、保険事業勘定では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、介護報酬及び認定プログラム改修費の追加、人件費の減額、介護サービス事業勘定では、各サービス事業の利用実績に伴う減額であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,735千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ503,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明をいたします。

10ページをお開き願います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻り願います。

2ページから5ページまでの第1表

「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」、並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

次に、議案第19号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、保険料負担軽減措置が、平成21年度も引き続き行われることに伴う電算システムの改修費の追加であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成20年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻り願いたいと思います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案7案の提案趣旨の説明を続行いたします。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第16号、平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は公共下水道整備等の年度末精査と債務負担行為及び地方債額の確定によるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,689千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ891,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について予算説明書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略）

2 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままで説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正

補正後の事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、融資予定額1,350千円、利率年2.5%、期間平成21年度～平成25年度、限度額67千円とするものでございます。

12ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度末以降の支出予定額に関する調書でございます。

補正後の事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、平成20年度分、融資予定額は4,950千円を減額し1,350千円、利率年2.5%、債務負担行為の限度額は合計で246千円、前年度末までの支出見込額は合計で38千円、当該年度以降の支出予定額は合計で208千円、うち平成20年度分は括弧書きの59千円です。左の財源内訳、特定財源はなしで一般財源で合計208千円です。

4ページにお戻りください。

### 第3表 地方債補正

起債の目的、1. 公共下水道事業、補正後の限度額は3,600千円を減額し356,200千円、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。合計では補正前の限度額387,200千円に対して3,600千円を減額し383,600千円とするものです。

13ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございます。

当該年度中増減見込の、当該年度中起債見込額を3,600千円減額し補正後の額を383,600千円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては3,600千円を減額し補正後の額は3,904,206千円となります。

以上で、議案第16号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第20号、平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起業債、それぞれの額の確定による補正です。

以下、内容についてご説明いたします。

### 平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、1,517千円を減額し100,017千円とする。第2項営業外収益、1,517千円を減額し25,708千円とする。

支出、第1款水道事業費用、691千円を減額し92,013千円とする。第1項営業費用、691千円減額し82,983千円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「82,100千円は減債積立金6,439千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,830千円及び過年度分損益勘定留保資金66,831千円」を「64,734千円は減債積立金6,439千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

調整額8,004千円及び過年度分損益勘定留保資金50,291千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、350千円を減額し110,500千円とする。第2項工事負担金、350千円を減額しゼロ円とする。

支出、第1款資本的支出、17,716千円を減額し175,234千円とする。第2項建設改良費、17,716千円を減額し168,795千円とする。

次のページです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1. 職員給与費 961千円を減額し31,645千円とする。

(他会計からの負担金)

第5条 予算第7条中「21,184千円」を「20,493千円」に改める。

次に予算説明書の内容を説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略)

5ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計資金計画(補正)でございます。

補正部分のみの説明とさせていただきます。

はじめに受入資金ですが、3. 一般会計負担金691千円減額し21,393千円、9. 工事負担金350千円を減額しゼロ円、合計で1,041千円を減額し補正後の額は388,623千円。

支払資金、1. 営業費用691千円を減額し59,657千円、4. 建設改良費17,716千円を減額し168,795千円、合計で18,407千円を減額し補正後の額は244,898千円。

差引では17,366千円の増で補正後の額は143,725千円です。

次のページの給与費明細書でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

7ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1. 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地から、へ建設仮勘定までの有形固定資産合計は497,500千円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は6,959千円、固定資産合計は504,459千円。

2. 流動資産、(1)現金預金143,725千円、(2)未収金12,445千円、流動資産合計で156,170千円、資産合計は660,629千円です。

次のページでございます。

負債の部、3. 固定負債、(1)引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は30,197千円、4. 流動負債、(1)一時借入金から(4)その他流動負債まで、流動負債合計は1,550千円、負債合計は31,747千円。

資本の部、5. 資本金、(1) 自己資本金は195,561千円、(2) 借入資本金、イ企業債トロ一般会計借入金で借入資本金合計は344,786千円、資本金合計は540,347千円、6. 剰余金、(1) 資本剰余金、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は38,960千円、(2) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までで利益剰余金合計は49,575千円、剰余金合計は88,535千円、資本合計は628,882千円、負債資本合計は660,629千円でございます。

3ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 議案第17号。平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本補正予算は年度末における事業の精査を行い歳出につきましては、時間外手当等事務費の執行残による減額でございます。歳入につきましては、換地清算徴収金と保留地処分金の減額に伴う繰入金の増額でございます。

1ページをお開きください。

平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度標茶町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略）

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、内容が重複しますので省略させていただきます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

#### ◎内容審議

○議長（鈴木裕美君） これより議題7案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑分けて行います。

なお、議案第14号から議案第19号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第14号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに議案第14号、一般会計補正予算。第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出から行います。

1款・議会費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、2款・総務費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・末柄君。

○9番(末柄 薫君) 9目の職員研修費ですが、報償費から需用費まで百万以上のものが減額されております。これの内訳についてお伺います。

○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君) お答えをしたいと思います。

職員研修費については、道内・道外専門研修等ですね当初予算について希望者等が少ないことで執行残という形の中で減らしております。

以上でございます。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番(館田賢治君) 地域振興費ですね説明いただいておりますけれども、この憩の家の改築というか外壁・内装それから保育園の関係ですね、設計委託料計上しているわけですが、この設計委託料に特にですね、憩の家と保育所の工事の大きいところについての、特別な今の現状の中の指示されている特に変わったというか、特に内容的にですね注意しているところってあるのでしょうか。設計の中で。

○議長(鈴木裕美君) 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

まず前段ご理解を賜りたいと思いますが、今般の地域活性化生活対策の事業でありますけれども、先にご説明しましたように、短期間の中で今課題となっている部分を積み上げてきた部分でございます。それで大きな改修設計については、憩の家それからさくら・たんぽぽということで3点設定してありますが、あくまでこの部分では工事請負費についても、すべての事業の中で最終的に調整をかけるというふうになってございますので、資料にございます外壁等についてですね、屋根等について今非常に緊急になっているという部分ありますけれども、その辺についてはこのあと精査をしてまいりたいと、いうふうに思っておりますのでその辺でご理解いただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番(菊地誠道君) 22ページの振興費の企画費の中でまちづくり推進委員報酬、先ほどの説明では欠席による減額ということになってましたけれども、もう少し詳しくご説明願

いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まちづくり推進委員の報酬につきましては、当初4,300円掛ける委員さんの数が19名いらっしゃいます。それに二月に一度ということで6回の計算、49万円の当初予算でございましたが、総体的に6回押しなべていきますと、出席率が約50パーセントということでございましたので、この減額になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） その欠席、召集しても半分ということなのですが、この推進委員の中にはたしかいろんな団体の代表と、それから一般の方に応募した人に分かれていると思うのですが、その中でどのような、例えば欠席したのがいわゆる団体の代表、当て職の人が多いか、一般の人は自ら応募したわけですからそういうことはないと思うのですが、その辺の状況はどうでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

開催月につきましては偶数月に開催となりましたが、その時期によってですねやはり非常に繁忙期であったりということがあるものですから、一概にはちょっと言えないところでありますし、出席についても多いときそれから少ないときというふうにバラバラになってますので、傾向としましては団体の部分が多かったかなというようなかたちはしていません。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 振興費の中で一定程度説明は受けておりましたので緊急雇用事業の中でとりあえず小中学校のデジタルテレビ導入というのは時代背景の中でアナログからテレビにかけて100台ほどということで、この中で政策的には情報通信基盤の整備、充実ということをやっていますので、当然それに対応して、どうですかデジタル放送に対応してそういった通信施設のいわゆる中継的な塔の問題とか、そういった問題もでてくるのではないかと思います。それに関連して行政側としては標茶町に今ございませんから、そういった面に対しては23年7月ということですが、まだ時間的にはあるのでしょうか、そういった面については中継的な塔というのですか、そういう面についてはどのような対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

デジタル放送に向けての中継施設というお尋ねでございますけれども、基本的には今現状アナログが見えているところについては、すべて見える体制をとるというのがあります。その事業責任と申しますか、それについては放送事業者というふうになっておりま

す。

先般、北海道通信局長がおいでになったときに、その辺の確認をさせていただきましたが、そういう部分ではそれらの推進を図っていくということで通信局のほうからもお話を承ってます。それで、今デジタルの各事業者で行っている整備もあります。自治体で行っている部分については、現状すでに何市町であるというところについては、その自治体が整備をしながらね、それは国の補助に基づいて行うということでもありますけれども、本町につきましては、難視聴地域がございませんので、基本的には放送事業者が自ら視聴出来る状況を作るということでもありますので、今、本町として中継基地を建てるという部分については現状でないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 先ほど館田議員が聞いていた部分なのですが、工事改修請負費のほう先に言ってしまって抽象的かもしれませんが、あとから議運のほうから資料ということいただきました。憩の家それからたんぼぼ、やすらぎ園、せめてですねその部分だけについてお伺いしたいのですが、おもに外壁等、中にはボイラーとかってあるのですが、多くの改修箇所の要望があると思います。それは今いちいち聞いても私ども頭に入りませんが、とにかく雑駁に言って今のその部分で改修部分が出ている部分で何割くらい改修がされるのか、今、私三つでしたか、憩の家、たんぼぼ、やすらぎ園。どの程度まで要望改修していただきたいという部分で改善されるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、標茶町でこの地域活性化生活対策の部分で限度額が3億2千5百万程度ということをご理解いただいたと思いますけれども、そこの中で、それとこの制度の中で拾える部分ということで今回は様々な改修事業を拾ったところでありまして、そのベースになりますのは町有施設の改修計画、5年計画でありますけれどもそこの中も含めまして緊急に拾ったところでありまして、従いまして、総体的な中でこれで何割拾えるかというとなかなか難しい出し方になってしまうと思います。私どもといたしましては、今回の2次補正の中で3億2千5百万、それをいかに有効に使うかということに主眼をおいてですね、今回事業の積み重ねをしたということをご理解いただければと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 同じく18節のですね備品購入費の中でいろいろと説明ありましたが、AEDの部分が48万円ですか、これは12台分と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

議員ご指摘のように12台分でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今回の款に関してなのですが、これからいくとですね車の購入の台数がですね、ざあっとみて6台ぐらいあるわけなのですが、これは相当の金額になると思いますけれども、この辺についてどのような購入の仕方をするのか、ちょっと教えていただければと思うのですけれど。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

車の購入についてですが、町有バス2台・スクールバス2台・給食車2台ということでそれぞれ老朽化した部分の更新ということで行っていますけれども、これにつきましては通常の入札方法をもって、登録事業者の中からをもっての入札で決定をしていきたいというふうに考えています。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今ちょっと聞き取れなかったのですが、これあくまでも入札、当然ですが結果的には降ってわいたような金がきたわけですから、標茶町の業者をですね介入した中で、そういうような入札をするとかという考えってあるのですか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

あくまでこの物品の購入のみに関わらずすべて工事についても、すべて入札の原則がございまして、そこの中でそれを逸することになりますと非常にまた問題が大きくなってくるなと思いますので、一般的といいますか現状行われてます入札の制度の中で進めていくことになると思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） そうするっていうと車というのはですね安いところに当然いくことになるわけですから、そうすると標茶のですねそういうような業者の方には全然恩恵がないというようなことも考えられますけれどもそういうことなのですか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

基本的には地元の業者には是非入札でですね落札をしていただきたいというのは私どももまったく同じであります。しかしながら入札制度そのものについては、どなたかが落札するかということで入札制度を執行するということはこれは大変な問題でありますから、そのことについては出来ない、あくまでも公平にいわゆる私どもで想定する品質のものをきちんと納入できる業者の方について、入札参加の呼びかけをして入札執行をするということになると思いますので、是非その辺については願望とですね実行の問題では差が出てくる可能性がありますので、その辺については是非ご理解いただきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 老人福祉費の委託料の中でたしか給食の配達、配送と聞いたのですけれども、この減額110万円の内訳についてお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） これにつきましては、実績に伴う委託料の契約になっておりますので、それに伴って実際今、契約している人数は約限度70名ほどおりますけれども、実際に毎週必要だという数が限度いっぱいにはならないということになりますので、その分で110万の減額ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 1件だけ聞いておきますが、社会福祉の中で歳入のほうとも関係あるかなと思いますが、手数料で今回生活保護費のほうの追加で事務費的なこと出てましたね。これ金額と同一だという解釈でお尋ねいたしますが、手数料ですから前回ではたしか振込に関わる、いわゆる振込部分であるかなということ、この部分についてもそういう解釈でよろしいですか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

これにつきましては、議員ご指摘のように定額給付金それと子育て応援の部分でありまして、これの各世帯約3,700世帯になりますけれども、そちらの振込となってまして、電子媒体で3万円以上が525円というふうになってますので、それを最大限みてということになります。これについては最終的にはどういう金額になるのかはこれからの詰めになるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 事務手続き上に関わるかと思いますが、いよいよ給付金の事業ということでスタンバイされると実質的にはホームページに出て見せれば13日からということになっておりますけれども、給付金の事業の申請ですか。ただですね、皆さんがそうみていたわけではないので、かなり問い合わせは担当課にこられたかなと、全員世帯数があるなかで全部がネットを通して見たわけではないので、担当課のようにまじかですからその辺のことについてね、今少し新聞紙上では一番先に出たところがマスコミを等々出て大騒ぎになっておりますから、そういった事務的な問題につきましてもね、もうすでに発送の段階ですからそれについて、そういう反響についてはすでにもう周知されているということに受け取ってよろしいですか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

定額給付金の関係につきましては、申請受付は3月18日からとなっております。今現状の作業でありますけれども、給付の要綱が補助要綱が出された後、直ちに事業着手、準備もしておりましたけれども出来る限り行いまして、今現在では発送作業の準備を行っております。皆さんにお知らせとともに申請書類等をお送りする発送の準備を行っております。12日に発送予定となりまして、これのかなり多い3,700世帯ということでもありますので、その確認発送だけで、これは郵便局のほうですけれども2日から3日程度かかるということでもありますので、お手元に届く日にち、今週いっぱい届くというふうに思っております。そして、それを見まして18日から発送というふうになっていると思います。今現状、私どもの課のほうにも数件お問い合わせは頂戴しているということでもあります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、4款・衛生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） 26ページ一番上なのですがね、予防費の中の手数料、これ当初は2千万から組んであったのですが、それが770万、3分の1弱減額になっております。その訳をお伺いします。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 当初基本検診手数料のうち、いわゆる特定健診も含めて当初予算で組んでいたわけですが、特定健診の部分につきましては国民健康保険の被保険者つきましては、国保からの会計から支出されるということで大きく今回精査で減額になったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、5款・労働費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君） 牧場管理費の委託料についてちょっと伺いたいと思います。

大変肥料等上がっている中、自分たちで肥料散布とか堆肥散布とかいろいろやっていたきまして、利用料の値上げを抑えてやっておりましたけれども、今回、排雪ということで100万円という計上でございますけれども、これに至った経緯等、内容等について若干説明していただければありがたいと思いますけれども。

○議長（鈴木裕美君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

議員ご承知のように今年の雪は非常に多い状況になっています。場内につきましても、出来るだけ自分たちで排雪しておりますけども、現在も非常に残っている状態です。それが雪解けと共に場内を非常に汚すということで、排雪作業を今回委託をかけてやりたいということでお願いしています。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 同じく牧場管理費の中で11節の需用費消耗品費の中で、先ほどの説明では飼料の値上げ分とありましたけれども、もうちょっと内容について詳しくご説明願います。

○議長（鈴木裕美君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えさせていただきます。

今年度につきましては、冬期舎飼につきましては昨年よりも非常に頭数が増えております。昨年より200頭以上の増頭になっております。そういった意味で敷料の量、値上げよりも量のほうですね、が非常に増えているということでその差額につきまして今回補正いたしました。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 緊急雇用対策事業の関係なんですけど、今、農林でいいんですよ。町長のほうからなんか説明はありましたけど、更にですねもう少し詳しくこの雇用対策事業について説明を願えればなあと、まだ今、現在はまだ進行中だと思うんですけども、今現在いわゆるでお願いしたいなあと。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 緊急雇用対策の現状ということでお答えさせていただきます。

行政報告でもありましたけれども、最終的に現段階ですらね工期最終までいった場合に84名の方々の町民の方々を森林組合は雇用するという予定になっております。現在ですね、3月5日から3月13日までの間で10名の方が現地に入っております。また、その次がですね3月14日からなんですけれども最後の1班がまた10名入られて完了する予定であります。今年ですね、例年になく悪天候もございまして、若干工期のずれが1日2日程出ていると。

それについては今のところ、お休みの日に出てもらって解消するか、でなければ予備日として設けてある後段の日程の中で行うか、そういうところをこれから検討してまいるところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 10番・舘田君。

○10番（舘田賢治君） だいたい見込の人区数、どのくらいかかるのかということですね、一人だいたい経費もいれてだいたいどの位日当を払われているのか、合わせてお聞きしておきたいなあとします。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、人区数なんですけれども、先ほど申し上げた84人があります。一人当たりですべて8日間ということをやっておりますので672人区になります。それからお支払いする賃金については、一人当たり1日1万円ということで計算しております。のでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、7款・商工費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、9款・消防費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ちょっと確認させていただきたいと思ひますけども、19節の北部消防事務組合負担金でございますが、8,741千円減額であります内容をお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えしたいと思ひます。

釧路北部消防事務組合の負担金の800万の減額の部分でございますが、当初採用予定の1人区分の不補充と、結果的な不補充ということで減額の措置をとっております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、10款・教育費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） 社会教育のところでお伺いします。

33ページです。社会教育総務費ですね、旅費392千円減額になっています。また、負担金・補助金及び交付金で文化振興助成金、当初で150万ですね、これが80万減額になっています。その辺のところをお伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 社会教育課長・中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 旅費につきましては、管内の社会教育委員の研修それから全道研修等を予算化していたのですが、社会教育委員の日程調整がつかなくて参加者が非常に少なかったという部分で落としております。それから文化振興助成金につきましては、議員指摘のとおり当初150万で予算を見てましたけども、今年は特に申し込み、申請が少なくですね、70万だけ予算を残して実績に基づいて落とさせてもらっということでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、13款・諸支出金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、14款・職員費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。歳入1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君） 歳入のほうで町民税が補正で約補正前の額の1割増税ということで、たいへんこれは喜ばしいことだと思いますけれども、ここに至った要因といたしますか、内容といたしますかもうちょっと教えていただければありがたいと思うのですが。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えいたします。

町税の今回の補正につきましては、現時点での調定額並びに収納額及び19年度の決算額に基づきまして見込みも含めて算定してございます。それと現時点の予算額との差について補正しております。特に増えた要因につきましては、当初の予算見込の中で19年度の決算見込と比べまして、個人の町民税につきましては、当初93%程度見込んでおりましたものが今回98%程度に前年に比べまして留まっているためにこの差額分を補正したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 初日の町長の報告の中にありましたけれども、防雪柵のですね盗難の件なのですけれども、正式に言いますとですね栄・厚生線だろうと思いますけれども、ちょっと私のニアンスとちょっと違いますのでですね、もう一度その辺詳しくお話をしていただければと思うのですけれど。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条、繰越明許費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第14号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。歳入・歳出予算の補正。歳出、1款・総務費から10款・諸支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入・歳出予算の補正。歳入、2款・国庫支出金及び5款・道支出金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第15号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第16号、下水道事業特別会計補正予算。第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出、1款・総務費から3款・公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。歳入、4款・繰入金及び7款・町債について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条、債務負担行為について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ちょっと聞きたいと思うのですが、補正前は21年度から25年度で融資予定額630万円ですか2.7%であり、補正後は予定額が135万円と利率が2.5%に下がっておりますが、これは対象個数が減っているということでの予定額が少ないということと考えてよろしいのか伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 融資予定額の減額につきましては、議員ご指摘のとおり借りる方が少なかったということで減額させていただいております。それと利率につきましては、年度当初に金融機関のほうと利率をいくりにするかということで、協議をいたしまして決めておまして、これがですから去年の4月にですか決定された利率ということで変更されております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第16号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第17号、土地区画整理事業特別会計補正予算。第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出、1款・事業費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。歳入、1款・換地清算徴収金から3款・繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第17号、土地区画整理事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、介護保険事業特別会計補正予算。第1条、歳入・歳出予算の補正。保険事業勘定。歳出、1款・総務費及び5款・基金積立金について一括して質疑を許しま

す。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、保険事業勘定。歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。介護サービス事業勘定。歳出、1款・サービス事業について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、介護サービス事業勘定。歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第18号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第19号、後期高齢者医療特別会計補正予算。第1条、歳入・歳出予算の補正。歳出、1款・総務費及び4款・諸支出金について一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。歳入、4款・広域連合支出金及び5款・国庫支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第19号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、上水道事業会計補正予算。第1条・総則から第5条・他会計からの負担金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第20号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時31分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議題7案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） いろいろお互いに間違いを多くて申し訳ないですけど、先ほどですねちょっとお話しましたけれども、町長の当初のお話からしますとですね防雪柵の盗難の関係なんですけれども、この辺について私のですよね考えというか調査と違ってますのでちょっとその辺をもう一度詳しくお知らせ願いたいと思いますけど。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

場所につきましては、ちょうど栄・厚生線になります。

（何か言う声あり）

○建設課長（井上 栄君） 内容につきましては、12月2日に設置受託者が設置のための準備作業で調査いたしましたところ、資材が取り付け道路に一番近い資材が一部なくなっているということに気がつきまして報告が監督のほうにありました。それに伴いまして他の盗難されている状況がないかどうか調査を指示いたしまして、それから合わせてもちろん今回盗難のされました量等について確認させていただいたところでございます。

被害の内容を再度申し上げますが、防雪柵の畑の中に設置する架設型の取り外し型の冬だけ設置するというタイプでありまして、これにつきましては支柱・板・ワイヤー等で凍った畑の中でアンカーによって固定するというタイプでありまして、被害の内容につきましては、この支柱が18本、それから雪を直接止めることとなります防雪板が55枚、それからこれを固定いたします支柱の固定のそれからワイヤーの固定のためのアンカー、これはL型の鉄のものになりますけれどもこれが33本、それから支柱から畑のほうにアンカーのほうに斜めに引っ張りますワイヤーが2本でございます。延長換算で約49メートルでございます。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） ここではですね3回ということであんまり話は出来ないのですけれども、簡単にですね今まで12月の4日の日にこれ盗難届出たわけなんですけれども、今までですね議員協議会等もありましたけれども、この辺の中でなんで今報告ということになっているのか、もう少しですねこういう盗難の問題についてはですね、早く皆さん方のこの場でですね報告を願えればとは思っていたのですが、その点についてどうなんです。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

発生が12月の2日でございますので、この後に定例会もございました。私どもの現課とい

たしましては、この報告受けました後、かなり資材が警察に届けさせていただきました後なんですけども、資材が特殊なものだということもありまして、おそらくは鉄の高騰に伴う盗難ではなかろうかというふうに推定いたしておりました。警察のほうに届けた時点でこのような特殊なものが市場に出回るといことになると、捕まる、発見される可能性等が予想されるなあとということで考えておりました。結果として報告出来ればと思っておりましたが、その後様子を見ておりましたが、残念ながら見つかったという連絡等がございませんので本定例会において行政報告させていただきました。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 商工観光課長にお聞きをしておきたいと思うのですが、今回出されます商品券の関係なのですが、これの商品券はいつどのようにして一人どのくらいまで限度なのか、合わせていつまで売れるのかその辺も合わせてお聞きをしておきたいと思うのですが。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

議員ご承知のとおりこれは本町が補助金ということで商工会にお渡しをして商工会が実施主体であるということが基本でございますので、今、私どもが事務局のほうから頂いております方向性、これから実施するんだという内容についての説明ということでご理解をいただきたいのですが、商品名につきましては「とくとく商品券」ということで基本的に500円の商品券を13枚綴りにいたしまして、実質的には6千500円分になるわけですが、それを5千円で販売をするということで、この部分につきましては限定で1万セット、要するに額としては5千万円、そして購入可能額が6千500万円になるという状況でございます。この分につきましては広く町民の方々に行き渡らせたいという商工会の理事会それからそれぞれの部会の検討課題もございまして、お一人4セット2万円までの現金の支払いをいただいて2万6千円分の商品券を手にしていただくということを基本としてございます。

それで購入の方法なのですが、先ほど説明いたしましたように広く町民の方に行き渡らせたいという意向がございまして、70歳以上の単身世帯それと二人世帯のところには事前に何らかの形で通知をして予約をいただいてその分は確保をしておきたいと、いうふうな形で基本的に考えているということで進められております。

発売の予定なのですが、3月19日木曜日から3月22日の日曜日の4日間を集中した販売期間として町のコンベンションホールういずを会場にして販売をしたいということであるということでございます。

それと広報の関係なのですが、各新聞報道機関もお願いをすることになるのですが、農家もしくは郡部、地域といいますかそちらの連絡の部分につきましては、新聞折込も行われるわけなのですが、一部新聞折込が届かない地域もございまして、農家さんが

所有しておりますFAXを使いながら新聞折込と同じようなチラシは是非手元に届けたいということをご計画されてございます。高齢者対策とそのFAXというふうな形で行われます。

詳細については近々新聞折込、その他新聞等も含めまして多くの町民に周知がされると思いますので、それによって是非購入をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） だいたい分かりましたけれども、非常に期待の出来る商品券かなあと、このように思っておりますが、今、課長のほうからお話があったですね70歳以上の人がたのですね、この商品券の確保だけは是非ですね、取りこぼしのないような取り扱いが出来るようにですね、商工会のほうとですね、なお協議をしていただきたいと思うのです。非常にこれだけのことをやっていただくということは非常にいいことだなあと思いますので大変期待しておりますので、一つどうかお年寄りのほうだけは気配りをさせていただきたいと。お答えはしていただかなくてもいいです。

そういうことで、商品券については期待をもって我々も協力したいなあと、このように思っております。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

大変期待を込められてご意見をいただきました。特に弱者といわれております高齢者の方々にはこちらの方も射を返しながら商工会事務局とつめていながら導入について遺漏のないようなかたちでお声がけをしたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） ひとつですね、今座って横からのご指導もあったりして、気がついたのですけどね、この商品券、購入したらですね、これ使用するっていうかこのいつまでの間とかっていう期限はあるのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

有価証券のこの手の発行につきましては財務省のほうの規則で決まっております、発行から半年間、6ヶ月が有効でありますよという通知がございますので、3月の19日に発行いたしますので、それから6ヵ月後ですので商品券は3月19日から9月の18日までが一応使用期限であると、いうふうな形で抑えております。ただ、あくまでも原則でございますのでこの部分については、この近くになりました段階でお買い求めのものはございませんかという広報もですね当然必要かと思っておりますので、町の施策としてもご協力をしている部分もありますので、商工会さんの広報並びに町の広報にもですねその辺は町民に声をかけていくような方法をとろうということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君） 先ほどの補正予算の中で、菊地議員からちょっと質問あったと思いますけれど、まちづくり推進委員会の中で報酬の関係で出席率が大変悪くて50%という中で減額になったということだったのですけれども、いろいろと町のほうで施策するなかで、こういう組織といいますか立ち上げながら町民の声を聞いて進めていくっていうのは結構多いと思うのですけれども、今回特に参加が少ないということに対してどのように捉えているか。半分位の出席率ですね、この委員会もそうですけど、いろいろな委員会の中の意見だというのはちょっと非常に難しいかなと私は思っているのですけれども。この出席率を上げるためにいろんな手法があるかと思えますけれども、その辺についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

今年度、今の委員さん達については2年が任期でありますので2年目になってございます。

昨年につきましては、約70%近い方たちの出席率ということで、今回さまざまな事由が重なったなというふうには考えているところでありますけれども、ただいわゆるご商売をやられている方、それから酪農の方も含めまして、時期的な問題それから時間的な問題等もあると思います。これらの開催につきましては、役員会の中でお諮りしながら、また委員会の中でも進めているところでありますけれども、議員ご指摘のとおり、出来るだけ多くの方に出席していただくことが本旨でありますので、今、今回2年目が終わりました新たなスタートを切る段階で、最終的な今意見調整を行っているところであります。今後につきましては、出来るだけ多くの方が出席できるような環境を更に構築していくということで考えているしだいですのでご理解を賜りたいと思います。

○7番（林 博君） よろしくお願ひします。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより、議案第14号から議案第20号まで、7案一括して採決いたします。

議題7案は、原案可決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号は、原案可決されました。

◎議案第21号ないし議案第28号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・及川君。

○副町長(及川直彦君)(登壇) それでは、議案第21号から第28号までの平成21年度各会計予算についてそれぞれの概要についてご説明を申し上げます。

平成21年度国の予算の動向、あるいは地方財政計画とあわせて、新年度予算の編成方針につきましては、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

なお、ご案内のように、6年前から削減が続いております地方交付税は一進一退の厳しい状況が続いておりますが、予算編成段階ではまだまだ不透明で不確定要素が多く、持続可能な財政構造構築のために財源調整だけではなく歳出削減も含め苦慮してきたところでございます。

当面、人件費や経常経費の削減に加え266本の事業費予算につきまして行政評価を実施し、事業の精査を行なうと共に削減の必要な事業につきましてはその処置を講じ、効率的で簡素な行政運営の実現に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては平成16年3月からスタートしております第2期行政改革実施計画によりまして人件費、職員数の削減を基調として引き続き鋭意努力を致しておりますこともご理解を賜りたいと存じます。

それでは、平成21年度予算に係わっての特徴的な状況についてご説明を致します。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、酪農生産コストの上昇や従来の経済不況に加えアメリカ発の金融恐慌、経済不況等によりまして雇用情勢悪化、更には固定資産評価替えの影響によりまして課税客体総体が落ち込んでおりまして、前年対比で2.1%、1,875万3千円減少し、全体で8億9,428万6千円と見込んだところでございます。

地方交付税等につきましては、平成21年度地方財政計画におきまして微増が示されておりますが、総額で45億6,848万1千円、対前年度に比較し1.0%、4,495万6千円の増額を見込みまして、その内、当初予算では41億3,676万7千円、対前年度比0.2%、921万8千円の増を見込んだところでございます。なお、地方交付税総額見込では、交付税額の一番多かった

平成11年度に比較致しまして、約17億円程減少をしております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながらも、経常経費につきましても、これまで同様に不要・不急のものの精査を行い、削減に努力すると共に、人件費につきましても議員・各種委員報酬・臨時・非常勤職員人件費を含め対前年度と比較し、160万5千円の増に止め、その内職員給与費では対前年度比2%減の2,796万1千円を減額しながら、財政の健全性に留意しつつ、一方、地域情報化対策や子育て支援、農業対策、教育対策、災害対策等を重点的に取組むよう努力をしたところでございます。

こうした状況の中で極めて厳しい財源調整を余儀なくされたところでございまして景気の動向等を注視し、自主財源の的確な捕捉に努め、各種事業遂行のために財政調整基金3億3千万円、備荒資金4億9,540万円を支消しまして収支を整えたところでありまして、実質収支不足は基金等への理論積立分6億5,850万6千円を除きますと1億6,689万4千円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、あるいは、内容の積み上げに時間の要するもの等々につきましても、追って財源の確定次第、補正措置をとらせて頂くことといたしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましても、94億5,800万円といたしました。前年度当初比では3億2,700万円の増、率で3.6%の増でありまして、平成20年度12月末予算と比較しますと3億2,329万4千円の減、率で3.3%の減となっております。

主な経費項目における予算額の対前年度比では、経常経費では基金積立の増分を除き2,802万1千円の増であります。その内容は新たなバス運行委託に伴う委託料の増、多和育成牧場の飼料・肥料の購入費の増や障害者自立支援介護給費での増が主なものであります。

他会計繰出金では土地区画整理事業特別会計の廃止に伴い2億3,596万3千円減の6億3,899万4千円となっております。

公債費では区画整理事業分の増もあり、1億7,843万2千円増の14億60万1千円、人件費では共済組合、退職手当組合負担金分が2,889万4千円増のため臨時・非常勤職員を含め160万5千円の増となっております。

ソフト事業費では5,423万3千円の増となり、普通建設事業費では、新規事業としてクリーンセンター補修整備事業で626万8千円、畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区で8,883万6千円、地方特定道路整備事業桜20号線他1路線で3,252万8千円、町営住宅建替事業（麻生団地）で6,394万1千円、標茶中学校屋体耐震改修実施設計で220万円等を予定しております。全体では2億5,918万円の増となっております。

また、新規では只今の説明以外に、標茶中学校教員住宅解体工事110万円、LPG気化装置取替え工事141万8千円、若者・女性就農体験・実習サポート事業184万1千円、農業経営緊急経済対策事業467万4千円、パスポート交付事業98万円等を計上しております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定特別会計は、前年当初比0.4%減の13億1,648万3千円といたしました。積算の基礎でありますけれども、被保険者の見込みが3,466人でございます。医療費の見込みは総額10億1,616万円です。若人の一人当たりの医療費につきましては23万円、7歳未満の一人当たり医療費につきましては40万円、前期高齢者の一人当たり医療費につきましては57万円、退職者等の一人当たり医療費につきましては50万円と推計致しまして保険者負担額では7億4,608万9千円を見込んでおります。

それから、国保の老人分につきましては、355万円の医療費拠出金を見込み、後期高齢者医療の支援金につきましては1億5,747万9千円を見込んでおります。

なお、平成20年度から各保険者に義務付けされております特定健診事業に667万1千円を計上すると共に国保ドックにつきましては従来35歳以上69歳までが対象でしたが今年度から74歳までを対象とすることに致しました。

国保事業の運営につきましては税が基本でございますが、保険税につきましては4億408万8千円を見込ませていただき、一般会計から7,380万3千円の義務的繰り入れを行うことで会計の維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、予算額6億6,690万円で、前年度比10.4%の減であります。磯分内地区については管渠・処理場に係る調査測量経費5,265万円を計上するとともに公共下水道につきましては雨水管整備費6,431万円及び処理場機器更新費2,532万4千円を計上致しました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源も不足しますので、円滑な下水道事業の運営のために一般会計から3億2,570万2千円を繰り入れし収支のバランスを図ったところでございます。

次に、老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度がスタートしており、平成20年3月までの診療分の医療費について、おもに再審査請求や請求遅延分等による医療負担が想定されますことから予算額1,394万5千円で、前年度比89.0%の減となりました。医療費総額としては1,265万1千円と見込んだところであります。

財源につきましては、基金からの交付金、720万7千円が主流であります。一般会計から112万8千円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、保険事業勘定で7億2,320万円、サービス事業勘定で5億1,224万3千円、総体予算額12億3,544万3千円で、前年当初比8.8%の増でありまして一般会計からの繰出金は2億701万9千円を予定しております。

サービス事業勘定の内容としては、通所介護事業費7,505万4千円、短期入所生活介護事業費1,807万円、介護老人福祉施設費3億9,321万5千円、居宅介護支援事業費2,472万2千円、介護予防支援事業費が103万2千円となっております。訪問介護事業費は事業所の廃止に伴いまして廃目となっております。

なお、今年度はディサービスセンター送迎用車両1台を購入しサービスの向上を図る予

定です。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額9,192万6千円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,305人で、歳出の内訳ですが大半が後期高齢者医療広域連合負担金で9,082万2千円となっております。

財源につきましては、保険料で6,040万円が主流であります。一般会計から3,134万2千円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしています。

次に、企業会計のうち、病院事業会計でございますが、その業務予定量を年間入院患者数1万6,060人、1日平均44人、年間外来患者数4万172人、1日平均166人を見込みまして、収益的収支で11億573万3千円、資本的収支のうち支出で1億940万2千円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないよう、一般会計から負担分2億8,195万5千円と補助分1億3,752万9千円の合計4億1,948万4千円の繰り入れを行い、収支を整えたところであります。

なお、今年度は老朽化しております特殊入浴装置の更新として800万円、回診用X線撮影装置として350万円、骨密度測定器340万円、眼底カメラ260万円等の購入を予定しております。

次に、上水道事業会計でございますが、事業開始以来、38年を経過し、常に良質な水を供給するために、施設の維持管理に万全を期してまいりますが、本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,163戸、年間総配水量45万5千 $\text{m}^3$ でございますが、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては9,842万1千円、支出は9,289万円、また、資本的収支のうちの支出を1億2,361万5千円といたしましたところでございます。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道業務支援による人件費相当分の2,112万9千円を一般会計からの負担を受け、財源調整を行い事業の運営に支障のないよう配慮をしたところでございます。

また、今年度は上水道水源変更のための着水井及び導水管の整備で1億円を予定し、このための財源として一般会計から1億円の借入を予定しております。

それでは、次にお配りを致しております「平成21年度 予算説明資料」につきましてご説明を致します。

まず、1ページをお開きをいただきたいと思います。

平成21年度における「各会計予算の概要」でございますが、先ほど申し上げました、一般会計94億5,800万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値を記載しております。数値についての詳細につきましては省略させていただきますが一般会計、特別会計総体では127億8,479万7千円で、前年度当初比0.4%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の整合性、重複分のやりとりがございますので、その金額が6億3,899万4千円でございますから、実質的な一般会計、特別会計の純計は121億4,580万3千円で前年度当初比1.5%の増ということになります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では、3.2%増の11億575万3千円、支出は0.2%減の12億1,513万5千円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では5.4%減の2億86万6千円で、支出につきましては、24%減の2億1,660万円となったところでございます。

次に、2ページの一般会計予算の歳入でございます。

1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして大きく増減のあったものについてその数値を申し上げたいと思います。

町税が1,875万3千円減の8億9,428万6千円、地方譲与税が2,400万円減の2億8,100万円、自動車取得税交付金が3,500万円減の6,000万円、地方特例交付金が2,355万円増の3,196万9千円、地方交付税は921万8千円増の41億3,676万7千円、国庫支出金が1億1,506万7千円増の3億1,120万円、道支出金が3,979万8千円増の6億3,264万9千円、財産収入が9,883万7千円増の1億1,917万3千円、繰入金は7,907万6千円減の6億1,855万1千円、諸収入は5,354万円減の8億9,094万7千円、町債は2億3,882万円増の6億2,400万円をそれぞれ見込んだところであります。また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の、いわゆる自主財源でございますが、32億7,771万5千円でございますして収入総額に占める比率は、34.7%になっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、61億8,028万5千円で65.3%でございます。ちなみに前年度は自己財源36.3%、依存財源63.7%の歳入構成でありましたので、自己財源が割合で1.6%の減で金額では4,045万3千円の減となっております。

歳入の各款ごとの構成比でございますが、その主なものを申し上げますと町税で9.5%、地方交付税が43.7%、使用料及び手数料で6.1%、道支出金で6.7%、繰入金で6.5%、諸収入で9.4%、地方債が6.6%となっております。

次に、3ページの歳出でございますが、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして大きく増減のあったものについて数値を申し上げたいと思います。

総務費が3,607万3千円増の11億6,496万6千円、民生費が4,772万円増の9億2,900万5千円、農林水産業費が1億8,481万6千円増の16億8,233万5千円、土木費は1億7,691万4千円減の4億3,678万1千円、消防費が1,330万9千円増の3億130万8千円、教育費が3,954万3千円増の6億3,848万6千円、公債費は1億7,843万2千円増の14億60万1千円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しを頂きたいと思っております。

次に、4ページの一般会計予算の前年度対比表歳出でございますけれども、一般会計歳出のうちの性質別に分けをし、前年度予算と対比をしている表でございます。1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類をしています。

人件費につきましては14億9,019万1千円でございますして、歳出総体に占める構成比は

15.7%で、前年度と比較しますと額で160万5千円の増、率で0.1%の増となっております。構成比では0.6%減少しております。

物件費につきましては、15億891万円であり、構成比は16.0%で前年度当初予算と比較しますと額で2,592万2千円の増、率で1.7%の増で、構成比では0.2%の減となっております。

以下、主なものを申し上げますが、補助費等につきましては、19億5,906万5千円で、構成比は20.7%で前年度当初予算と比較しますと1億4,471万円の増で、構成比でも0.8%の増となっております。

普通建設事業費につきましては、12億2,853万円であり、構成比は13.0%で前年度当初予算と比較しますと1億6,217万9千円の増、率で15.2%の増で、構成比では1.2%の減となっております。

公債費につきましては、区画整理事業特別会計の廃止に伴いまして区画整理事業に係る償還分が増加いたしましたことから14億60万1千円で、構成比は14.8%、前年度当初予算と比較しますと1億7,843万2千円の増で、率で14.6%の増、構成比でも2.3%の増となっております。

繰出金につきましては、6億5,900万5千円で、その構成比は7.0%で、前年度当初予算と比較しますと区画整理事業特別会計の廃止に伴いまして区画整理事業に係る繰出金が減少しておりますことから2億3,596万3千円の減で、率でも26.4%の減、構成比でも2.7%の減となっております。

歳出のうち義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費の合計が32億304万7千円ございます。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらに補助費等のうちの消防事務組合、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金の内他会計への繰出金を合計いたしますと67億289万5千円となります。構成比で申し上げますと70.9%を占めております。

従いまして、これらを除く、普通建設事業費等の政策的予算に使える費用につきましては、29.1%となっております。これを前年度に比べますと義務的経費は2,019万2千円の増で、構成比では2.3%減となっており、普通建設事業費や公債費等で増加しておりますが、繰出金の減少が大きいものとなっております。

次に、5ページの歳出のほうでございますが、これにつきましては、性質別経費をそれぞれ款別に振り分けた資料でございます。例をとりますと、議会費につきましては、総額6,818万7千円ですが、そのうち人件費に相当する部分につきましては6,048万5千円、物件費は717万7千円というような見方でございますので以下同様の趣旨でご理解を賜りたいと思います。

次に、6ページの標茶町財政調整基金の運用状況見込でございます。

前段で申し上げましたように、財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は3億3,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載してございますが、牧場施設整事業をはじめ

記載の事業等予定しております。

なお、財政調整基金現在高は、平成20年度末で8億122万6千円を予定し、平成21年度につきまして記載の運用を予定し、年度末残高では8億3,367万5千円となる見込でございます。

次に、8ページの人件費を含めた款項目別予算比較表でございますが、先ほどの表で説明致しましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表でございます。

例えば、議会費で言いますと、人件費を除く経費が6,818万7千円で、それに人件費2,655万3千円加えますと議会費の総額は9,474万円ということになります。人件費にかかわっての職員数は右端に記載をされているとおりであります。人件費及び職員数については予算編成時に確認出来る状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解をいただきたいと思っております。

中ほどには款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様から受益者負担を頂いている部分がございますので、この部分について説明致します。

まず、総務費でありますけども、ここには詳細は表示されておきませんが、予算書の中で地域交通対策費がございますが、町内6路線につきましてバス料金を頂き運行しているわけでございますが、これにつきましては、予算額が6,378万7千円で、バス使用料を448万円頂いておりますが一般財源を4,878万7千円を投入してございます。その充当率は76.5%と高い比率となっております。ご案内のように運行業務の民間化を積極的に進めながら支出の削減に努力をしてきたところですが併せて収入につきましても検討すべき課題と考えているところでございます。

次に、民生費の内、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,911万4千円で、一般財源の充当額は1億9,130万7千円であります。2年毎に保育料金の改定を行っておりますが、その充当率は76.8%とまだまだ高い比率になってございます。

次に9ページの衛生費における塵芥処理費でございますけども、数値はここには出ておりません。予算書の中で明記しておりますけども、予算額が1億5,064万1千円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売併せて2,131万円でございますが、一般財源を1億3,082万1千円充当しております。その充当率は86.8%でございますのでこれにつきましても経費の削減と共にごみ処理手数料についての精査が必要と考えているところでございます。

次に、農林水産業費のうち育成牧場の運営に係る牧野管理費でございますが、予算額が3億841万5千円で、一般財源を1,460万6千円充当し、その充当率は4.7%となっております。引き続き、運営経費の節減と合わせ料金改定や外部委託を視野に入れつつ、経営の効率化を図ることが必要となっております。

農業水道費は予算額が1億1,503万3千円で、一般財源を439万円充当し、その充当率

は3.8%となっておりますが、今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素も充分考えられますのでこれらの対応等も考慮し、財源確保を図らなければならないと考えているところであります。

次に、都市計画費のうち都市公園整備費ですがこれもここには表示されておられません。予算書の中で表示しておりますけども、予算額が2,998万7千円で160万円のパークゴルフ場使用料をいただいております。一般財源が2,558万7千円でその充当率は85.3%となっております。

次に10ページの教育費でありますけども幼稚園費が予算額2,791万8千円で、その一般財源の充当率は89.0%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておられません。予算額3,778万2千円で体育施設使用料が64万4千円を予定しております。一般財源を3,713万8千円充当し、その充当率は98.3%となっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は68億8,341万8千円ございまして、その充当率は72.8%になっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は75.9%でありますので3.1ポイントほど改善しておりますが引き続き経費節減は勿論のことご負担についても検討が必要となっているところでございます。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では、人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、その数値が直接数字としてあらわれていませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、11ページの一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込みました事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設補修事業から地域振興事業まで、それぞれの事業毎に予算を計上してございまして、事業費総額は1億5,712万2千円であり、一般財源の充当額は1億1,112万1千円で、その充当率は70.7%になっています。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載をしております。

民生費の事業費総額は2億3,711万6千円であり、一般財源の充当額は8,990万8千円で、その充当率は37.9%でございます。

衛生費に係る事業総額は1億5,027万3千円で、一般財源の充当額は1億4,703万2千円でその充当率は97.8%と高くなっていますが、これにつきましては上水道会計に対して1億円の貸付を予定していることによるものでございます。

次に、労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費に係る事業につきましては、12ページから14ページにかけて記載をしております。

事業費総額は14ページに記載しておりますけども、12億7,806万8千円であり、一般財源の充当額は2億5,501万3千円で、その充当率は20.0%になっています。

次に、商工費に係る事業ですが、事業費総額は2億2,532万2千円であり、一般財源の

充当額は4,032万2千円を充当し、充当率は17.9%であります。

次に、土木費に係る事業総額につきましては、15ページに記載していますが、3億16万6千円であり、一般財源の充当額は8,672万7千円で、その充当率は28.9%になります。

消防費に係る事業費総額は808万8千円で、一般財源の充当額は583万6千円で、充当率は72.2%になってます。

次に、教育費に係る事業ですけれども、事業費総額は16ページに記載しておりますが2億580万9千円で、一般財源の充当額は5,755万3千円、充当率が28.0%になっております。

災害復旧費に係る事業費総額は300万円で、すべて一般財源を充当をしております。

合計ですが、事業費として押さえております総額が25億7,146万4千円でございます。この一般財源が8億301万2千円ですので、事業費総体にかかわる一般財源の充当率は31.2%ということになります。ちなみに、前年度は総事業費22億5,929万7千円で一般財源の充当率は37.0%ですので5.8ポイントほど減少しておりますが、減少分は国道支出金で1.9、地方債で3.6増加しております。

17ページに記載の町税の説明資料、18ページの地方債の現在高見込み調書、更には19ページの基金等の状況並びに20ページの一般会計予算のあらましにつきましてはお目通しをいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第21号から第28号までの提案内容等につきましては担当課長から、ご説明をいたしますので宜しく願いをしたいと思います。

以上をもちまして、議案第21号から第28号までの平成21年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

#### ◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時25分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 9番 末柄 薫

署名議員 10番 舘田賢治

署名議員 11番 深見 迪

平成21年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成21年3月10日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第21号 平成21年度標茶町一般会計予算  
議案第22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算  
議案第24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算  
議案第25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算  
議案第28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 議員提案第 1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 意見書案第 1号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書
- 第 5 意見書案第 2号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書
- 第 6 意見書案第 3号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書
- 第 7 閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）

○出席議員（16名）

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1番 田中進君（午後1時10分着席） | 2番 黒沼俊幸君  |
| 3番 越善徹君            | 4番 伊藤淳一君  |
| 5番 菊地誠道君           | 6番 後藤勲君   |
| 7番 林博君             | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君            | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君           | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君         | 14番 小林浩君  |
| 15番 平川昌昭君          | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長 池田裕二君

平成21年標茶町議会第1回定例会会議録

|        |               |
|--------|---------------|
| 副町長    | 及川直彦君         |
| 総務課長   | 玉手美男君         |
| 企画財政課長 | 森山豊君          |
| 税務課長   | 高橋則義君         |
| 管理課長   | 今敏明君          |
| 住民課長   | 妹尾昌之君         |
| 農林課長   | 牛崎康人君         |
| 商工観光課長 | 佐藤啓一君         |
| 建設課長   | 井上栄君          |
| 水道課長   | 妹尾茂樹君         |
| 育成牧場長  | 表武之君          |
| 病院事務長  | 蛭田和雄君         |
| やすらぎ園長 | 山澤正宏君         |
| 教育長    | 吉原平君          |
| 教育管理課長 | 島田哲男君         |
| 社会教育課長 | 中居茂君          |
| 農委事務局長 | 牛崎康人君（農林課長兼務） |

○職務のため出席した事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤吉彦君 |
| 議事係長   | 中島吾朗君 |

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第21号ないし議案第28号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

昨日に引き続き、議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第21号の内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成21年度標茶町一般会計予算

平成21年度の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,458,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)

に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用  
以下、歳入歳出予算事項別明細書にしたがい、ご説明申し上げます。

42ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

「第2表継続費」であります。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業、総額、181,650千円、年度では21年度、年割額30,100千円、22年度151,550千円、10款2項、事業名は標茶小学校校舎防音事業、総額では1,284,879千円、年度別では21年度113,129千円、22年度615,999千円、23年度555,751千円であります。

156ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

8款2項、標茶中茶安別線道路改良事業全体計画の計では、年割額が181,650千円、財源内訳につきましては、特定財源で国道支出金で127,155千円、地方債で54,400千円、一般財源は95千円であります。当該年度支出予定額では30,100千円、当該年度末までの支出予定額も30,100千円であります。翌年度以降支出予定額が151,550千円でありまして、継続費の総額に対する進捗率につきましては平成21年度で16.6%、平成22年度で83.4%、計100%となります。

10款2項、事業名、標茶小学校校舎防音事業の全体計画につきましては、全体計画の合計が年割額で1,284,879千円、財源内訳の特定財源につきましては、国道支出金で851,943千円、地方債で389,300千円、一般財源では43,636千円であります。当該年度支出予定額は113,129千円、当該年度末までの支出予定額も同額であります。翌年度以降支出予定額は1,171,750千円でありまして、継続費の総額に対する進捗率でありますけれども、平成21年度で8.8%、平成22年度で47.9%、平成23年度で43.3%、計100%となります。

9ページにお戻りください。

「第3表債務負担行為」であります。

事項、パソコンLAN機器導入費。期間、平成22年度から平成25年度。限度額は10,239千円、利子159千円を含むものであります。畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区、期間が平成22年度から平成24年度、限度額が320,781千円あります。経営環境再生資金、平成21年度、期間が平成22年度から平成26年度、融資金40,000千円に対する利子補給、年2.5%で2,068千円あります。

157ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額

の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

上段のパソコンLAN機器導入日から163ページ最下段の経営環境再生資金平成21年度までの64件、合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額6,527,375千円、前年度末までの支出見込4,210,186千円、当該年度以降の支出予定額2,317,189千円で21年度支出予定額は312,100千円であります。財源内訳につきましては特定財源で220,279千円、その他で1,954,146千円、一般財源で142,764千円であります。

10ページにお戻りください。

「地方債」であります。

起債の目的、過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良で12,100千円、虹別ふ化場線道路改良で21,000千円、合わせまして限度額は33,100千円であります。起債の方法は証書借入であります。利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金につきましては融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものであります。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2. 一般公共事業。農業農村整備で、8,500千円あります。3. 地方道路等整備事業では、ふるさと農道緊急整備で138,400千円、地方特定道路整備で28,800千円、合わせまして167,200千円あります。4. 公営住宅整備事業では33,000千円あります。5. 学校教育施設整備事業では小学校行校舎防音事業で34,300千円あります。6. 地域活性化事業で、公園整備で2,800千円あります。7. 臨時財政対策債では342,600千円あります。8. 災害援護資金貸付債では2,500千円あります。

限度額合計では、624,000千円で、前年比で238,820千円の増であります。

164ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、前々年度末現在高が12,029,230千円、前年度末現在高見込額が11,363,649千円、当該年度中の増減見込みであります。当該年度中起債見込額が624,000千円、当該年度中元金償還見込額が1,210,171千円あります。当該年度末現在高見込額につきましては10,777,478千円あります。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第22号の内容についてご説明いたします。

本案は、平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定予算であります。副町長からの概要説明で被保険者数療養給付費の推計費につきましては、説明がありましたのでその点については省略をさせていただきたいと思っております。

なお、本案につきましては、2月23日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成21年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,316,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づいて説明をいたします。

15ページをお開き願います。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2 ページへお戻り願いたいと思っております。

2 ページから5 ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号の内容について、説明いたします。

1 ページをお開き願いたいと思っております。

平成21年度標茶町老人保健特別会計予算

平成21年度標茶町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願いたいと思います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

なお、老人保健特別会計予算につきましては、後期高齢者の医療の確保に関する法律の附則第39条で、施行後3年間は設置しておくということになっておりますので、平成20年・平成21年・平成22年度までの予算ということでご理解をいただきたいと思います。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号の内容について、説明をいたします。

本年度は、標茶町第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきますが、4月からの介護報酬引上げ分3%につきましては、当初予算調整時点では細目が確定していないことから、前年度まで使っておりました介護報酬額で調整をさせていただきますことをご報告申し上げます。

なお、報酬改定に伴う予算につきましては、3%分についてでございますので、その後適当な時期に予算を補正するというご理解をいただきたいと思います。

それでは、予算書に基づいて説明をしていきたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成21年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ723,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ512,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条の第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間

の流用。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

13ページをお開き願います。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

以上で、議案第25号の内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第26号の内容の説明をいたします。

1ページをお開き願います。

平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,926千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願いたいと思います。

2ページ、3ページの「第1表歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思います。

以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第23号、平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成21年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ669,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

以下、内容について予算説明書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

#### 第2表 債務負担行為

事項、期間、限度額。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給（融資予定額3,600千円、利率年2.7%）、平成22年度から平成26年度、182千円。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、平成21年度から平成27年度、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

22ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページにお戻りください。

#### 第3表 地方債

起債の目的、限度額、1. 公共下水道事業、154,300千円、2. 特定環境保全公共下水道事業、25,200千円、3. 農業集落排水事業、18,100千円、限度額の合計は197,600千円、起債の方法はいずれも証書借入で利率は7%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

24ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高、3,990,244千円、前年度末現在見込額、3,904,206千円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、197,600千円、当該年度中元金償還見込額、326,169千円、当該年度末現在高見込額、3,775,637千円です。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号、平成21年度上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

平成21年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数、2,163戸
- (2) 年間総配水量、455,000立方メートル
- (3) 1日平均配水量、1,246立方メートル
- (4) 受託工事費、2,550千円
- (5) 主要な建設改良事業

配水管整備事業は200メートルで、事業費、2,000千円。

導水管敷設替事業、200メートルで、事業費、3,500千円。

検定満了メーター取替事業、直径13ミリから75ミリまで合計243個で、事業費で11,000千円。

水源変更事業一式で、100,000千円でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、98,421千円。第1項、営業収益、73,325千円。第2項、営業外収益、25,096千円。

支出。第1款、水道事業費用、92,890千円。第1項、営業費用、82,447千円。第2項、営業外費用、9,943千円。第3項、予備費500千円。

次のページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,265千円は減債積立金7,115千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,531千円及び過年度分損益勘定留保資金8,619千円で補てんするものとする。)

収入。第1款、資本的収入、102,350千円。第1項、企業債、2,000千円。第2項、工事負担金、350千円、第3項、一般会計借入金、100,000千円。

支出。第1款、資本的支出、123,615千円。第1項、企業債償還金、7,115千円。第2項、建設改良費、116,500千円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額2,000千円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内。償還の方法、借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、32,886千円
  2. 交際費、100千円
- (他会計からの負担金)

第7条 一般会計からこの会計へ人件費分として負担を受ける金額は、21,129千円である。

次に、予算説明書に従い、説明いたします。

初めに収益的収入及び支出から説明いたしますので、15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書です。1. 総括の対前年度との比較で説明させていただきます。職員数は、いずれも増減ございません。給与費の報酬は増減なしで190千円、給料は312千円の減で17,418千円、手当は103千円の減で9,481千円、給与費計で415千円の減の27,089千円。法定福利費は695千円増の5,797千円、合計で280千円増の32,886千円です。

以下については、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計資金計画です。当年度予定額及び増減について、受入支払差引の合計で申し上げます。

受入資産。1. 営業収益から、10. 一般会計借入金までの合計で、当年度予定額347,650千円で、対前年度40,973千円の減。支払資金。1. 営業費用から7. 前年度預金返済までの合計で、当年度予定額195,486千円で、対前年度49,412千円の減。差引では当年度予定額152,164千円で、対前年度8,439千円の増となっております。

9ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業予定貸借対照表です。資産の部。1. 固定資産(1)有形固定資産、イ土地からへ建設仮勘定までの有形固定資産合計は、586,419千円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は、6,423千円。固定資産合計は、592,842千円。2 流動資産(1)現金預金、152,164千円(2)未収金、10,841千円。流動資産合計は、163,005千円、資産合計で、755,847千円です。

次のページをお開きください。

負債の部。3. 固定負債(1)引当金、イ修繕引当金で、固定負債合計は、30,197千円。4. 流動負債(1)一時借入金から(4)その他流動負債までで流動負債合計は、1,550千円。負債合計は、31,747千円。

資本の部。5. 資本金、(1)自己資本金は、202,676千円、(2)借入資本金は、イ企業債、ロ一般会計借入金で、借入資本金合計は、439,671千円。資本金合計は、642,347千

円。 6. 剰余金、(1) 資本剰余金、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で、資本剰余金合計は、39,293千円。(2) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までで利益剰余金合計は、42,460千円。剰余金合計は、81,753千円、資本合計は、724,100千円、負債資本合計は、755,847千円です。

次のページの平成20年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成20年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました平成21年度標茶町上水道事業予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第27号、平成21年度標茶町病院事業会計予算について説明申し上げます。

まず1ページでございますが、第1条(総則)、平成21年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条(業務の予定量)、業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数、85床
- (2) 年間患者数、入院、16,060人、外来、40,172人
- (3) 1日平均患者数、入院、44人、外来、166人
- (4) 主要な建設改良事業、機械及び備品購入費、20,130千円  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、1,105,733千円。第1項、医業収益、672,885千円。第2項、医業外収益、432,848千円。

支出、第1款、病院事業費用、1,105,733千円。第1項、医業費用、1,044,235千円。第2項、医業外費用、60,998千円。第3項、予備費、500千円。

次に、2ページにまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,382千円は、過年度分損益勘定留保資金109,382千円で補てんするものとする。)収入、第1款、資本的収入、20千円。第1項、固定資産売却代金、20千円。支出、第1款、資本的支出、109,382千円、第1項、建設改良費、20,130千円、第2項、企業債償還金、79,250千円、第3項、その他固定負債償還金、10,022千円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、714,179千円

(2) 交際費、1,500千円

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、370,316千円

(2) 企業債償還金負担、37,263千円

(3) 施設設備費負担、11,905千円、合計、419,484千円

3ページにまいります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、105,800千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。1. 取得する資産。種類、器械・備品。名称、特殊入浴装置、数量一式。2. 処分する資産。種類、機械・備品。名称、特殊入浴装置、数量一式。処分の態様、廃棄であります。

次に、19ページをお開きください。

平成21年度標茶町病院事業会計予算説明書

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1. 総括の損益勘定支弁職員数、一般職は60人で前年度に比較し一人減で、給食調理員退職によるものであります。給与費は、報酬で66,663千円、給料で263,988千円、賃金で33,668千円、手当で199,479千円、計563,798千円、前年度に比して計で12,741千円の増で、法定福利費92,692千円を加えた合計額は656,490千円で、前年度に比して合計で25,792千円の増となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

平成21年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては1,296,603千円で、前年度決算見込額に比べて68,874千円の減、支払資金につきましては1,250,326千円で、前年度決算見込額に比べて34,301千円の減であります。なお、受入資金と支払資金との差引額は34,573千円の減となっております。

次に、14ページをお開きください。

平成21年度標茶町病院事業予定貸借対照表でございます。資産の部の1. 固定資産、

(1) 有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で2,074,746千円。(2) の無形固

定資産はイ電話加入権で388千円、(3)の投資はイ長期貸付金500,000千円、投資合計も同額であります。したがって固定資産合計額は2,575,134千円となり、2.流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで115,329千円で、資産合計は2,690,463千円であります。

次に15ページの負債の部では、3.固定負債は(1)その他固定負債で13,224千円あります。4.流動負債の(1)未払金から(3)その他流動負債までの合計が31,011千円で、負債合計は44,235千円あります。

次に、資本の部ですが、5.資本金、(1)自己資本金900,388千円、(2)借入資本金は企業債として1,567,495千円で、資本金合計は2,467,883千円あります。6.剰余金、(1)資本剰余金はイの受贈財産評価額とロの国庫補助金の合計は265,332千円、(2)の欠損金については86,987千円で、剰余金合計は178,345千円。資本合計は2,646,228千円で、負債資本合計2,690,463千円あります。

次のページにまいります。

平成20年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17ページから18ページまでの平成20年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

平成21年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、先の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 2時50分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 9番 末柄 薫

署名議員 10番 舘田賢治

署名議員 11番 深見 迪

平成21年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成21年3月11日（水曜日） 午後4時40分開議

- 第 1 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
第 2 議案第 29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
第 3 議案第 30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
第 4 議員提案第 1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
第 5 意見書案第 1号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書  
第 6 意見書案第 2号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める  
意見書  
第 7 意見書案第 3号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書  
第 8 閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）  
追 加 議案第 21号 平成21年度標茶町一般会計予算  
議案第 22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第 23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算  
議案第 24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算  
議案第 25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第 26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算  
議案第 28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算  
(平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

閉議の宣告

閉会の宣告

○出席議員（16名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君    | 2番 黒 沼 俊 幸 君  |
| 3番 越 善 徹 君    | 4番 伊 藤 淳 一 君  |
| 5番 菊 地 誠 道 君  | 6番 後 藤 勲 君    |
| 7番 林 博 君      | 8番 小野寺 典 男 君  |
| 9番 末 柄 薫 君    | 10番 館 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君   | 12番 田 中 敏 文 君 |
| 13番 川 村 多美男 君 | 14番 小 林 浩 君   |
| 15番 平 川 昌 昭 君 | 16番 鈴 木 裕 美 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

|        |               |
|--------|---------------|
| 町長     | 池田裕二君         |
| 副町長    | 及川直彦君         |
| 総務課長   | 玉手美男君         |
| 企画財政課長 | 森山豊君          |
| 税務課長   | 高橋則義君         |
| 管理課長   | 今敏明君          |
| 住民課長   | 妹尾昌之君         |
| 農林課長   | 牛崎康人君         |
| 商工観光課長 | 佐藤啓一君         |
| 建設課長   | 井上栄君          |
| 水道課長   | 妹尾茂樹君         |
| 育成牧場長  | 表武之君          |
| 病院事務長  | 蛭田和雄君         |
| やすらぎ園長 | 山澤正宏君         |
| 教育長    | 吉原平君          |
| 教育管理課長 | 島田哲男君         |
| 社会教育課長 | 中居茂君          |
| 農委事務局長 | 牛崎康人君（農林課長兼務） |

○職務のため出席した事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 佐藤吉彦君 |
| 議事係長   | 中島吾朗君 |

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後 4時40分開会)

◎会議時間の延長

- 議長(鈴木裕美君) 会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。  
休憩いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 6時11分

◎諮問第1号

- 議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1。諮問第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

- 町長(池田裕二君)(登壇) 諮問第1号の提案趣旨についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町旭1丁目2番5号、氏名は小山内絹子、生年月日は昭和19年4月28日、職業は会社役員であります。

履歴の詳細は略させていただきますが、保護司として、また、多くの公職でご活躍されておりまして、平成15年から人権擁護委員としてご尽力いただいております。継続してお願いをいたしたく推薦をいたすものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます提案趣旨の説明といたします。

- 議長(鈴木裕美君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は、「適任と認める。」意見といたしたいと思えます。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める。」意見とすることに決定いたしました。

◎議案第29号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。議案第29号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、平成21年5月31日付をもって任期満了となる委員に次の方を選任したいので議会の同意を求めらるるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条の規定によって、議会の同意を求めらるるものであります。

住所につきましては、川上郡標茶町旭2丁目3番23号、氏名は竹嶋和人氏、生年月日は昭和21年10月15日でございます。

竹嶋氏の経歴につきましては、資料をお手元に配布させていただきましたので、説明は省略させていただきます。と思えます。

竹嶋氏は永きにわたり委員を務め、その職務に精通されご尽力いただいております。継続してお願いしたいと存じますのでご審議いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案同意されました。

◎議案第30号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。議案第30号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、平成21年4月25日付をもって任期満了となる委員に次の方を選任いたしたいので議会の同意を求めらるるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第30号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条の規定によって、議会の同意を求めらるるというものであります。

住所につきましては、川上郡標茶町字熊牛原野西4線97番地6、氏名は若森勝美氏、生年月日は昭和27年2月7日でございます。

若森氏の経歴につきましては、資料をお手元に配布させていただきましたので、説明は省略させていただきますと思います。

若森氏もまた永きにわたり委員を務められ、その職務に精通されております。ご尽力をいただいております。継続してお願いしたいと存じますのでご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案同意されました。

◎議員提案第1号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

9番・末柄君。

○9番(末柄 薫君)(登壇) 議員提案第1号、標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

本案は、標茶町事務文書条例が先日可決されましたことに伴い、標茶町議会委員会条例で定めております所管を変更する必要性が生じたことから改正をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第1号。標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例。

標茶町議会委員会条例(昭和37年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、商工観光課」を削る。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上で、議員提案第1号標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を、原案可決してご異議ございませんか。

（異議なし）の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

（ 11番・深見迪君退席。 ）

◎意見書案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

（ 11番・深見迪君着席。 ）

#### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま、付託しておりました平成21年度標茶町標茶町各会計予算審査特別委員会委

員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第21号ないし議案第28号

○議長(鈴木裕美君) 議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題8案に関し、付託いたしました平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題8案を一括採決いたします。

議題8案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成21年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 6時29分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 9番 末柄 薫

署名議員 10番 舘田賢治

署名議員 11番 深見 迪